

四 仕業機關車ノ始メテ到着スヘキ際ニ近付キタルトキハ普通ノ場合ヨリ早く制動機ヲ使用シ其ノ效果ヲ試ミツ、注意進行スヘシ此ノ場合貫通制動機ヲ使用セサル列車ナルトキハ緩急車制動機ノ締結若クハ緩解ニ付テ汽笛合關ヲ缺クヘカラス

四十四

○真空汽笛付貨車聯結方

(大正五年二月二十八日)

運輸事務所、驛、機關車

貨物列車又ハ混合列車ニシテ組成上緩急車三輛以上ノ聯結ヲ要スルモノハ内一輛ニ限り緩急車ニ代フルニ眞空汽笛付貨車ヲ機關車ノ次位ニ聯結シテ貫通制動機ヲ使用スルコトヲ得但シ當分ノ内緩急車五輛以上ノ聯結ヲ要スル列車ニ限り内二輛迄眞空汽笛付貨車ヲ聯結スルコトヲ得
眞空汽笛付貨車ヲ聯結スルトキハ該車輛ト前部緩急車トノ間ニハ成ルヘク他ノ車輛ヲ介在セシメ制動機ヲ平等ニ配置セシムルコトニ努ムヘシ
大正四年二月東達甲第八八號ハ之ヲ廢止ス

○刀根驛ニ適用スヘキ規程ニ就テ

(大正五年十二月二十七日)

局報注意

規程類抄第三章(編)第一及二節(章)中刀根信號所ニ對シテ規定シタル事項ハ之ヲ刀根驛ニ適用スルモノトス

第二章 信號

○常置信號機取扱方

(大正四年十月八日)

運輸事務所、驛

常置信號機ニシテ轉轍器ト聯動裝置ヲ施シアルモノハ列車又ハ車輛カ關係轉轍器ヲ通過シタル後ニ在ラサルハ之ヲ定位ニ復スヘカラス但シ遠方信號機ニアリテハ此ノ限ニ在ラス
大正三年四月東達第九九二號及同二年七月神管達第二〇一五號ハ之ヲ廢止ス

○常置信號機ノ取扱ニ就テ

(大正四年十月八日)

局報注意

線路有效延長ノ關係上中達甲第二三一號ノ取扱ヲ爲シ能ハサル驛所ニ在リテハ列車停止後直ニ常置信號機ヲ定位ニ復スヘシ

○晝間ニ於ケル常置信號機及轉轍標識ノ燈器取扱ニ關スル件

(大正四年十月八日)

局一設

晝間ニ於ケル常置信號機及轉轍標識ノ燈器取扱方左ノ通定ム
一 常置信號機(圓板信號機ヲ除ク)ノ燈器ハ晝間ト雖夜間ト同様ノ位置ニ置クヘシ
二 圓板信號機及轉轍標識ノ燈器ハ晝間之ヲ取外シ置クヘシ但シ電燈裝置又ハ特殊ノモノニシテ本號ニ依リ難キモノハ此ノ限ニ在ラス
大正二年六月神管達第一六九九號明治四十五年西管達第一八六八號其ノ他本達ニ牴觸又ハ重複スル諸達類ハ之ヲ廢止ス

○常置信號機取扱者指定ノ件

(大正五年五月四日)

運輸事務所、驛

常置信號機取扱者ヲ左ノ通指定ス
一 常置信號機ハ左ノ場合ヲ除クノ外驛長自ラ之ヲ取扱フヘシ
一 信號手ヲ配置シアル驛
二 信號ノ「リ」バ「カ」遠隔ノ箇所ニ設アル驛
二 列車取扱ノ關係ニ依リ驛長自ラ信號ヲ取扱ヒ難キ場合ハ自己ノ責任ヲ以テ他ノ係員ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得
第一項ノ二及第二項ノ場合ニ於ケル各驛取扱者ハ之ヲ選定シ其ノ職名ヲ運輸事務所長ニ報告シ置クヘシ
大正元年八月西管達第一六九號ハ之ヲ廢止ス

○常置信號機用二位反應器ニ水銀接觸器裝置ノ件

(大正五年五月十日)

局一設

常置信號機用二位反應器ハ信號腕ノ水平ヲ零度トシ十二度以下ニ下降セルトキ働作シ八度以上ニ復歸スルニ

「ダイヤ」紙、タブレット式單線用閉塞器使用又ハ票券式施行區間ノ際ニ於ケル出發信號機ハ「タブレット」若ハ票券ヲ乗務員ニ授與スルニ先チ無難信號ヲ現示スルモノトス又指導演法施行ノ場合ハ一般區間ニ於テモ右ニ準シ取扱フヘシ

○列車停止標設置ノ件

(大正五年五月十日) 局一般
中達甲第三三〇號

出發信號機ヲ規定ノ位置ニ設置スルコト能ハサル場合ノ取扱方左ノ通定ム
一 出發信號機カ線路ノ狀態其ノ他ノ爲規定ノ位置ニ設置スルコト能ハサルトキハ列車停止位置ヲ標示スル爲相當車輛停止區域ニ列車停止標ヲ設置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ乙號車輛停止區域標ヲ使用シ夜間ハ柱上ニ白色燈ヲ掲クルモノトス
二 列車停止標ヲ設置シタル線路ニ到着スル列車ハ該標ノ後方約五十呎以上ノ位置ニ停止スヘシ但シ之カ爲列車ノ後部カ尙車輛停止區域外ニ在ル場合ハ誘導ニ依リ列車停止標迄前進セシムルコトヲ得
三 第一項ニ依リ列車停止標ヲ設置シタルトキハ保線、運輸兩事務所長協議ノ上使用方法ヲ通達シ其ノ旨報告スヘシ
大正三年五月神管達第一五五八號及本達ニ牴觸スル從前ノ達、通牒ハ之ヲ廢止ス

○電車ニ對スル出發合圖ノ件

(大正五年五月八日) 運輸事務所、驛、電車庫
中達甲第二六七號 車掌監督
改正 大正五年七月三十一日中達甲第五〇四號

電車ニ對スル出發合圖方左ノ通定ム
一 複線區間ヲ運轉スル電車ノ出發ハ左記各驛ヲ除キ本年七月二十二日達第七四七號ニ依ルヘシ
品川、横濱(下リ)、新宿(山手)、池袋、
二 (削除)
三 左記各驛ニ於テハ下記方面ニ電車ヲ出發セシムルニ先チ車掌ハ電鈴合圖ニ依リ信號取扱者ノ肯諾ヲ受クヘシ
萬世橋、飯田町驛 下リ

(中達)

(中達)

牛込驛

上リ

新宿驛 (第一乗降場)

上リ

大久保驛

下リ

中野驛

上リ

田端驛

上リ

四 第三項ノ電鈴取扱方ハ本年三月中達甲第一〇二號ニ依ル外尙左記ニ依ルヘシ

イ 車掌ハ電車ノ出發準備整ヒタルトキ電鈴合圖(符號長點一打)ヲ信號取扱者ニ送示シ其ノ應諾合圖ヲ確認スヘシ

ロ 電鈴不良ニシテ合圖ノ交換ヲ爲シ難キ場合ニハ信號取扱者ニ於テ電車ノ出發ニ差支ナキトキ左ノ手合圖ヲ爲スヘシ

晝 間 白色旗ヲ掲ク

夜 間 白色燈ヲ左右ニ振ル

ハ 電鈴ハ電車乗降場ト信號取扱所間ニ之ヲ裝置ス

五 車掌ハ出發合圖ノ手笛ヲ左ノ通吹鳴スヘシ

下リ電車 長ク一聲

上リ電車 適度ニ二聲

大正三年十一月東達甲第一一三號同年十二月東達甲第二〇九號及大正四年六月東達甲第三二六號ハ之ヲ廢止ス

○東管内電車ニ對スル出發合圖方ノ件

(大正五年八月十日) 運輸事務所、驛、電車庫
中達甲第五一五號 車掌監督

東部鐵道管理局ニ於ケル電車ニ對スル出發合圖方左ノ通心得フヘシ

一 大正五年七月達第七四七號ニ依リ電車ノ出發ニ際シ驛長ノ指示ヲ省略シ得ヘキ驛左ノ通

- 鶯谷 上リ電車
- 日暮里 上下電車
- 田端 上下電車
- 二 車掌出發合圖ノ手笛吹鳴方左ノ通
- 下リ電車 長ク一聲
- 上リ電車 適度ニ二聲

○「スウキツチバツク」停車場ニテ列車カ折返シ線ニ進入スル場合手合圖方

「スウキツチバツク」停車場又ハ信號所ニ於テ列車カ折返シ線ニ進入スル場合（前進ト否トニ不拘其ノ前頭ニ機關車ヲ聯結シアルトキハ後方乗務ノ車掌ハ前頭機關車ノ折返シ線ニ入りタル頃ヲ見計ラヒ車内ヨリ前頭機關車ニ向ヒ注意手合圖ヲ現示シ後部車輛カ相當位置ニ入りタル後危害手合圖ヲ現示スヘシ
夜間ニ在リテハ列車停止後更ニ信號手ニ向ヒ白色燈ヲ現示スヘシ
大正三年十二月東達第一三六號及大正三年十月神管達第三〇六三號ハ之ヲ廢止ス

○「ホール」式遠方信號機取扱方

- 一 「ホール」式遠方信號機取扱方左ノ通定ム
- 一 遠方信號機操縦用「スウキツチ」ハ電路ヲ遮斷セル位置ニ在ルヲ以テ定位トス
- 二 遠方信號機ニ無難信號ヲ現示スルニハ關係場内信號機ニ無難信號ヲ現示シタル後信號操縦用「スウキツチ」ヲ反位ニ轉換シ電路ヲ接續スヘシ
- 三 遠方信號機ヲ定位ニ復スルニハ列車カ該信號機ヲ通過シタルトキ信號操縦用「スウキツチ」ヲ定位ニ轉換スヘシ但シ遠方信號操縦用「スウキツチ」ニ自働復歸轉換器ヲ使用シタルモノニ在リテハ列車カ該器ト電氣

〔中管〕

的裝置ヲ有スル「トレッツドル」上ヲ通過スルトキハ「スウキツチ」ハ自働的ニ定位ニ復スルモノトス
四 信號操縦用「スウキツチ」ヲ轉換シタルトキハ必ス反應器ニ依リ信號ノ正當ニ作用シタルコトヲ確認スヘシ
大正四年六月東達第三二四號ハ之ヲ廢止ス

○列車信號ノ不整備ヲ發見シタルトキノ取扱方

（大正四年十月九日） 運輸事務所、驛、機關車
（中達甲第二五三號） 車掌監督

- 運轉中列車信號ノ不整備ヲ發見シタルトキノ取扱方左ノ通定ム
- 一 驛長ハ通過列車ノ列車信號カ不完全ナルコトヲ發見シタルトキハ直ニ其ノ旨前方驛ニ通報スヘシ
 - 二 前項ノ通報ヲ受ケタル驛ニテハ通過列車ト雖之ヲ停止シテ信號ノ整備ヲ爲サシムヘシ
 - 三 機關手ハ運轉中後部兩側信號ヲ認メ得サルトキハ列車分離ナルヤ又ハ信號ノ不整備ナルヤ等ニ注意シ適度ノ汽笛一聲ヲ吹鳴シテ車掌ノ注意ヲ促スヘシ
 - 四 後部車掌ハ前項ノ注意汽笛ニ依リ後部兩側信號ノ不完全ナルコトヲ知リタルトキハ先ツ機關手ニ向ヒ晝間ハ腕、夜間ハ白色燈ヲ現示シ然ル後信號ヲ整備スヘシ
 - 五 若夜間ニ於テ點火スルコト能ハサル場合ニハ白色燈ヲ現示シタル儘運轉シ次驛ニ到着ノ上之ヲ整備スヘシ
 - 五 後部車掌ニ於テ後部兩側信號ノ消火ニ氣付キタルトキハ即時點火スヘシ若點火シ能ハサルトキハ第四項後段ノ取扱ニ依ルヘシ
- 大正三年五月東達第一一一一號及大正三年七月神管達第二四三五號ハ之ヲ廢止ス

○晝間ニ於テ夜間信號ヲ用フヘキ隧道指定ノ件

（大正四年十月九日） 關係運輸事務所、驛、機關車
（中達甲第二五四號）
改正 大正五年十月三十日中達甲第六〇〇號
列車運轉及信號取扱心得第二百二十一條ニ依リ晝間ニ於テ夜間信號ヲ用フヘキ隧道ヲ左ノ通指定ス

線名	區間	隧道名	線名	區間	隧道名
東海道線	用宗燒津間	各隧道	東海道線	金谷堀ノ内間	牧ノ原
中央線	淺川猿橋間	各隧道	中央線	笹子鹽山間	各隧道
同	小野鹽尻間	善知鳥	同	明科西條間	白坂
同	麻績姨捨間	冠著	同	奈良井藪原間	鳥居
北陸線	柳ヶ瀬刀根間	柳ヶ瀬	北陸線	新保杉津間	葉原
同	杉津大桐間	山中	同	俱利伽羅石動間	俱利伽羅
同	市振親不知間	若水	同	親不知青海間	各隧道

○停車場外信號ノ現示方ニ就テ

一定ノ期間内列車ナリ且停車セシメタル上徐行ヲ要スル區域ノ兩端ニハ列車運轉及信號取扱心得第百八十五條ノ注意信號ヲ揭示シ其ノ前方ニ在
リテハ危害手合圖ヲ以テ列車ヲ停止セシメタル後出發ノ時機ヲ知ラシムル爲メ注意手合圖ヲ現示スヘシ列車ハ之ヲ認メテ徐行區域ニ進行スルモノ
トス

○軌道中心間隔狭小ナル驛ニ待避列車信號取外シノ件

左記各驛ニ於テハ軌道中心間隔狭小ニ付中線ニ待避中ノ列車ハ後部信號ヲ取外シ置クヘシ
 驛名 上リ線ト中線トノ間隔 下リ線ト中線トノ間隔
 東海道本線 九呎九吋八分ノ三 九呎九吋二分ノ一
 名古屋屋 九呎九吋八分ノ三 九呎九吋二分ノ一
 關西線

〔中管〕

〔中管〕

盤江 九呎七吋
 彌富 九呎六吋
 桑名 九呎六吋
 四日市 九呎七吋
 待避列車ニシテ行違發車スルモノハ行違側ノ信號ヲ取外シタル儘出發シ行違後運轉中車掌ニ於テ掲出スヘシ
 但シ車掌ニ於テ掲出シ得サルモノハ其ノ儘次ノ停車驛迄運轉スルコトヲ得
 大正二年六月神管達第一六〇二號ハ之ヲ廢止ス

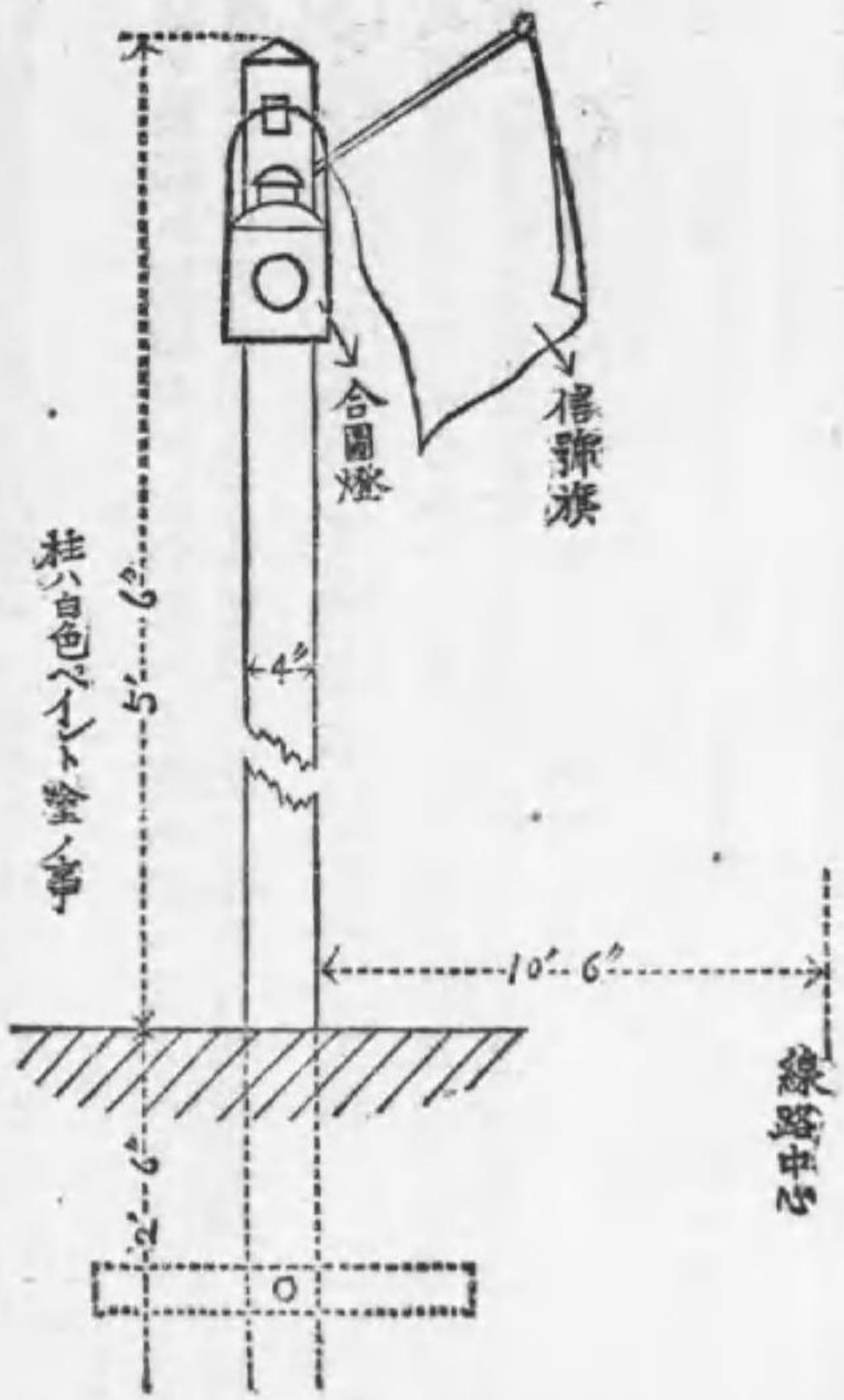
○無蓋緩急車ヲ後部ニ連結シタル列車ノ信號省略セサル件

無蓋緩急車ヲ後部ニ連結シタル列車ハ後部兩側ニ掲クヘキ信號ヲ省略スヘカラス
 大正五年二月十九日 (局一發)
 中達甲第六六號

○通過用注意手合圖揭示柱使用手續

列車運轉及信號取扱心得第百九十二條ニ依リ通過列車ニ對シ現示スル注意手合圖ハ單線區間ノ驛所及複線區
 間ノ信號所ニ限リ通過用注意手合圖揭示柱ヲ設ケ之ニ揭示スルコトヲ得其ノ手續左ノ如シ
 通過用注意手合圖揭示柱使用手續
 一 通過用注意手合圖揭示柱(以下單ニ揭示柱ト稱ス)ノ構造及手合圖ノ揭示方ハ左圖ノ如シ
 二 揭示柱ハ乗降場ノ先端(上リ列車ニハ上リ方面)ニ設置ス但シ乗降場ノ設ナキ箇所ニ於テハ適當ノ位置ニ之ヲ
 設ク
 三 揭示柱ニハ晝間ハ信號旗、夜間ハ手提信號「ランプ」ヲ掲ケ注意手合圖ヲ現示ス危害手合圖ハ現示スルコ
 トナシ
 四 注意手合圖ノ揭示又ハ撤去ノ時機ハ出發信號機取扱ニ準ス

五 前號ノ取扱ハ驛長又ハ常置信號機取扱者之ヲ爲ス
大正三年三月東達第四六五號ハ之ヲ廢止ス



○通過用注意手合圖揭示柱位置ニ就テ (大正五年四月二十七日) 局報注意

從來通過用注意手合圖揭示柱ノ線路中心ヨリノ距離ハ「ダブレット」授柱ト略同一ニシテ且其ノ位置ハ「ダブレット」授柱ヨリ手前ニ在ル爲機關車乗務員ニ於テ「ダブレット」受領ノ際見透シテ阻礙スル嫌アルヲ以テ今回之ヲ變更シタルモ從來ノモノニシテ差支ナキ分ハ此際別ニ移轉スルニ及ハサルモノトス

○先著電車アル線路ニ後著電車ヲ進入セシムル取扱方

(大正五年三月二十九日) 中達甲第一五四號

新橋運輸、電力事務所、驛、電車庫、車掌監督、派出所

〔中管〕

〔中管〕

停車場ニ於テ先著電車ノ停車セル同一線路ニ後著電車ヲ進入セシムル必要アル場合ニハ左記取扱ニ依ルヘシ
一 後著電車ヲ一旦場内信號機(場内信號機ニ代ハルヘキ相當位置ニ自働閉塞機ノ設アルモノハ該機)外ニ停車セシメタル上手合圖ニ依リ進入セシムヘシ
一 前項ノ場合列車運轉及信號取扱心得第一八九條ニ依リ後著電車ノ乗降場ニ於ケル停車位置ニ危害手合圖ヲ現示スヘシ
大正四年五月東達甲第二六五號ハ之ヲ廢止ス

○前後部車掌間ノ確認合圖ニ關スル件 (大正五年二月十九日) 中達甲第七〇號

運輸事務所、驛、機關車、車掌監督

停車場へ列車ノ發着スル際前後部車掌ハ左記ニ依リ確認合圖ノ交換ヲ爲スヘシ
一 停車場へ進入ノ際前後部車掌ハ遠方信號機ヲ過キタルトキ場内信號ノ無難現示ヲ確認シタル上列車ノ左右ヨリ後部車掌ニ對シ信號確認合圖ヲ爲スヘシ
二 停車場ヲ出發シタルトキ後部車掌ハ乗降場側ヨリ前部車掌ニ對シ乗車確認合圖ヲ爲シ更ニ列車ノ反對方面ニ於テ同一合圖ヲ繰返スヘシ
三 停車場ヲ通過スルトキ前部車掌ハ出發信號ノ無難現示「ダブレット」ノ授受等ヲ認確シタル上後部車掌ニ對シ通過準備確認合圖ヲ爲スヘシ
四 確認合圖ハ總テ左ノ方式ニ依リ窓外ニ現示シ同一合圖ヲ以テ之カ應答ヲ爲スヘシ
晝 間 片腕ヲ外方ニ水平ニ伸フ
夜 間 白色燈ヲ左右ニ動カス
五 前記各項ノ合圖カ線路狀態其ノ他ノ事情ニ依リ前後部相互間ニ見透シ難キ場合ハ所定ノ反對方面又ハ適當ノ箇所ニ於テ之ヲ爲スヘシ
大正三年五月東達第一〇六四號及大正三年一月神管達第一四五號ハ之ヲ廢止ス

○前部車掌ノ列車出發合圖中繼ニ就テ (大正五年二月十九日) 局報注意

前部車掌カ後部車掌ノ列車出發合圖ヲ中繼スルニ際シ單ニ綠色燈ヲ現示シ或ハ口頭ニ止メ其數ハ驛員ニ於テ口頭ヲ以テ中繼シ乘務員モ敢テ之ヲ徑マサル向アル哉ノ處右ハ往々事故發生ノ素因トモナル虞アルニ付前部車掌ハ必ス列車運轉及信號取扱心得第二〇一條ニ依リ之ヲ爲シ決シテ他係員ヲシテ如上ノ中繼行爲ヲ爲サシムヘカラサル儀ト心得ヘシ
大正四年六月十八日局報注意(列車出發ノ中繼ニ就テ)ハ之ヲ廢止ス

○徐行區域運轉中後部車掌手合圖現示ノ件

(大正五年四月十三日) 運輸事務所、驛、機關庫
(中達甲第一八七號) 車掌監督

列車徐行區域ヲ運轉ノ際列車全部カ該區域ヲ通過シタルヤ否ヲ機關手ニ認識シ易カラシムル爲後部車掌ハ該區域運轉中注意手合圖ヲ現示スヘシ
大正二年七月神管達第一八四四號ハ之ヲ廢止ス

○列車運轉中制動機緊締又ハ緩解ニツキ汽笛合圖ニ應答ノ件

(大正五年二月十九日) 局一號
(中達甲第七一號)

車掌ハ列車運轉中機關手ヨリ列車運轉及信號取扱心得第二〇三條第二、三號ニ依ル制動機ノ緊締或ハ緩解ノ汽笛合圖ヲ受ケタルトキハ直ニ緊締緩解ノ手配ヲ爲シ同時ニ應答ノ爲メ左記ノ合圖ヲ現示スヘシ
晝 間 片腕ヲ窗外ニ於テ上下ニ動ス
夜 間 白色燈ヲ窗外ニ於テ上下ニ動ス

大正四年二月神管達第二三二號運轉中制動機緊締又ハ緩解ノ汽笛合圖ニ對スル應答合圖ノ件ハ之ヲ廢止ス

○車輛入換特殊合圖法式

(大正五年五月四日) 局一號
(中達甲第二四一號)

車輛入換ノ場合ニ於ケル打合ノ必要ニ依リ明治四十五年五月達第五四〇號通告合圖ノ外向左記ノ通特殊合圖法式ヲ定メ來六月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔中管〕

〔中管〕

一 車輛入換通告特殊合圖

名稱	合圖	圖式
聯結	合圖旗ヲ絞リテ左右ニ持チ頭上高ク水平ニ柄ノ尾端ヲ合ス	合圖燈ノ赤色ト綠色トヲ交互ニ數回現示ス
突放	赤色旗ヲ絞リテ頭上ニ振リツツ制規ノ手合圖ヲ現示ス	赤色燈ヲ以テ高ク圓形ヲ畫ク
僅少ノ進退	現示シツツアル綠色旗ヲ上下ニ小振動ス	赤色燈ヲ上下ニ動カシ後制規ノ手合圖ヲ現示ス
速度節制		現示シツツアル綠色燈ヲ上下ニ小振動ス
上リ本線		白色燈ヲ以テ腰部ヨリ頭上ニ豎ニ波狀線ヲ畫ク
下リ本線		白色燈ヲ以テ頭上ヨリ腰部ニ豎ニ波狀線ヲ畫ク
中線		白色燈ヲ以テ橫ニ波狀線ヲ畫ク
一號線		白色燈ヲ左右ニ動カス
二號線		白色燈ヲ左右ニ動カシ後高ク掲ク
三號線		白色燈ヲ上下ニ動カス
四號線		白色燈ヲ高ク小振動ス
五號線		白色燈ヲ以テ圓形ヲ畫ク
六號線		白色燈ヲ以テ圓形ヲ畫キ後左右ニ動カス
七號線		白色燈ヲ以テ圓形ヲ畫キ更ニ左右ニ動カシ後高ク掲ク
八號線		白色燈ヲ以テ圓形ヲ畫キ後上下ニ動カス
九號線		白色燈ヲ以テ圓形ヲ畫キ後高ク小振動ス
十號線		白色燈ヲ左右ニ動カシ後上下ニ動カス
取消		赤色燈ヲ以テ圓形ヲ畫キ後上下ニ動カス

合圖ノ反覆ヲ求ム
承認合圖ノ相違シタル時

合圖燈ノ赤色ト白色ヲ數回交互ニ現示ス
赤色燈ヲ左右ニ動カス

- 二 特殊合圖ハ同一ノ合圖ヲ返示スルヲ以テ承認ノ證トス
- 三 特殊合圖ハ口頭通告ヲ爲ササルモ對手者ニ於テ了解シ得ヘシト認メラルル場合ニ於テノミ現示スルモノトス

- 四 特殊合圖 聯結、僅少ノ進退及速度節制合圖ノ外ハ機關手ニ對シテ現示セサルモノトス
- 五 機關手ハ聯結ノ合圖ヲ受ケタルトキハ左ノ汽笛合圖ヲ以テ之ニ應答スヘシ

短急一聲、長緩一聲

○解放車通告汽笛合圖ノ件

大正元年九月西管達第四五二號ハ之ヲ廢止ス

中間驛ニ解放車アルトキハ該驛遠方信號機内ニ進入シタル際左記ノ汽笛合圖ヲ爲スヘシ

○機關手火夫相互間ノ唱呼應答方

(大正五年五月四日) 運輸事務所、驛、機關車、
中達甲第二四四號 車掌監督、派出員
改正 大正五年六月五日中午達第三九二號

- 一 機關手又ハ火夫執レカ先ニ其ノ狀態ノ正否ヲ確認セシ者ヨリ之ヲ唱呼ヲ爲シ對手者ハ之ヲ確認シタル上相當ノ應答ヲ爲スヘシ但シ對手者ニ於テ線路其ノ他ノ關係上直ニ之ヲ確認スルコト能ハサル場合ハ不取敢唱呼ノ下句ヲ以テ應答シ置キ其ノ狀態ヲ實視スルコトニ努ムヘシ
- 二 常置信號機ニシテ所屬線ヲ異ニスルモノハ各其ノ線名ヲ冠スヘシ

淺川(八王子ヨリ淺
三角(川ニ向フトキ)

唱呼ノ時 機
「ダブルット」ヲ受取リタルトキ

應 答
三角オールライト

(中管)

發車オールライト

「通過」オールライト又ハ危害

出發信號機及發車合圖ヲ認メタルトキ

發車オールライト

「通過」オールライト又ハ危害

後部オールライト

發車ノ際列車ノ後部カ「ブラットホー
ム」ノ一端ニ達シタルトキ
運輸中反顧シ後部ニ異狀ナキヲ認メタルトキ

後部オールライト

「遠方」オールライト又ハ危害

遠方信號ニ無難又ハ危害ヲ認メタルトキ

「遠方」オールライト又ハ危害

「場内」オールライト又ハ赤

場内信號ニ無難又ハ危害ヲ認メタルトキ

「場内」オールライト又ハ赤

「手合圖」オールライト又ハ赤

「手合圖」ニテ入驛スル場合其ノ注意信號

「手合圖」オールライト又ハ赤

- 三 本達唱呼ノ外必要ト認ムルモノハ運輸事務所長ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

○車輛検査合圖手續

(大正四年十月二十五日)
中達甲第二八二號

各運輸事務所、驛、機關車、
検査所、電車庫、列車電燈所

車輛検査合圖手續左ノ通定ム

車輛検査合圖手續

- 第一條 列車検査若ハ車輛ノ検査(列車電燈検査ヲ含ム以下同シ)又ハ修繕ヲ施行セムトスルトキハ左記ニ依リ検査合圖ヲ揭示シ終了後ハ速ニ撤去スヘシ但シ専用線ニ於テ施行スル場合ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 第二條 検査合圖ハ左ノ通トス

晝 間 赤色旗
夜 間 赤色燈

- 第三條 合圖揭示方ハ列車検査ニ在リテハ乗降場側若ハ相當位置ニ於テ左記車輛ニ掲タルモノトス但シ停車時間三分以内ナルトキハ特ニ必要アル場合ノ外之ヲ省略スルコトヲ得

- 一、列車カ到着シタル儘機關車交換又ハ入換ヲ爲サスシテ出發スル場合ハ前部車輛
- 二、列車ノ前部ニテ機關車ヲ交換シ又ハ前部ニテ入換ヲ爲ス場合ハ停止中ノ前部車輛
- 三、列車ノ後部ニ補助機關車ヲ連結シ又ハ後部ニテ入換ヲ爲ス場合ハ停止中ノ前後部車輛
- 四、列車カ分割シテ同一方向ニ出發スル場合ハ最初前位列車ノ前部車輛、該列車出發後ハ次位列車ノ前部車輛
- 五、列車カ前後ニ分割シテ出發スル場合ハ各其ノ列車ニ對シ前部車輛
前項以外ノ車輛検査又ハ修繕ニ在リテハ左記車輛ニ掲クルモノトス
- 一、突込線ナルトキハ轉轍器ニ面スル車輛
- 二、其ノ他ノ線路ニ在リテハ凡テ兩端車輛
- 第四條 検査合圖ノ取扱ハ機關庫、檢車所、列車電燈所又ハ電車庫主任ニ於テ指定シタル者之ヲ爲スヘシ但シ檢車手及電燈検査手同時ニ從事スルトキハ指定サレタル檢車手トス
- 第五條 前條取扱者ハ検査又ハ修繕ノ爲列車ヲ遅延セシメサルコトニ努ムヘシ
- 第六條 驛長ハ検査合圖ヲ撤去シタル後ニ在ラサレハ列車ノ出發合圖ヲ爲スヘカラス
- 第七條 電車ニ在リテハ車輛ノ検査又ハ修繕施行ノ場合ノミニ適用ス
- 第八條 御召列車ノ検査合圖取扱方並機關車解結ニ關シテハ左ノ通トス
- 一、検査合圖ハ乗降場側ニ於テ列車ノ前後部ニ掲スヘシ但シ乗降場曲線ノ爲合圖見透シ難キトキハ後部ハ兩側ニ掲クヘシ
- 二、検査合圖ノ揭示及撤去ハ列車前後部ニ分乘セル車輛係員ニ於テ之ヲ行フヘシ但シ前部検査合圖ノ撤去ハ機關車監督員ヨリ機關車ノ準備完了ノ通告ヲ受ケ尙後部合圖ノ撤去ヲ確認シタル後之ヲ行フモノトス
- 三、「ゾアキアムホース」「スチームヒーターホース」並電纜電鈴線連結終了ヲ機關手ニ通告スルニハ機關車監督員ニ於テ之ヲ爲スヘシ
- 四、機關車解結ノ際ハ直接之ニ從事スル職員ノ外其ノ附近ニ立寄ルヘカラス

附 則

〔中管〕

大正三年三月東達第四六四號大正元年九月西管達第三五一號ハ之ヲ廢止ス

○轉轍手ノ出務確認及手合圖現示ニ關スル件

(大正五年五月四日 中達甲第二四二號)

運輸、保線、電力事務所、關係驛
機關庫、保線區、電車庫
車掌監督、派出員

- 一 驛長ハ夜間列車ノ發著スル線路ノ轉轍器ニ從事スル轉轍手ノ出務ヲ確認スル爲遅クモ列車ノ發著五分前ニ乗降場ノ適當ナル箇所ニ於テ轉轍手ニ向ヒ白色燈ヲ左右ニ動カシ轉轍手ハ轉轍器ノ正當方位ナルコトヲ確認シタル上同様ノ合圖ヲ爲スヘシ
 - 二 列車到着ノ際標識ノ設ケナキ轉轍器ニ從事スル轉轍手ハ該器カ正當方位ナル場合ニテモ到着列車ニ對スル常置信號機ニ危害信號ヲ現示スル間ハ晝間ハ手合圖ヲ現示セス夜間ハ乗降場ニ向テ白色燈ヲ現示シ置キ常置信號機ニ無難ヲ現示シタルトキ列車ニ對シ注意手合圖ヲ現示スヘシ出發列車ニ對シテモ亦前項ニ準ス
 - 三 双働裝置ノ轉轍器ニシテ其ノ一方ニミ標識ノ設ケアルモノハ之ヲ双方ノ轉轍標識ト見做スコトヲ得ス依テ標識ノ設ケナキ他方ノ轉轍器カ對向トナル場合之ニ從事スル轉轍手ハ第二項ノ取扱ニ依ルヘシ
 - 四 夜間車輛入換ノ際標識ノ設ケナキ轉轍器ニ從事スル轉轍手ハ轉轍器カ車輛通過ニ差支ナキトキハ先ツ綠色燈ヲ入換合圖者ニ示シ然ル後之ヲ機關車ニ向ケ現示スヘシ而シテ車輛全部カ轉轍器ヲ通過シタルトキ白色燈ト爲スヘシ
- 左記諸達其ノ他本達ニ牴觸スル達及注意事項ハ之ヲ廢止ス
- 大正二年十二月東達第二一三六號
- 同 三年三月東達第五二八號
 - 同 四年五月神管達第一四四八號
 - 同 三年四月局報注意事項
 - 同 四年六月同
 - 同 明治四十四年十二月同
- 轉轍手出務合圖確認ノ件
- 轉轍手ノ手合圖現示ニ就テ
- 列車出發ノ際對向トナル轉轍ニ從事スル轉轍手ノ手合圖現示ニ就テ
- 標識ノ設ケナキ轉轍ニ從事ノ轉轍手合圖現示ニ就テ

○閉塞信號承認告知號鐘並表示板設置ノ件

(大正四年十二月二十八日) 關係運輸、保線事務所、派出員
(中達甲第四四五號) 驛、機關庫、保線區
改正 大正五年三月二十三日中達甲第一三九號

停車場ニ於テ隣接停車場ヨリ送示ノ「列車區間ニ入ル」ノ閉塞信號ニ對シ承認ヲ與ヘタルコト並其ノ列車到着線ヲ關係從事員ニ告知スル爲號鐘若クハ喇叭及表示板ヲ設置シ其ノ取扱方左ノ通定ム

一 號鐘(若ハ喇叭以下同シ)及表示板ハ信號扱所驛長室附近又ハ其ノ他適當ノ箇所ニ設置ス

二 停車場ニ於テ隣接停車場ヨリ送示ノ「列車區間ニ入ル」ノ閉塞信號ニ承認ヲ與ヘタルトキハ左記ニ依リ號鐘ヲ打鳴ラスヘシ

(イ) 上リ列車ニ對シ 二打

(ロ) 下リ列車ニ對シ 三打

(ハ) 支線列車ニ對シテハ上下ノ別ニヨリ(イ)又ハ(ロ)ノ數ヲ二回連打スルモノトス

(ニ) 二箇以上ノ支線ヲ有スル停車場ニ在リテハ前號以外ノ支線ニ對スル號鐘打鳴方ハ當該驛長ニ於テ適宜之ヲ定メ報告スヘシ

三 前項ノ號鐘ヲ打鳴シタルトキハ直ニ當該列車ノ到着線ニ對スル所定ノ表示板ヲ掲出シ到着後直ニ之ヲ取外スヘシ

四 表示板ノ形狀、著色及掲出方左ノ通トス

上リ本線 圓形板 (直徑一呎)

上リ側線 圓形板 (同 右)

下リ本線 方形板 (邊ノ長サ十一吋)

下リ側線 方形板 (同 右)

支線上リ 十字形板 (豎、横共一呎幅四吋)

支線下リ 三角形板 (一邊ノ長サ一呎)

一箇ヲ掲ク

二箇ヲ上下ニ併列ス

一箇ヲ掲ク

二箇ヲ上下ニ併列ス

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

一箇ヲ掲ク

○著線表示器取扱方

十 號鐘及表示板ハ保線區ニ於テ驛長ト協議ノ上取付クルモノトス

(大正四年十月九日) 局一般
(中達甲第二四五號)

〔中管〕

〔中管〕

著色ハ何レモ表裏共白色トシ周圍ニ幅一時(十字形ニ限リ)ノ赤色線ヲ劃ス

五 二線以上ニ對スル表示板ヲ同一箇所ニ掲出スルトキハ上位ヨリ上リ本線、上リ側線、下リ本線、下リ側線、支線上リ、支線下リノ順序ニ依ルモノトス

六 表示板ハ夜間電燈(電燈設備ナキ向ハ燈器)ニテ表裏兩面ヲ映射セシムルモノトス

七 列車運轉及信號取扱心得第十六條第二號ノ條件ヲ省略シ得サル停車場ニ於テハ號鐘告知又ハ表示板掲出アリタルトキハ該列車ノ到着スル迄其ノ到着線ヲ支障又ハ支障スヘキ虞アル作業ヲ爲スヘカラス

八 喇叭ノ合圖其ノ他ハ總テ號鐘ノ取扱方ニ準ス

九 號鐘若ハ喇叭及表示板設置驛ハ左ノ通トシ設備完成次第實施スヘシ

追テ實施ノ場合ハ其ノ旨所管運輸事務所經由運輸課ニ報告スヘシ

東海道線

品川、大船、國府津、山北、沼津、靜岡、濱松(以上喇叭設置驛)豊橋、大府、熱田、名古屋、一ノ宮、

岐阜、大垣、米原(以上號鐘設置驛)

中央線

新宿、八王子、甲府、上諏訪、鹽尻、松本、木曾福島(以上喇叭設置驛)千種、多治見、中津川(以上

號鐘設置驛)

北陸線

中ノ郷、敦賀、今庄、福井、金津、金澤、津幡、高岡、富山、糸魚川(以上號鐘設置驛)

關西線

名古屋派出所、四日市(以上號鐘設置驛)

號鐘及表示板ハ保線區ニ於テ驛長ト協議ノ上取付クルモノトス

著線表示器取扱方左ノ通定ム

- 一 著線表示器(以下單ニ表示器ト稱ス)ハ二箇以上ノ到着線ヲ有スル驛ニ向ヒ一線ヨリ進行スル電車ヲ何レノ線路ニ到着セシムヘキモノナルヤヲ其ノ前驛ヨリ當該驛ニ豫報スルモノトス
- 二 表示器ハ一到著線ニ對シ被報知驛(乙)及報知驛(甲)ニ所屬線路名ヲ記シタル表示器各一個ヲ裝置シ電氣作用ニ依リ之ヲ連結シテ一組トス
- 三 表示器ニハ表示窓及送電把手各一個ト電鈴トヲ備ヘ其ノ把手ヲ右若ハ左ニ押ストキハ表示窓ノ中央ニ左記表示ヲ爲ス
 - 區間ニ電車ナシ 白色圓形
 - 區間ニ電車アリ 赤色圓形

四 本器ノ取扱方左ノ通トス

- 甲 驛ニ於テハ電車出發後直ニ乙驛ニ對シ其ノ電車到着スヘキ線路ニ屬スル表示器ノ把手ヲ左方ニ押スヘシ然ルトキハ表示窓ニハ赤色ヲ表示シ之ト同時ニ乙驛ニ於ケル表示器ノ電鈴鳴リテ同色ノ表示ヲナスモノトス若甲驛ニテ表示方ヲ誤リタル場合ハ其ノ把手ヲ右方ニ押スヘシ然ルトキハ乙驛ノ電鈴鳴リ赤色表示ニ變換スルヲ以テ更ニ正當ノ取扱ヲ爲スヘシ
 - 乙 驛ニ於テハ當該電車到着シタルトキハ直ニ表示器ノ把手ヲ右方ニ押スヘシ然ルトキハ赤色表示器ハ轉換シテ白色ヲ表示シ之ト同時ニ甲驛ニテハ電鈴鳴リ白色ノ表示ヲ現出ス
 - 五 表示器設置驛ハ別ニ之ヲ指定ス
- 大正四年五月十一日東達第二三三號ハ之ヲ廢止ス

○著線表示器設置箇所指定ノ件

著線表示器設置箇所左ノ通指定ス

田町驛

(報知驛)

(大正四年十月九日)

新橋運輸事務所 關係課、
中達甲第二四六號 通信區

改正 大正五年三月十四日中達甲第一二五號

[中管]

品川驛

(被報知驛)

大正四年五月十一日東達甲第二三八號ハ之ヲ廢止ス

[中管]

○信號機用針金使用並請求ノ件

信號機用針金銅ハ其ノ種類區區ニ相成居候ニ付今後ハ一般ニクルーシブルスチールヲ拾八番鋼針金七子摺ヲ使用スルコトニ致度

(大正四年八月三十日)

保線事務所長

○列車信號用電氣圓板其ノ他ノ取扱ニ就テ

(大正五年十二月一日)

局報注意

列車信號用電氣圓板及列車附屬電氣尾側燈ノ修繕ハ大正五年十一月達第一〇九九號ニ依リ車輛修繕費支辨施行ヲ要スルヲ以テ左ノ各項ニ依リ取扱フヘシ但シ新規ニ増備スル場合ハ從來ノ通運輸費(電車ニ使用スルモノヲ除ク)支辨トシテ取扱フヘキモノトス

第三章 保安

○暴風雨雪警戒取扱手續

(大正五年一月二十九日)

局一般

改正 大正五年三月十五日中達甲第一二八號
大正六年三月三十一日同 第九五號

暴風雨雪警戒取扱手續左ノ通定メ二月一日ヨリ之ヲ施行ス

暴風雨雪警戒取扱手續

第一條 暴風雨雪警戒報又ハ其ノ解除報(以下單ニ警報ト稱ス)ハ大正三年二月達第一四〇號暴風雨雪警戒心得ニ依ルノ外本手續ニ依ルモノトス

第二條 警報ハ運輸課長ニ於テ中央氣象臺ヨリ之ヲ受領シ局長、關係課長及工場長、運輸、保線、電力事務所長ニ通報スルモノトス

- 「タブレット、ロック」ノ裝置アル轉轍器ノ取扱手續左ノ通定ム
 - 一 「タブレット、ロック」ハ轉轍器ヲ定位ニ於テ鎖錠シ當該區間ニ屬スル「タブレット」ヲ以テ解錠スルニアラサレハ轉轍器ヲ轉換シ能ハサル裝置トス
 - 二 「タブレット、ロック」ハ木製外筐ヲ以テ之ヲ覆ヒ此ノ外筐及尖端軌條ハ何レモ鎖錠シ置クモノトス
 - 三 「タブレット、ロック」ノ裝置アル轉轍器ニハ看守者ヲ附シ外筐及尖端軌條ノ鎖錠用鍵ハ同看守者ニ於テ保管スルモノトス
 - 四 「タブレット、ロック」ノ裝置アル轉轍器ノ取扱順序左ノ如シ
 - (一) 轉轍器ヲ反位ニ轉換スルニハ前部車掌ハ機關手ヨリ「タブレット」ヲ受取り尖端軌條及「タブレット、ロック」ノ外筐ヲ解錠シタル後「タブレット、ロック」ノ抽斗ヲ引出シ之ニ「タブレット」ヲ納入シテ更ニ抽斗ヲ押入ルヘシ然ルトキハ轉轍器ハ自ラ解錠シ之ヲ轉換スルコトヲ得ヘシ
 - (二) 轉轍器ノ使用ヲ終リタルトキハ前部車掌ハ直ニ之ヲ定位ニ復シ尖端軌條ヲ鎖錠シタル後「タブレット、ロック」ノ抽斗ヲ引出シ「タブレット」ヲ取出シテ更ニ原位置ニ押入レタル上「タブレット、ロック」ノ外筐ヲ鎖錠シ「タブレット」ヲ機關手ニ授與スヘシ
 - (三) 列車ノ後部ニ補助機關車ヲ連結セルトキハ後部車掌前號ノ取扱ヲ爲スヘシ
 - 五 「タブレット、ロック」ノ裝置アル轉轍器ハ別ニ之ヲ指定ス
- 大正二年十二月東達第二一四二號及同年六月神管達第一八八五號ハ之ヲ廢止ス

○「タブレット」授柱使用手續

(大正四年七月十九日) 局一般
(中達甲第二五號)

- 通過列車ニ「タブレット」ヲ授與スル爲「タブレット」授柱ヲ設ケ其ノ使用手續左ノ通定ム
- 一 「タブレット」授柱(以上單ニ授柱ト稱ス)ノ構造建植位置及「タブレット」裝置方法ハ別紙圖面ノ通トス但シ圖面ハ關係ノ向ニノミ配付ス
 - 二 授柱ノ傍ニ設ケタル柱ニハ夜間燈器ヲ掲ケテ「タブレット」授柱ヲ映射セシムヘシ
 - 三 授柱ニ「タブレット」ヲ裝置スルハ驛長自ラ之ヲ爲スヘシ

〔中書〕

〔中書〕

- 四 授柱ヲ使用スル場合ニハ驛長ハ機關手ヨリ直接「タブレット」ヲ受領スヘシ
 - 五 機關手ハ列車進行中授柱ニ裝置シアル「タブレット」授柱ノ輪ニ片腕ヲ挿入シ之ヲ受領スヘシ
 - 六 授柱ヲ設置シタル場合ハ運輸事務所長ニ於テ其ノ使用開始ヲ關係驛所ニ通達シ尙其ノ旨運輸課ニ報告スヘシ
- 大正三年三月東達第三五七號及同四年五月神管達第一六〇四號ハ之ヲ廢止ス

○「タブレット」受器使用手續

(大正五年十月二十四日) 局一般
(中達甲第五九八號)

- 通過列車ヨリ「タブレット」ヲ受領スル爲メ必要ノ驛所ニハ「タブレット」受器ヲ設クルコトヲ得其ノ使用手續左ノ通定ム
- 一 「タブレット」受器(以下單ニ受器ト稱ス)ノ構造ハ別紙略圖ノ通リトス
(別紙略圖ハ關係ノ向ニノミ配布ス)
 - 二 受器ノ螺旋部ハ九十度旋回スル裝置ナルヲ以テ其ノ先端ヲ線路寄ニ於テ列車進行ノ方向ニ對向セシメ置キ機關車乗務員ハ之ニ「タブレット」授柱ヲ挿入スルモノトス
 - 三 受器ノ位置ハ乗降場ノ約中央トシ擁壁面ヨリ螺旋ノ先端迄三呎六吋ノ間隔ヲ保ツ様相當箇所ニ孔ヲ穿チ置キ通過列車到着ニ先チ受器ヲ之ニ嵌入樹立シ使用終リタルトキハ直チニ之ヲ撤去スヘシ但シ信號所及地勢其ノ他ノ關係上客扱並監視等ニ差支ナキ驛ニ在リテハ適當ノ位置ヲ撰定シ之ヲ建植シ置クコトヲ得
 - 四 前項但書ノ場合ニハ螺旋部ノ先端ハ常ニ線路ニ對シ直角ノ方向ニ在ラシメ通過列車到着前ニ於テ「タブレット」ヲ受領シ得ヘキ方位ニ之ヲ轉向スヘシ
 - 五 受器ノ傍ニ柱ヲ設ケ夜間之ニ掲燈シテ受器ノ螺旋部ヲ映射セシムヘシ而シテ柱ノ樹立並撤去ハ第三項ニ準ス
 - 六 驛長ハ常置信號機ニ無難信號ヲ現示スルニ先チ受器ノ完全ニ裝置シアルコトヲ確認シ列車通過ノ際ハ其ノ附近ニ在リテ監視ヲナスヘシ
 - 七 受器ヲ設置シタル場合ニハ運輸事務所長ニ於テ其ノ使用開始方ヲ關係箇所ニ通達シ其ノ旨運輸課ニ報告ス

スヘシ

○「タブレット」假置場制定ニ就テ

(大正四年十二月二十八日) (局報注意)

單線區間ニ在リテハ向乗降場ニ於テ列車ノ取扱ヲ爲ス場合ニ限リ一時「タブレット」ヲ掛ケ置クヘキ適當ノ箇所ヲ撰定シ左記體形ノ木札ヲ掲出シ該箇所ニ「タブレット」ヲ掛ケ置クコトヲ得
前項ノ取扱ヲ爲ス必要アル驛所及假置場所ハ關係運輸事務所長ニ於テ之ヲ指定スルモノトス
大正三年三月神管注意事項ハ之ヲ廢止ス



備考
白地ニ黑色文字トス

○「タブレット」キヤリヤー」常備數指定ノ件

(大正四年十月一日) (局報注意)
中達甲第二〇二號

「タブレット」キヤリヤー」(以下單ニ「キヤリヤー」ト稱ス)ノ常備數ヲ左ノ通定ム
大正三年一月東達第一二一號大正三年二月神管達第三〇一號及本達ニ牒觸スル從前ノ達、通牒ハ之ヲ廢止ス
一 「キヤリヤー」ノ一區間ニ於ケル常備數ハ八個ヲ以テ定數トス各區間ニ於ケル「キヤリヤー」ノ整理ハ關係驛打合せ施行スヘシ
二 「キヤリヤー」ノ破損セシ場合ハ當該驛ヨリ所轄通信區ヘ遲滞ナク送付シ代品ノ交付ヲ受クヘシ
三 通信區ニハ別表記載ノ通「キヤリヤー」ヲ常備シ所管各驛ヨリ送付シ來ル破損品ト引換ノ用ニ充ツヘシ
四 通信區ニ於テ常備セル「キヤリヤー」ノ内破損品カ常備數ノ約五分ノ一ニ達スル毎ニ經理課倉庫掛宛修繕請求ノ手續ヲ爲スヘシ
附 則
各驛、通信區ハ大正四年十二月末日迄ニ本達ニ依リ「キヤリヤー」常備數ヲ整理スヘシ

〔中管〕

(別表)

通信區別	「キヤリヤー」常備數
新橋	38
名古屋	86
金澤	190
甲府	127

〔中管〕

○「タブレット」式閉塞器検査報告ノ件

(大正四年十月一日) (局報注意)
中達甲第二〇三號

明治四十二年二月達第五七號「タブレット」分送及検査手續ニ依リ「タブレット」式閉塞器ノ検査ヲ施行シタルトキハ別紙様式ニ依リ検査施行後三日以内ニ之ヲ報告スヘシ
大正二年十二月東達第二〇五〇號明治四十二年三月西管達第一六二號及本達ニ牒觸スル從前ノ達、通牒ハ之ヲ廢止ス

保線、運輸事務所、通信區、關係驛

○「タブレット」式閉塞器検査ニ就テ

(大正五年五月十日) 局報注意

「タブレット」式閉塞器ノ「タブレット」ハ異種ノ閉塞器ニ納入シ得サルヘキ管ナルモ上部「スライド」凸部ノ磨滅ノ爲誤納ヲ容易ナラシムル場合アリ又「タブレット」ノ切込部分ニ不正ヲ生シタル場合ニ鍵ノ類ヲ以テ削リ取ル等工ヲ加フル爲自然遊程ヲ擴大シ誤納ヲ容易ナラシムル場合アルヘキニ付取扱者ニ於テハ聊モ加工スヘカラサルハ勿論保守擔當者ニ於テモ定期検査ノ際ハ單ニ視査ニ止メス一定ノ定規ヲ以テ嚴密ニ検査シ若聊カニテモ危険アリト認メタルモノハ之カ使用ヲ中止シ修理ヲ爲スヘシ
大正二年十二月二十三日東管局報注意「タブレット」式閉塞器検査ニ就テ及大正三年三月二十六日東管局報注意「タブレット」ノ吻合ニ就テハ之ヲ廢止ス

○「タブレット」授受ノ唱呼並合圖ニ關スル件

(大正五年三月八日) 中達甲第一一二號

運輸事務所、驛、機關庫、車掌監督

「タブレット」授受ノ際ニ於ケル唱呼並合圖方左ノ通定ム

一 「タブレット」ヲ驛長ヨリ車掌(又ハ機關手)ニ又車掌ヨリ機關手ニ交付スルトキハ受領者ヨリ次驛名並「タブレット」中央ノ孔形(四角三角等)ヲ明瞭ニ唱呼シ授與者ハ之ニ對シ同一ノ應答ヲ爲スヘシ但シ列車通過ノ場合ヲ除ク

前部ニ補助機關車ヲ聯結シアルトキハ車掌ハ本務機關手ニ交付スルニ先チ該機關手ニ對シ唱呼ヲ爲シ同機關手ハ其ノ正當ナリト思惟スルトキハ單ニ「タブレット」・オール、ライト」ト答フヘシ

例 森本ヨリ金澤ニ向フトキ 金澤、丸
豊田ヨリ八王子ニ向フトキ 八王子、四角
落合川ヨリ中津川ニ向フトキ 中津川、三角

二 車掌ハ前項ノ唱呼ヲ爲スノ外他方ニ於ケル車掌ニ對シ左記方式ニ依リ合圖ヲ爲スヘシ但シ列車ノ後部ニ補助機關車ヲ聯結シアル場合本務機關手ハ本合圖ヲ確認スヘシ

(中管)

(中管)

「タブレット」ノ孔形	畫 間 合 圖	夜 間 合 圖
圓 形	革袋ノ一端ヲ把持シ高ク大ナル圓形ヲ畫ク	白色燈ヲ以テ高ク圓形ヲ畫ク
四 角	革袋ヲ垂下シ左右ニ振ル	白色燈ヲ左右ニ振ル
三 角	革袋ノ一端ヲ把持シ頭上ニ高ク掲ク	白色燈ヲ高ク掲ケ小振動ス
楕 圓	革袋ノ一端ヲ把持シ上下ニ動カス	白色燈ヲ上下ニ動カス

三 第二項ノ合圖ヲ受ケタル車掌ハ畫間ハ手、夜間ハ白色燈ヲ以テ同一合圖ノ應答ヲ爲スヘシ
四 夜間ニ在リテハ車掌ハ「タブレット」ヲ機關手ニ授與シタル後直ニ驛長ニ對シ左記方式ノ合圖ヲ爲スヘシ
白色燈ヲ高ク掲ク
大正三年五月東達第一〇八八號及大正三年二月神管達第三七三號ハ之ヲ廢止ス

○「タブレット」標示板裝置ノ件

(大正五年五月十九日) 中達甲第三六八號

運輸事務所、驛、通信區

異區域ノ「タブレット」授與ヲ防止スル爲「タイヤ」氏「タブレット」式閉塞器ニ「タブレット」標示板ヲ裝置シ左ノ通之ヲ使用ス

一 「タブレット」標示板ハ當該區間ニ屬スル「タブレット」ノ孔形及著色ト同様ノ形狀、著色トシ之ニ對手驛ノ驛名ヲ記入シ「タブレット」閉塞器電流計ノ上部ニ裝置ス標示板ノ構造ハ別紙ノ通トス(別紙ハ別途關係ノ)驛長ハ「タブレット」ヲ乗務員ニ授與スルニ先チ其ノ孔形、著色トヲ標示板ト對照スヘシ

○八幡聯絡所ニ於ケル閉塞器取扱ノ件

(大正五年十二月四日) 中達甲第六四〇號

名古屋運輸、保線事務所、關係驛機關庫、通信區、車掌監督

八幡聯絡所ニ於ケル「タイヤ」氏「タブレット」式閉塞器ニ特種接觸器ヲ裝置シ名古屋、名古屋港及白鳥ノ何レカ一方ニ對シ「列車區間」ニ入ルノ信號ニ承認ヲ與ヘタルトキハ之レト同時ニ他ノ方面ヨリ送示ノ該信號ニ受諾スルコトヲ得サラシム

○與瀨驛ニ於ケル特種保安裝置ノ件

(大正六年一月三十日) (中達甲第二八號)

甲府運輸、保線事務所、關係保線機關、保線區、通信區、車掌監督

列車運轉保安ノ爲與瀨驛ニ左記ノ通特種保安裝置ヲ設ク

- 一 下リ遠方信號機外約五十鎖(八王子起點八哩二十四鎖附近)ノ箇所ニ「トレットドル」ヲ裝置ス
- 一 前項「トレットドル」ト驛閉塞器間ニ電鈴回線ヲ設ケ下リ列車ニ對シ淺川驛ヨリ送示ノ「列車區間ニ入ル」ノ信號ニ承認ヲ與ヘタル場合ニ於テノミ列車カ「トレットドル」上ヲ通過スルトキ驛電鈴鳴リ下リ列車ノ近寄りタルコトヲ豫知セシム

○「アンネット、ロック」ノ裝置アル轉轍器ノ取扱手續

(大正四年八月三日) (中達甲第五四號)

局一般

- 「アンネット、ロック」ノ裝置アル轉轍器ノ取扱手續左ノ通定ム
 - 一 「アンネット、ロック」ハ轉轍器ヲ定位ニ於テ鎖錠シ當該區間ニ屬スル通票ヲ以テ解錠スルニアラサレハ之ヲ轉換シ得サル裝置ニシテ該轉轍器ノ尖端軌條ニハ別ニ通常ノ鎖錠ヲ施スモノトス
 - 二 「アンネット、ロック」ノ裝置アル轉轍器ノ取扱順序左ノ如シ
 - (一) 轉轍器ヲ反位ニ轉換スルニハ前部車掌ハ機關手ヨリ通票ヲ受取り尖端軌條ヲ解錠シタル後通票ヲ以テ「アンネット、ロック」ヲ解錠シ之ヲ爲スヘシ
 - (二) 轉轍器ノ使用ヲ終リタルトキハ前部車掌ハ直チニ之ヲ定位ニ復シ尖端軌條ヲ鎖錠シタル後通票ヲ拔キ取り該通票ヲ機關手ニ授與スヘシ
 - (三) 列車ノ後部ニ補助機關車ヲ連結セルトキハ後部車掌前號ノ取扱ヲ爲スヘシ
 - 三 轉轍器ニハ看守者ヲ附シ尖端軌條ノ鍵ハ同看守者ニ於テ保管スルモノトス
 - 四 「アンネット、ロック」ノ裝置アル轉轍器ハ別ニ之ヲ指定ス
- 大正二年十二月東達第二一四〇號及同四年六月神管達第一八八七號ハ之ヲ廢止ス

〔中管〕

○雙働裝置轉轍器ニ轉轍手附添方

(大正四年十月八日) (中達甲第二三四號)

局一般

本線路ニ在ル雙働裝置ノ轉轍器ニ從事スル轉轍手ハ列車ニ對シテ對向トナルヘキ轉轍器ノ尖端軌條ノ箇所ニ附添フヘシ但シ雙働裝置ニ錘柄轉轍器ヲ使用シタルモノハ此ノ限ニアラス

大正二年十二月東達第二〇九三號及同三年一月神管達第一四四號ハ之ヲ廢止ス

〔中管〕

○背向轉轍器ニ轉轍手附添省略ニ就テ

(大正五年五月四日) (局報注意)

單線區間ノ驛ニ於テ列車發着際背向トナル上下本線接續點ノ轉轍器ハ列車通過後直ニ定位ニ復セサルヘカラサル爲之ニ附添ヲ要スルモノトナレトモ列車行進ニ在ラサルトキハ當該列車出發前其ノ進行ノ方向ニ開通シ置キ通過後速ニ定位ニ復スルコトトシ之ニ附添居ルニ及ハサルモノトス

○附添者ヲ省略スル轉轍器ノ件

(大正五年四月十八日) (中達甲第一九八號)

運輸、保線、電力事務所、驛、機關車、電車庫、保線區、車掌監督、派出所員

本線路ニ在ル對向轉轍器ニシテ第二種聯動ノ裝置ヲ有シ且標識ノ設アリテ其ノ手柄ヲ他ノ箇所ニ集中シテ取扱フ裝置ノモノニ在リテハ該轉轍器ニ轉轍手ヲ附スルニ及ハス

○自働閉塞機保守所屬改定ノ件

(大正四年八月三日) (中達甲第五五號)

局一般

自働閉塞機(變壓器、軌條回路附屬品)ヲ含ム竝之ニ關聯スル反應器及「レリース」ロック「回線」ノ保守ハ通信區ニ於テスヘシ

本達ハ大正四年八月三日ヨリ之ヲ實施ス

大正三年十二月十九日東達甲第二一九號及本達ニ抵觸スル從來ノ達ハ本達實施ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

○自働閉塞機受持驛指定ノ件

(大正五年三月二十九日) (中達甲第一五五號)

新橋運輸、保線、電力事務所、驛、機關車、電車庫、保線區、電力區、通信區、車掌監督、派出所員

自働閉塞機ノ受持驛ヲ左ノ通定ム

自働閉塞器番號 第一、二號

受持驛 東京

自働閉塞器番號 第三、四號

受持驛 有樂町

第五、六號	新橋	第七、八號	濱松町
第一〇號	田町	第一七號	五反田
第一九、二〇號	目黒	第二一、二二號	惠比壽
第二三、二四號	澁谷	第二五、二六、二七號	原宿
第二八號	代々木	第二九號	新大久保
第三〇、三一號	高田馬場	第三二、三三號	目白
第三四、三五號	大塚	第三六、三七、三八、三九號	巢鴨
第四〇、四一、四二號	駒込	第一〇一號	萬世橋
第一〇三、二四二號	御茶水	第一〇五、二四〇號	水道橋
第一〇七、二三八號	飯田町	第一〇九、二三四、二三六號	牛込
第一一一、一一三、一二三二號	市ヶ谷	第一一五、二二八、二三〇號	四ッ谷
第一一七、一一九、二二六號	信濃町	第一二一、二二四號	千駄ヶ谷
第一二三、一四五、二二二號	代々木	第一二五、一二七、一二九、一三一	宿
第一三七、二〇六、二〇八、二一〇號	大久保	一二三、一三五、一二二、二二四新	
第一四三、二〇〇號	中野	第一三九、一四一、二〇二、二〇四號	東中野

明治四十四年八月管乙第一三九七號ハ之ヲ廢止ス

○使用済ノ通券、指導券、列車停止券取扱方

(大正四年十月九日 中達甲第二四七號)

運輸事務所、課

〔中管〕

使用済ノ通券、指導券、列車停止券ハ每一日分ヲ取纏メ所管運輸事務所ニ送付スヘシ運輸事務所ニ於テハ之ヲ檢閲シ必要ナシト認メタルモノハ廢棄スヘシ
大正二年十二月東達第二〇五二號ハ之ヲ廢止ス

○第二種聯動機ノ蓋ニ施錠其ノ他ノ件

(大正四年十月八日 中達甲第二二五號)

局一般

一 第二種聯動機ニシテ信號桿カ轉轍桿ノ上部ニアル構造ノモノニアリテハ必ス該機ノ蓋ニ施錠シ鍵ハ驛長ニ於テ保管スヘシ
二 「シグナル、デテクトル」モ亦前項ニ準ス
大正二年十二月東達第二〇三一號及四十五年六月神管通牒ハ之ヲ廢止ス

○第二種聯動機ニ就テ

(大正四年十月八日 局報注意)

第二種聯動機「シグナル、デテクトル」ニシテ左記狀態ニ在ルモノハ直ニ相當修理ヲ爲スヘシ
一 轉轍桿ニ不用ノ切欠ナ有スルモノ(轉轍器轉換ノ中途ニ於テ信號桿ヲ引キ得ル以テ危險ナリ)
二 鎖錠盤ノ切込ミ部ノ欠損セルモノ(信號桿及轉轍桿ノ滑動方向ニ異動ヲ生シ作用ノ圓滑ナクシタリ)
三 信號桿カ轉轍桿ノ上部ニアルモノニシテ該機ノ蓋及蝶番ノ破損セルモノ(信號桿浮上ル虞レアリ)

第四章 車輛

○各機關庫、檢車所受持車輛修繕區域

(大正四年七月二十日 中達甲第二八號) 運輸事務所、機關庫、檢車所
正改(大正五年一月二十六日 中達甲第一一四號)
同(大正五年五月三日 同) 第二三六號
同(大正五年十二月一日 同) 第六三五號

各機關庫、檢車所受持車輛修繕區域左ノ通定ム

機關車、檢車所	車	輛	修	繕	區	域
東	京	〔東京沙留 鶴見間〕	〔品 目黒川間〕			
高	島	〔東神奈川 辻堂間〕	〔大 横須賀間〕	〔東神奈川 中山間〕		
國府津	茅ヶ崎國府津間					
山	北	松田駿河間				
沼	津	御殿場蒲原間				
靜	岡	由比金谷間				
濱	松	堀ノ内鷺津間				
新	宿	〔惠比壽 駒込間〕	〔池袋 十條間〕	〔飯田町 多摩川間〕		
八王子	日野鳥澤間	〔八王子 長津田間〕				
甲	府	猿橋日野春間				

機關車、檢車所	車	輛	修	繕	區	域
名古屋	〔二川關ヶ原間 大府武豐間〕	〔名古屋港間 名古屋間〕	〔名古屋 多治見間〕	〔名古屋 加佐登間〕		
米	原	柏原米原間	米原木ノ本間			
中	津	土岐津三留野間				
敦	賀	中ノ郷今庄間	敦賀金ヶ崎間			
福	井	鯖波大聖寺間	金津三國港間			
金	澤	動橋福岡間	津幡矢田新間			
富	山	高岡生地間				
糸	魚	入善郷津間				
上	諏	訪	小淵澤小野間			
松	本	贊川稻荷山間				
木曾福島	奈良井野尻間					

○機關車検査規程

(大正四年九月三十日) 運輸事務所、機關車、工場
中道甲第二〇六號

- 第一條 機關車(炭水車ヲ含ム)検査ヲ別チテ定期普通及臨時検査ノ三種トス
- 第二條 定期検査ハ左ノ三種トス但シ修繕又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ機關車ノ一部ヲ分解シタルトキハ以下三條ノ期間ニ拘ラス其ノ部分ヲ検査スヘシ
- 一 各部検査
 - 二 六ヶ月検査

(中略)

三 一ヶ月検査

第三條 各部検査ハ左記ニ依リ之ヲ施行スルモノトス

一 機關車ハ使用前又ハ使用開始後少クトモ三年毎ニ一回若クハ三年以内ト雖モ汽罐ノ取替ヲ爲シ若クハ汽罐ニ重要ナル修繕ヲ施シタルトキハ其各部ヲ検査シ同時ニ汽罐ノ試験ヲモ併セ行フモノトス

二 汽罐ハ使用ノ状況ニ依リ少クトモ六ヶ月毎ニ其内部ヲ検査スヘシ

第四條 六ヶ月検査ハ六ヶ月毎ニ一回左記ノ個所ニ就キ之ヲ施行スヘシ

汽筒汽室ノ内部、摺動弁、調和器、蒸汽管、放汽管、驗壓器(真空計ヲ含ム)、安全弁、制動機(各部取外ノ上検査)、「ドロギーヤ」、車輪、車軸

第五條 一ヶ月検査ハ一ヶ月毎ニ一回左ノ個所ニ就キ之ヲ施行スヘシ

制動機、可鍛栓、燃油管、管板(火室及煙室)其ノ他ノ火室各板各種「ステ」及同上「テルテルホール」、「ステ」ノ「附屬」ノ「ナット」煉瓦止、洗滌栓、火粉止器、驗水器、給水装置、聯結器緩衝器、過熱装置「バイパス」装置、空氣吸入弁、汽筒安全弁「レシーバー」管重油燃燒裝置

第六條 普通検査ハ左ノ二種トス

見廻検査、洗滌検査

第七條 見廻検査ハ機關車仕業前後及仕業中外部ヨリ其ノ要部ニ就キ之ヲ施行スルモノトス

第八條 洗滌検査ハ洗滌ノ際機關車要部ニ就キ之ヲ施行スルモノトス

第九條 臨時検査ハ左ノ二種トス

入線検査、事故検査

第十條 入線検査ハ院外機關車ヲ入線セシムル場合適宜ノ場所ニ於テ外部ヨリ其ノ要部ニ就キ之ヲ施行スルモノトス但時宜ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得

第十一條 事故検査ハ機關車ノ衝突、脱線、顛覆等ノ事故アリタルトキハ現場ニ於テ之ヲ施行スルモノトス

第十二條 新規組立及工場修繕ノ際各部検査ヲナシタル機關車ハ出場ノ日ヲ以テ定期検査ヲ行ヒタルモノトス

看做ス

○機關車故障報告方

(大正四年九月三十日)
中達甲第二〇七號

運輸事務所、機關庫、工場

機關車ニ自然若ハ取扱ノ不注意ニ起因スル故障發生シタル場合ハ機關庫主任ハ其ノ都度故障ノ狀況來歴及原因等ヲ詳細調査シ左記様式ニ依リ報告書ヲ調製シ且必要ナル圖面ヲ添付シ運輸事務所ヲ經由運輸課ニ提出スヘシ

運輸事務所長ハ左記各項ニ依リ其ノ責任評點ヲ該報告書相當欄ニ記入スヘシ

記

評點ノ總計ハ百點トシ左ノ區別ニヨリ之ヲ附シ責任ノ歸スル所ニ從ヒ之ヲ振分ケ附スルコト

- (1) 機關庫欄ニハ機關庫主任若ハ助手等ノ責任ト認ムルモノ
 - (2) 乘務員欄ニハ機關手火夫等ノ責任ト認ムルモノ
 - (3) 職工欄ニハ機關庫職工長職工等ノ責任ト認ムルモノ
 - (4) 工場欄ニハ工場員ノ責任ト認ムルモノ
 - (5) 其ノ他ノ欄ニハ前諸項ニ該當セサルモノト認ムルモノ
- 記入方心得
- (1) 故障種別欄ニハ「チューブ」漏洩、龜裂、給水器不良又ハ何々箇所破損、空轉、蒸汽不昇騰等ノ如ク其故障ヲ摘記スヘシ
 - (2) 蒸汽不昇騰ノ場合ニハ當時ノ使用炭種、牽引輛數(換算、現車共)又空轉事故ノ際ニハ發生場所ノ勾配、曲線半徑、天候、牽引輛數(換算、現車共)積荷ノ種類撒砂裝置ノ狀態ヲ明記スヘシ
 - (3) 破損箇所ハ其材質寸法等ヲ記入シ必要ニ應シ圖面ヲ添付スヘシ但「チューブ」又ハ「ステー」等ハ其位置ヲ示ス圖面ヲ必ス添付ノコト
 - (4) 來歴欄ニハ故障又ハ破損箇所ノ最近修繕又ハ取替年月日庫場名及平時ニ於ケル狀態等ヲ詳記スヘシ但「チューブ」故障ニ關シテハ左記事項ヲ必ス記入スヘシ
- 不良「チューブ」ノ取替年月日場名材質(取替當時ノ新古品ノ區別附記ノコト)及「フエリユール」有

(中管)

(中管)

無、故障「チューブ」平素ノ狀況取替後ノ締付回数其他「チューブプレート」ノ狀態及材質等

(5) 故障ヲ發見シタル場合ニハ其發見者ノ職名ヲ機關手火夫姓名欄ニ記入スヘシ

本達ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年九月東達第一〇九六號及本達ニ抵觸スル達ハ之ヲ廢止ス

- 一 壹時ニ壹側面廿本以上ノ火室ステロ取替
 - 二 壹時ニ燭管全數ノ三分ノ一以上ノ取替
 - 三 汽罐々板ニ「ブツシユ」「バツチ」當或ハ取替
 - 四 リベット取替廿本以上
 - 五 工事日數七日以上ヲ要スル修繕(但シ定期検査ノ場合ハ此ノ限リニ非ラス)
- 以上第一項乃至第四項若クハ其レ以上ニ相當スル修繕ヲ施シタルトキハ水壓試驗ヲ行ヒ且ツ最高實用壓力ニ於テ蒸汽試驗ヲナシ異狀ナキヲ確認スヘシ
- 第三條 機關庫主任ニ於テ機關車ノ修繕若クハ定期検査ヲ施行スルニ當リ豫メ必要ナル修繕部分品及材料等ヲ準備シ徒ラニ休車セシメサル様努ムヘシ尙修繕部分ノ取替ヲ要スルモノハ加工品ヲ工場ニ請求スヘシ
- 第四條 左記各號ニ該當スルモノハ工場修繕扱ト爲スヘシ
- 一 修繕部分多岐ニ亘リ工事ニ長時日ヲ要スルモノ
 - 二 修繕部分一局部ナルモ其工事重大ナルモノ
- 本達ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ實施ス
- 大正二年十一月二十九日東達第一八五九號及明治四十一年十二月西管運第六五號其ノ他本達ニ牴觸スル從來ノ諸達ハ凡テ之ヲ廢止ス

〔中管〕

〔中管〕

(用紙半紙判トシ薄厚葉各一枚トス)

機關車機關庫修繕落成報告

運輸事務所長 No. _____ 技師 大正 年 月 日 機關庫主任

第 _____ 號 機關 車	
修 繕 期 日	自 大 正 年 月 日 至 大 正 年 月 日
休 車 日 間	_____ 日
修 繕 工 事 日 間	_____ 日
記 事	

機關車機關庫修繕上申書

運輸事務所長 No. _____ 技師 大正 年 月 日 機關庫主任

第 _____ 號 機關 車		
修 繕 箇 所	破 損 狀 況	修 繕 方 法
修 繕 豫 定 期 日	自 大 正 年 月 日 至 大 正 年 月 日	休 車 日 間 _____ 日 修 繕 工 事 日 間 _____ 日
主 要 ナ ル 修 繕 用 材 料 ノ 品 名 及 數 量		修 繕 材 料 貯 蔵 ノ 有 無 及 其 手 配
記 事		

○敦賀機關庫配置機關車ノ車輪車軸修繕ニ就テ

(大正五年十二月二十八日) (局報注意)

敦賀機關庫ニ於ケル機關車用車輪車軸ノ修繕ハ濱松工場ニ於テ施行スヘシ

○機關車使用成績報告方

(大正四年九月三十日) (中達甲第二〇九號) 運輸事務所 機關庫

組立又ハ修繕機關車ノ配置ヲ受ケタルトキハ機關庫主任ハ左記様式ニ依リ配置當時ノ狀況處置竝ニ使用十回ノ狀況及不良箇所等ヲ取調ヘ運輸課及運輸事務所ニ提出スヘシ
本達ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正二年九月東達第一〇八五號及本達ニ牴觸スル從前ノ諸達ハ本達施行ト同時ニ之ヲ廢止ス

第 號機關車使用成績報告

運輸課長 工作課長 (大正 年 月 日 工場出場) 運輸事務所長 技師 機關庫主任

箇 所	配置ヲ受ケタル當時ノ狀況及夫ニ對スル處置及理由	使用後ノ狀況及不良箇所
火 室 内 一 般		
焔 管 及 過 熱 管		
煙室内一般及プラスチックノツズル*		
各 種 ス テ ー		
イ ン セ ク タ ー		
セーフチーフフルブ		
各 種 ゲ ー ジ		
其他汽機附屬品一般		
車 輪 車 軸		
其他機械部一般		
同上センターリング		
ヴァルブセワチンク		
制 動 機 一 般		
各 部 掃 除		
蒸 汽 騰 發		
過著ヨリ使用開始迄ノ休車理由		
總	過著年月日 年月日	年月日
	使用開始年月日	年月日
	最高實用壓力 (每平方吋)	封度
	安全弁噴出壓力 (同上)	封度
評	真空制動機指針 (レギュレーションヴァルブヲ使用セザル時)	單機 吋

(大正 年 月 日報告) 備考 薄葉ヲ機關庫控及事務所分 厚葉ヲ運輸課提出ノ分トス

約六寸五分

約七寸五分

〔中管〕

〔中管〕

(大正四年八月二日 中作第二七七號ノ二)

各運輸事務所長

修繕ノ爲メ機關車工場ニ入場シ解放検査及牽引試運轉ノ際ハ其ノ狀況ヲ觀察セシメンカ爲當該機關庫主任、助手、若クハ職工長ノ内一名ヲ派遣セシムル様取計相成度
追テ工場ヨリハ一兩日以前ニ其ノ期日ヲ通知スヘキ管ニ有之又他局工場へ入場ノ際モ右ト同様ニ付了知相成度

○機關車入場分解検査ニ機關庫員立會ノ件

(大正四年八月二日 中作第二七七號ノ二)

濱松、金澤工場長

修繕ノ爲メ機關車工場ニ入場シ解放検査及牽引試運轉ノ際ハ参考トシテ其ノ狀態ヲ觀察セシメンカ爲當該機關庫主任助手若クハ職工長ノ内一名ヲ派遣スルコトニ致候條其期日確定ノ上ハ一兩日以前ニ關係機關庫主任ニ其ノ旨通知相成度
追テ同日關係者出向無之場合ト變更ニ期日ヲ變更スル必要無之候

○機關車車輪修繕及改造ノ爲臨時入場ヲ要スルモノノ取扱手續

(大正四年十一月二十九日 中達甲第三六二號)

運輸事務所、機關庫、工場 (大井、四日市ヲ除ク)

車輪修繕(現車若クハ車輪ノミ入場ノ場合)及一般修繕ノ入場時期ヲ俟タスシテ施工方通達シタル局部改造ハ左記手續ニ依リ施行スヘシ

- 一 機關庫主任ハ必要事項ヲ記入シタル工場物品及修繕品送狀ヲ現車(若ハ現品)發送前豫メ發行シ運輸事務所及運輸課經由工場ニ送付スヘシ但シ廻送方ニ就テハ主任ハ關係工場ト協議手配スヘシ
- 二 車輪ノミヲ取外シ送付スル場合ハ機關車番號ヲ記シタル木札ヲ添付シ積込貨車記號番號及發送列車名ヲ工場ニ打電スヘシ
- 三 第一項ノ場合ハ現車(若ハ現品)ト共ニ當該機關庫ノ履歷簿ヲ送付シ工場ハ之ニ必要事項記入ノ上運輸課ニ送付スヘシ運輸課ハ運輸事務所經由配置先機關庫ニ送付スヘシ

○機關車入出場及廻送手續取扱方

(大正四年十月九日 中達甲第二四二號)

運輸事務所、機關庫工場 (四日市大井ヲ除ク)

[中管]

機關車ノ入出場及廻送取扱ニ付テハ大正四年八月達第九五六號ニ依ルノ外左ノ各項ニ依リ取計フヘシ
第一條 機關庫主任ハ毎月一日現在機關車現況ニ付翌月以後二ヶ月以内ニ工場修繕ヲ要スヘキ機關車ノ入場時期ヲ豫定シ左記各項及様式ニ依リ五日迄ニ所管運輸事務所長ニ提出スヘシ

- 一 修繕箇所ハ主ナル不良部分ヲ明記シ殊ニ燃管、汽缸板、外輪等ノ取替ヲ要スヘキモノト認メラルルモノハ其ノ旨特記シ機關車番號ハ豫定入場順序ニ記載スヘシ
- 二 汽缸板ノ龜裂膨出「チユート」「ステア」等ノ燒損漏洩「バツチ」ノ龜裂、燒損、漏洩等ニ對シテハ其ノ位置狀態ヲ示ス圖面ヲ添ヘ尙其ノ他ノ部分ト雖必要ニ應シ圖面ヲ添付スヘシ

第二條 機關庫主任ハ前條ノ修繕ヲ要スル機關車ニシテ翌月中ニ入場セシムヘキ豫定ノモノニ對シテハ左記様式ノ機關車工場修繕上申書及請求券ヲ作成シ入場豫定表ト同時ニ所管運輸事務所長ニ提出スヘシ但シ提出後修繕箇所ニ追加ヲ要スルトキハ直ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條 運輸事務所長ハ第一條ノ機關車入場豫定表ニ基キ達第九五六號第二條ノ機關車入場豫定表ニ通テ作製シ前條ノ機關車工場修繕上申書及請求券ヲ添付シ毎月十日迄ニ運輸課經由關係工場長ニ送付スヘシ

第四條 工場長ハ達第九五六號第三條ノ機關車入出場豫定表ヲ毎月二十五日迄ニ提出スヘシ

第五條 運輸事務所長ハ工場長ヨリ機關車入出場豫定表ヲ受ケタル時ハ直ニ之ヲ關係機關庫主任ニ通報スヘシ

第六條 機關庫主任ハ達第九五六號第一條但書ニ依リ入場ヲ要スル場合ハ機關車工場修繕上申書及請求券ヲ作成シ其ノ事由ヲ具シ所管運輸事務所長經由管理局長ニ提出シ指揮ヲ俟テ入場セシムヘシ

第七條 工場入出場機關車廻送方ハ其ノ都度通達シ關係運輸事務所長ハ之ニ依リ其ノ手配ヲ爲スヘシ

第八條 運輸事務所長ハ工場長ヨリ機關車試運轉ノ請求アリタルトキハ其ノ手配ヲ爲スヘシ

第九條 建設事務所ニ貨渡中ノモノ及院外ヨリ借入機關車ノ修繕及廻送方ハ本手續ニ準シ取扱フヘシ
四日市工場ハ當分ノ内西管達第二五四二號(大正四年九月十日)達ニ依リ取扱フヘシ
大正二年十一月二十九日東達第一八六〇號及大正二年八月神管達第二一六一號ハ之ヲ廢止ス

○機關車廻送ノ際其ノ番號並發送到著報告方

(大正四年七月二十一日)
中途甲第三〇號

運輸事務所、機關庫

自今機關車ノ配置變更又ハ修繕ノ爲工場ニ出入スルモノ若ハ其ノ他ノ事由ニヨリ廻送等アリタル時ハ其ノ番號及發送到著等ヲ即時關係機關庫ヨリ運輸課宛電報スヘシ

○當局管内ト東西兩管理局管内ニ渉ル廻送機關車取扱方

(大正四年八月二日)
中途甲第四九號

運輸事務所、機關庫

改正 大正六年五月一日中途甲第一五七號

當局管内ト東西兩管理局管内間機關車廻送取扱手續左ノ通定ム

- 一 當局所屬機關車ニシテ修繕ノ爲大宮及長野工場ニ出入スルモノノ廻送方ハ當該機關車所屬機關庫乗務員ニ於テ之ヲ爲スモノトス
- 二 前號以外ノ廻送機關車ニ在リテハ左記ニ依リ取扱フヘシ
 - (イ)當局管内ヨリ東部管内ニ互ルモノハ大宮、田端、長野又ハ直江津機關庫マテ當局機關庫乗務員ニ於テ又東部管内ヨリ當局管内ニ互ルモノハ品川、飯田町、八王子、松本又ハ糸魚川機關庫マテ東部管内機關庫乗務員ニ於テ廻送スルモノトス
 - (ロ)當局管内ヨリ西部管内ニ互ルモノハ大津又ハ龜山機關庫マテ當局機關庫乗務員ニ於テ又西部管内ヨリ當局管内ニ互ルモノハ米原又ハ名古屋(關西線ニ由ルモノ)機關庫マテ西部管内機關庫乗務員ニ於テ廻送スルモノトス
- 三 機關庫主任ハ廻送乗務員ヲシテ前號機關庫ニ於テ其ノ庫員ト立會ノ上機關車ノ受授ヲ爲サシメ部分品附屬品等ノ毀損又ハ不足ノ有無等ヲ明瞭ナラシムヘシ

○機關車運轉用器具類取扱手續

(大正四年七月二十四日)
中途甲第三五號

周一般

〔中管〕

機關車運轉用器具類取扱手續左ノ通定ム

從來ノ諸達類ニシテ本手續ニ抵觸若ハ重複スルモノハ之ヲ廢止ス

機關車運轉用器具類取扱手續

第一條 機關車運轉用器具類ヲ分チ左ノ四種類トス

- 一 機關手專用品
- 二 火夫專用品
- 三 機關車附屬品
- 四 機關庫常備品

第二條 機關手專用品

- 一 機關手專用品ハ所屬機關庫主任ノ保管トシ専用簿ニ證印ヲ徴シ整理スヘシ
- 二 專用者他ヘ轉動ノ場合ハ返納セシムヘシ
- 三 機關庫主任ハ四月及十一月末日現在表ヲ別記様式ニ依リ作製シ翌月五日迄ニ經理課長ニ報告スヘシ
- 四 機關手專用品トシテ取扱フ可キ物品並ニ専用セシムヘキ員數左ノ通トス

- | | |
|------------------|----|
| 一 道具箱(手提) | 壹個 |
| 一 ランプ雜種(手提燈) | 壹個 |
| 一 兩口螺旋回(1/2"×1") | 壹挺 |
| 一 片口螺旋回(1/2"×1") | 壹挺 |
| 一 バツキング拔(スクルー) | 壹個 |
| 一 バツキング拔(フツグ) | 壹個 |
| 一 油差(漏斗形) | 壹個 |
| 一 モンキースバナト | 12 |

改正 大正四年九月二十九日中途甲第一九五號
大正五年七月一日同 第四三八號

〔中管〕

- 一 兩口螺旋回(3/8" X 1/2") 壹挺
 - 一 片口螺旋回(1/2") グラランド用 貳挺
 - 一 鐵槌手(壹磅半) 壹個
 - 一 ビンポンチ(大小) 貳個
 - 一 鑿(チヅル平、烏帽子) 貳個
- 但シ油差漏斗形ハ必要ト認メサルトキハ省略スルコトヲ得

第二條ノ二 火夫専用用品

- 一 火夫専用用品ノ保管其ノ他整理方法ハ總テ機關手専用用品ニ準ス
- 二 火夫専用用品トシテ取扱フヘキ物品並員數左ノ通トス
 - 一 油差(鼠形大小) 貳個
 - 一 油差(漏斗形) 壹個
 - 一 油入(ブリキ製大小) 貳個
 - 一 油吸揚器(ブリキ製) 壹個
 - 一 火夫用シヨール 壹挺

第三條 機關車附屬品

- 一 機關車附屬品ハ經理課調度掛供用品保管主任ノ所屬トシ機關車毎ニ之カ目錄(機關車附屬品簿)ヲ作製シ當該機關車ト共ニ運用スヘシ
- 二 機關車附屬品ノ保管ニ就テ當該機關車乗務機關手及所屬機關庫主任共ニ其ノ責ニ任スヘシ
- 三 機關車配置換ノ際ハ變更先機關庫主任ニ於テ機關車附屬品簿ト對照シ同簿相當欄ヘ受授ヲ記入シ證印ヲ爲シ置クヘシ
- 四 機關車修繕ノ爲工場へ入場スルトキハ附屬品ハ廻送元機關庫ニ保管スヘシ
但シ「ウエザール」ボールドラ除ク
- 五 機關車附屬品ノ亡失毀損又ハ補充ノ手續ヲ爲サントスルトキハ所屬機關庫主任ヨリ其ノ旨文書ヲ以テ

〔中管〕

〔中管〕

(毀損ノ場合ハ現品添付ノ上)經理課調度掛へ申出ツヘシ

但シ車輛修繕費支辨トナルヘキ供用品ヲ補充セントスルトキハ物品領收票ヲ添付スヘシ

六 機關車附屬品トシテ取扱フヘキ物品並一輛ニ附屬セシム可キ員數左ノ通トス

- 一 ジャックトラベルシング附屬品共 貳個
- 一 ビンチパー 壹個
- 一 ポーカー 壹個
- 一 クリンカーシヨベル(ロツキシグパイ又ハドロツブブレトナキモノニ限ル) 壹個
- 一 首面並尾面ランプ 參個
- 一 ゲージランプ 貳個
- 一 「ウエザール」ボールドラ 一組

但シ機關車ニ取付ケアルモノニ限ル

ロツキング式ノモノニシテハンドル固定セサルモノニ限リロツキングパイハンドル壹及ドロツブブレ

イトハンドル壹ヲ當該機關車ノ部分品トシテ附屬セシムルモノトス

但シ他管ニ所屬變更ノ爲機關車ヲ廻送スル場合該機關車ニ添付スヘキ器具ハ明治四十五年五月廿一日

公報注意事項機關車附屬器具ノ件ニ依リ引渡ヲ爲スヘシ

七 前項以外ノ物品ヲ附屬セシメントスルトキハ理由ヲ具シ承認ヲ受クヘシ

第四條 機關庫常備品

- 一 機關庫常備品ハ當該機關庫ノ備付トシ其ノ物品並ニ常備スヘキ員數左ノ通トス
 - 一 手提信號燈 壹個
 - 一 信號旗綠赤 貳個
 - 一 信號發雷 六個
 - 一 以上ヲ壹組トシ機關手貳拾名ニ付約壹組ノ割合ヲ以テ常備トス
 - 一 洗罐及検査等ノ際必要ナル器具ハ所屬機關車ニ應シ相當ナル種類員數ヲ準備シ置クヘシ
- 第二條第三項報告様式(半紙半野紙ヲ用ユ)

月末日現在機關手專用品報告提出(月 日)

機關庫主任

品名並種類	員	數	摘	要
	專用中			

○機關車乘務員助勤出張ノ場合專用品携帶ノ件

(大正五年六月十七日)

運輸事務所、機關庫

爾今機關車乘務員ヲ甲機關庫ヨリ乙機關庫ヘ助勤ノ爲出張セシムル場合ハ其ノ專用品全部ヲ携帶セシムヘシ

○火夫用シヨベル一定ノ件

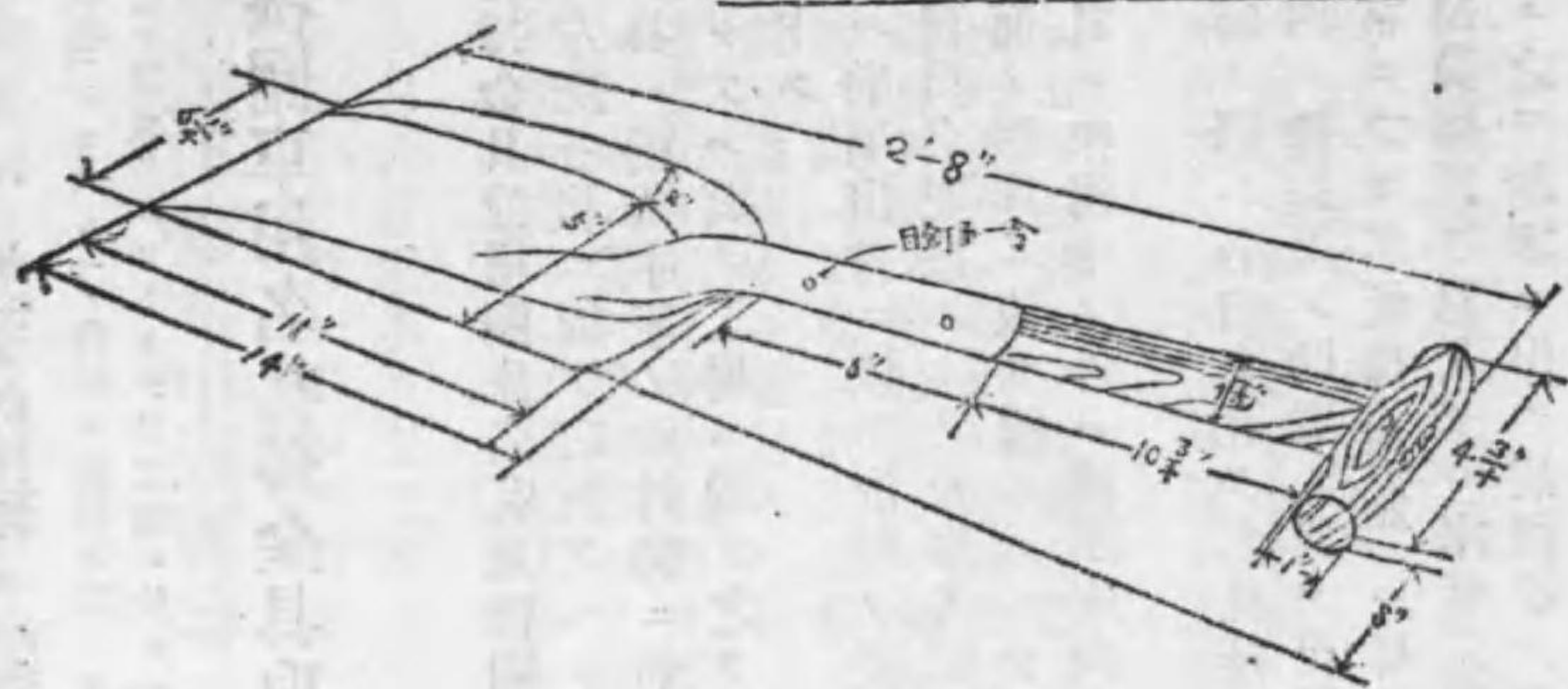
(大正五年七月十二日)

局一發

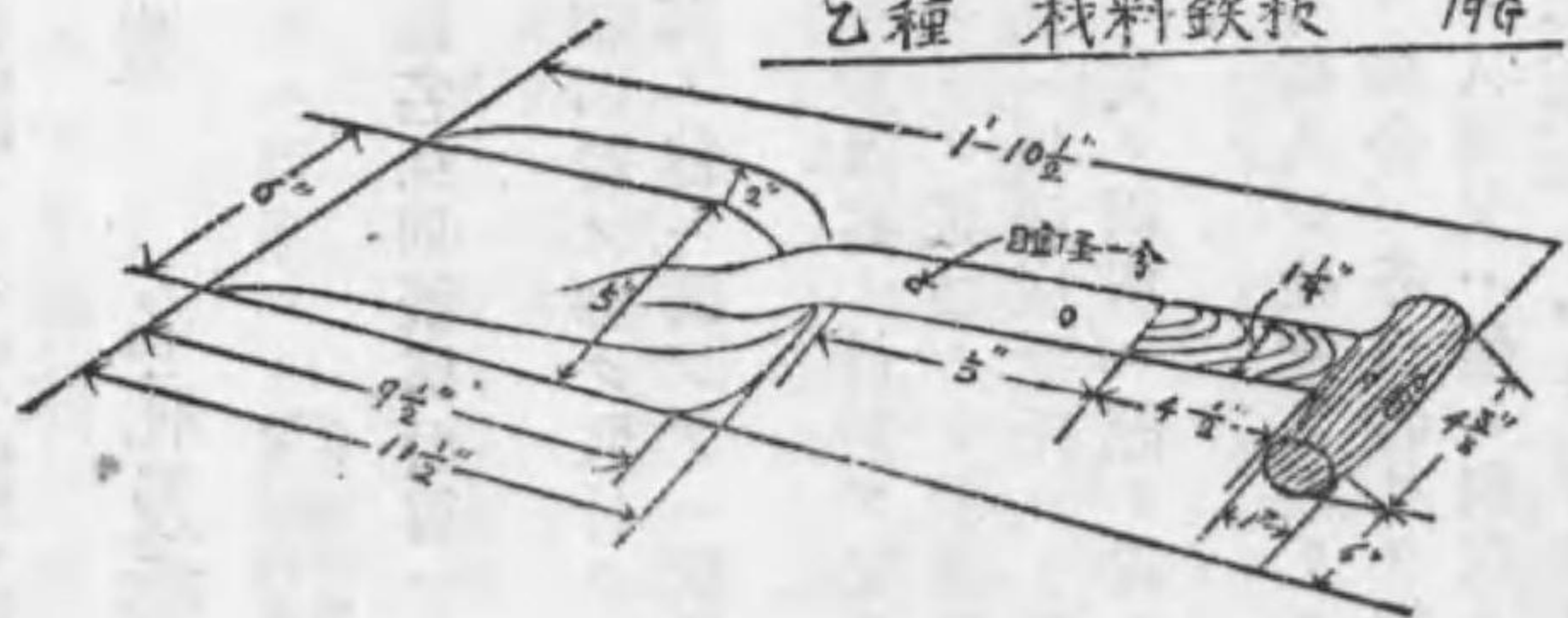
爾今當局使用ノ火夫用「シヨベル」ヲ甲、乙及丙ノ三種トシ其ノ形狀及寸法ヲ左ノ通定ム

火夫用「シヨベル」

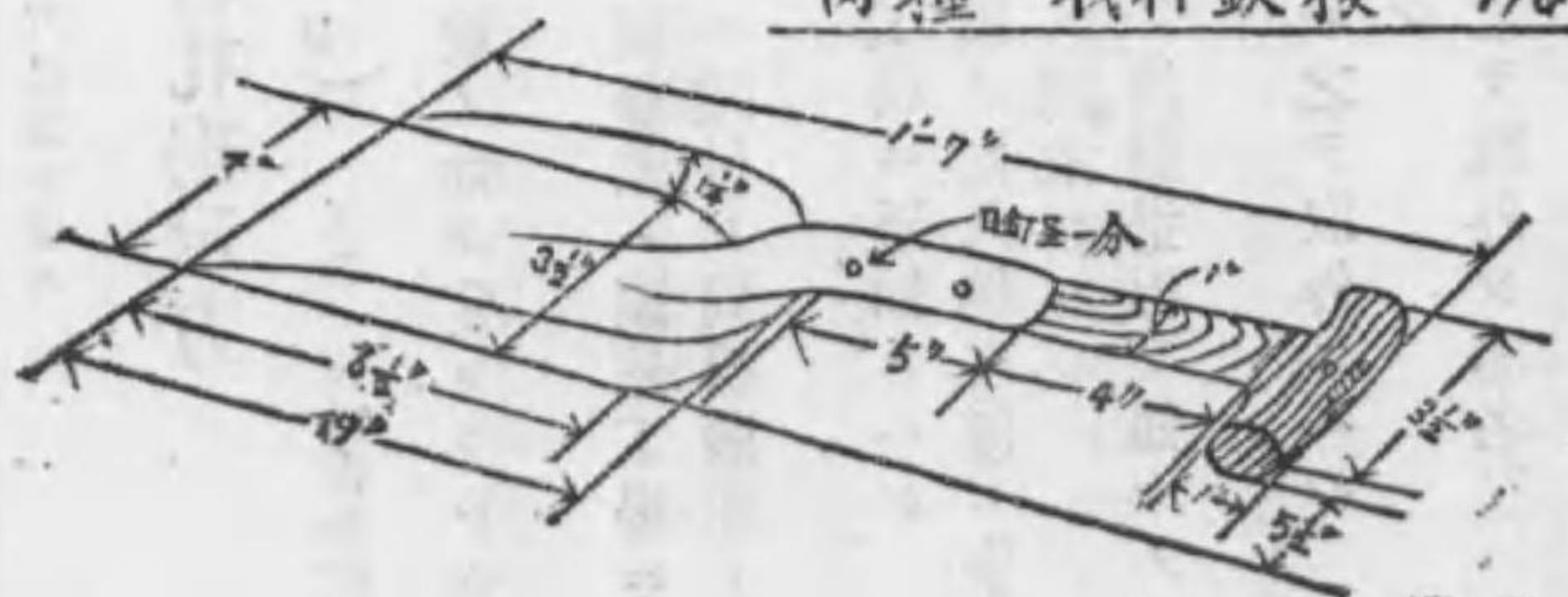
甲種 材料鉄板 19G



乙種 材料鉄板 19G



丙種 材料鉄板 19G



○「シヨベル」ノ修繕ニ就テ

(大正六年一月十三日) 局報注意

工場ニ送付スル破損「シヨベル」ノ内往々修繕不能ノモノヲ請求スル向アルモ爾今柄取付箇所ノ破損セル場合等ノ如キ其ノ儘原狀ニ修繕シ得ル程度ノモノニ限り之ヲ請求スルコトトシ又工場ニ於テモ新品ト取替供給スルカ如キ取扱ヲ爲ササル様相互注意ヲ要ス

○機關車用名札挿金具取付並機關車名札及乘務員名札揭示方

(大正四年七月三十一日) 工場、運輸事務所、機關車

中達甲第四五號

機關車用名札挿金具並機關車名札及機關車乘務員名札別紙圖面第一號及第二號ノ如ク定メラレタルニ付其ノ取付並揭示方左記各項ニ依リ取付フヘシ
一 名札挿金具ハ機關車ノ兩外側ニ別紙圖面第四號ノ如ク取付クヘシ但シ同金具ハ關係工場ニ於テ製作シ入場車ニ對シテハ其ノ工場ニ於テ之ヲ取付ケ其ノ他ニ對シテハ配置機關車ニ送付シ同機關車ニ於テ之ヲ取付クルモノトス

機關車主任ハ前項但書ニ依リ取付ヲ要スヘキ輛數及其ノ員數ヲ取調ヘ關係工場ニ通知スヘシ

二 名札ハ乘務員名記載ノモノ及庫名記載ノモノトノ二種トシ別紙圖面第三號ノ記入例ニ倣ヒ字體ヲ明瞭ニ記入シ同圖面ノ順序ニ依リ揭示スヘシ但シ名札ハ機關車主任ヨリ關係工場ニ請求スヘシ
三 乘務員名札ハ乘務中ノ外ハ機關車内見易キ一定ノ場所ニ懸ケ置キ乘務員ノ出勤退出ヲ知ルノ用ニ供スヘシ

四 乘務員乘務ノ際ハ各自名札ヲ名札挿(兩側)ニ挿入シ仕業ヲ終リタルトキハ之ヲ取外スヘシ

五 乘務員管内ノ轉動又ハ助勤ノ爲メ出張ヲ爲ス場合ハ各自名札ヲ携帶スヘシ

六 庫名札ハ常ニ之ヲ名札挿(兩側)ニ挿入シ置キ入場又ハ他ニ廻送ノ場合ハ之ヲ取外シ場名又ハ廻送先及當該機關車ノ換算輛數ヲ記入セル木札(木札ハ適宜製作ノコト)ヲ挿入スヘシ

七 名札ハ常ニ之ヲ清潔ニ保チ油煙等ノ爲メ汚染シタルトキハ直ニ拂拭シ字體ヲ明瞭ナラシムヘシ本達施行ト同時ニ之ト抵觸若ハ重複スル諸達類ハ之ヲ廢止ス

[中管]

追テ圖面ハ關係ノ向ニノミ配布ス

[中管]

○機關車履歷簿取扱手續

(大正四年九月三十日) 運輸事務所、機關車、工場

中達甲第二一六號

機關車履歷簿取扱手續左ノ通定ム

機關車履歷簿取扱手續

機關車ノ所屬ヲ變更シタルトキ又ハ工場入出場ノ際其ノ履歷簿ハ左記手續ニ依リ取扱ヒ常ニ其受授ヲ明ニスヘシ

一 當局管内ニ於テ機關車ノ配置ヲ變更シタルトキハ(一時ノ貸渡ヲ含ム)機關車ハ機關車ト共ニ之ヲ廻送先機關庫ニ又他局管内ニ所屬變更讓渡等ノ際ハ當局運輸課ニ送付スヘシ

一 工場ニ機關車入場ノ際機關庫ハ機關車ト共ニ之ヲ當該工場ニ送付スヘシ

一 機關車出場ノ際ハ工場ニ於テ修繕及検査事項記入ノ上當局運輸課ニ送付スヘシ運輸課ハ之ヲ所管運輸事務所經由配置先機關庫ニ送付スヘシ

一 他局管内所屬機關車ノ配置變更ヲ受ケタル場合ハ當局運輸課ヨリ配置先機關庫ニ送付スヘシ

一 新造機關車配屬ノ際ハ運輸課ヨリ配置先機關庫ニ送付スヘシ

一 他管内所屬機關車ニシテ當局工場ニ入出場ノ場合ハ當該機關車ノ屬スル管理局ノ取扱手續ニ依リ其ノ受授ヲ明ニスヘシ

明治四十二年六月西管達第八五三號及其他ノ本達ニ抵觸スル從來ノ諸達ハ廢止ス
一 本達ハ大正四年十月一日ヨリ實施ス

○機關庫修繕中履歷簿ニ記載スヘキ事項ノ標準

(大正四年九月三十日) 運輸事務所、機關庫

中達甲第二一二號

機關庫修繕中履歷簿ニ記載スヘキ事項ノ標準左記ノ通定ム

- 但シ他ノ記入事項ハ從來ノ諸達ニ據ル
- 一 各部ノ改造又ハ新設(朱書)
 - 二 汽罐部ノ修繕及汽罐ノ試験
 - 三 破損品、磨耗品ノ新規取替中主要ナルモノ
 - 四 安全弁、驗壓器(真空計ヲ含ム)ノ検査修繕
 - 五 各種制動機ノ検査修繕
 - 六 外部ヨリ點檢困難ナル部分ノ検査寸法ノ測定修繕
 - 七 但シ検査ノ場合ニハ其ノ狀況ヲ記入スヘシ
 - 七 輪鐵ノ削正取替
 - 八 其他修繕検査中記入ノ價值アリト認メタルモノ
- 追テ六ヶ月検査ノ際本簿ニ記入シタル事項ハ履歷簿個處欄左方ニ黒印ヲ、一ヶ月検査ノ際記入シタルモノハ赤印ヲ付スヘシ尙一ヶ月検査ノ場合ニ於ケル汽罐部ノ狀態ハ記事欄ニ詳記スヘシ又各部特ニ汽罐部ノ疵、變態等ヲ發見シタル場合ニハ必ス事故欄ニ記入スヘシ
- 汽罐部ニ關スル事項ハ圖面ヲ添付シ該圖面ハ鈔クトモ三ヶ月分以内ヲ一葉トシテ整理スヘシ
- 本達ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ實施ス

○機關車工場出場ニ就テ

(大正五年五月二十七日) 局報注意

自今工場ニ於テ修繕ヲ施工シタル機關車ハ最終試運轉當日ヲ以テ其ノ出場年月日トス 但シ試運轉ヲ施行セサルモノニ在リテハ工場所在地機關車ニ引渡シタル日ヲ出場月日トス

○機關車石炭焚試方

機關車石炭焚試方左ノ通り定ム

- 一 焚試ハ同一ノ乗務員及機關車ヲ使用シ同様ノ仕業ニヨリ施行スヘシ

(大正四年九月三十日) 中達甲第二一四號

運輸事務所、機關庫

〔中管〕

- 機關車ハ各部ノ狀態並注油其ノ他運轉狀態ヲ均一ナラシムヘシ
- 試驗列車ハ可成牽引定數表ニ示サレタル輛數ヲ牽引セシメ且可成途中解結ヲ避クヘシ
- 二 焚試ハ運轉區間ノ兩端驛ニ於ケル罐水量、汽壓及火室狀態ヲ同一ナラシメタル上各消費量ヲ記錄スヘシ但シ終著時ニ於テ罐水ヲ一時ニ補充シ始發時ノ罐水量ニ復セシムル事ヲ避クヘシ
 - 三 石炭ハ必ス秤量シ又「インジエクター」ノ溢出量及下リ勾配ニ於ケル「タイヤクター」ノ用水量ハ可成使用水量ニ算入セサル等各消費量記錄ノ正確ヲ期スヘシ
 - 「アツシユ」「シンダー」ハ秤量前ニ注入スヘカラス
 - 四 焚試ハ少クトモ各炭ニ付三交番以上繼續施行スヘシ
 - 五 焚試成績報告ハ別紙様式ニヨリ運輸事務所ヲ經テ運輸課長宛提出スヘシ
 - 別紙報告記事欄ニハ試驗中ニ於ケル洗罐又ハ休車期日其ノ他炭水消費量ニ關係アリト認メラルモノ及風向、風速等ヲ略記スヘシ
 - 過熱蒸汽機關車ニ在リテハ「バイロメター」「チエスト」「プレツシユアー」「グーヂ」及「レシイヴァー」、プレツシユアー、グーヂ」等各種計器ノ指示度ヲ記入スヘシ
 - 六 本達ハ大正四年十月一日ヨリ實施ス
- 大正二年十一月十三日東達第一七五〇號及其ノ他之ニ牴觸スル從來ノ諸達ハ廢止ス

大正 年 月 日
機關庫主任
機關手
火 夫

石炭焚試成績報告

機關車番號
同換算率
蒸汽壓力
運轉區間

Table with columns for date, locomotive number, and various performance metrics like fuel consumption (石炭消費量), water usage (使用水量), and ash (アッシュ量).

Table for coal quality evaluation (炭種) with categories like appearance (光澤及外見), ash content (灰燼), and burning characteristics (燃燒狀況).

炭試概評 (炭試成績其ノ他參考トナルヘキ事項ニ關シ炭試責任者ノ概評ヲ記入スヘシ)

○車輛故障報告取扱手續

車輛故障報告取扱手續左ノ通定ム
第一條 車輛故障ノ種別ヲ左ノ通トス
第二條 車輛故障報告(除車輛發熱及貨車雨漏)ハ左記各號ニ依リ檢車手ヨリ甲號様式ヲ以テ機關庫、檢車所
第三條 前條第一號及第四號ノ場合ニ於テ之ヲ修繕ノ爲他ニ廻送セムトスルトキハ白票裏面ニ其ノ事由ヲ明
記シ且其ノ旨廻送先ニ通知スヘシ

(大正四年十月二十六日) 運輸事務所、工場(除濱松)
改定 大正五年六月十九日 機關庫、檢車所
大正六年四月五日 同 第一〇九號

輸事務所長宛提出スヘシ
 前記修繕費額表調製ノ際材料費欄ノ金額ハ大正五年五月達第五一號院外車輛及院外者ノ毀損シタル車輛ノ修繕費整理手續第二條ニ依リ之ヲ計上シ該金額ニ工作費(庫所ニ在リテハ工費)併算額ノ一割ニ相當スル金額ヲ割掛欄ニ記入スヘシ
 第四條 第二條第六號ニ依ル報告ハ故障ノ程度輕微ニシテ左記各號ニ該當スルモノニ對シテハ之ヲ提出スルニ及ハス

- 一 重要ナラサル部分ノ割「ピン」「ボルト」及「ナット」類ノ弛緩若ハ脱落手當ノ如キモノ
- 二 屋根「ペイント」龜裂ノ爲塗布手當ノ如キモノ
- 三 貨車棲板側板床板ノ切劔手當ノ如キモノ
- 四 棲板側板ノ取附取外シ工事
- 五 窓廻リ又ハ開戸等ノ不具合ニシテ修理ヲ爲シタルモノ
- 六 破損程度カ運轉中危險ニ在ラス直ニ修理ヲ要セサルモノ
- 第五條 車軸發熱及貨車雨漏ハ庫所主任ヨリ之ヲ丙、丁號様式ニ依リ運輸事務所長ニ報告スヘシ
- 第六條 庫所主任ハ本報告監督者意見欄ニ意見ヲ記入スヘシ
- 第七條 運輸事務所長ハ本報告ヲ審查シ其ノ都度運輸課長宛提出スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ鐵道事故ニ關聯スルモノハ「事故」又從事員ニ對シ賞罰ノ要アリト認メタルモノハ其ノ手續ヲ履行シ其ノ旨各報告欄外ニ朱記スヘシ
- 第八條 私有貨車ノ取扱ニ關シテハ「私有貨車取扱手續」ニ依ル
- 第九條 電車ノ故障ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

大正三年六月二十九日東達第一六〇三號其ノ他本達ニ抵觸又ハ重複スル從來ノ諸達示ハ之ヲ廢止ス

〔中管〕

〔中管〕

車輛故障報告

運輸課長 _____ 運輸事務所長 _____
 機關車主任 _____ 檢車所 _____

報告 第 _____ 號

故障種別	年 月 日	列車
車輛所屬及記號番號	年 月 日	
發生又ハ發見年月日及場所	年 月 日	列車
發 詳	定期検査年月及場所	年 月
著 詳	油吸検査月及場所	月
積 荷	仕立検査月日及場所	月 日
故障個所狀態及其ノ他ノ記事		
原因		
處 置		
監督者意見		
大正 年 月 日 在勤檢車手		

備考
 ●油吸検査月ハ次回ニ相當スル月ヲ記載スヘシ
 ●故障種別欄ハ其ノ重要ナルモノ一種類ヲ記載スヘシ
 ●仕立検査月日及場所ノ標記アルモノハ之ヲ記載スヘシ
 ●破損部分品ニシテ工事施行場所ノ刻印アルトキハ其ノ場所名ヲ記載スヘシ
 (用紙ハ半紙版半切トス)

大正四年十月中達甲第二九一號車輛故障報告取扱手續第三條並同月中達甲第二九二號私有貨車取扱手續第四條及第五條ニ依ル修繕費額算定ノ場
合材料品(車輛部分品ヲ含ム)ノ評價格ハ關係工場ニ就キ承合記入スヘシ

○雨漏貨車取扱方

(大正五年七月十九日)
運轉事務所、工場(除濱松)
機關庫、檢車所

雨漏貨車ノ取扱ニ關シテハ大正二年八月達第七〇四號ニ依ルノ外左ノ通トス

- 一 雨漏票ニ標記スル斜十文字黒線ノ巾ハ一時トシ發見庫所名ハ略稱ヲ用キサルモノトス
 - 一 工場ハ雨漏票撤去輛數ヲ一箇月分取纏メ翌月五日迄ニ運輸課ニ報告スヘシ
- 大正二年八月東管注意事項雨漏貨車檢査修理並使用方ニ就テ同年九月神管注意事項雨漏貨車ニ就テ及本達ニ
牴觸若ハ重複スルモノハ之ヲ廢止ス

○新製貨車用五噸半「ベヤリングスプリング」ノ折損ニ就テ

(大正五年七月十五日)
局報注意

近時使用ノ新製貨車用五噸半「ベヤリングスプリング」ノ折損スルモノ往々有之右ハ左記刻印及番號ノモノニ限ラレ居ルカ如キヲ以テ之ニ就テハ
特ニ充分ノ注意ヲ爲シ若折損セシモノヲ發見セルトキハ工場ハ其ノ刻印番號及車種番號ヲ毎月分取纏メ翌月五日迄ニ工作課ニ報告シ庫所ハ故障
報告ニ其ノ刻印番號ヲ記入報告スヘシ

左記

一 製作所刻印



一 製作年月及番號

年 月 番 號

四、八	自 一	至 五
四、九	自 二	至 四
四、十	自 三	至 三
四、十一	自 四	至 四
四、十二	自 五	至 二

一 刻印方ノ略圖

彈機番號



製造年月

○新製貨車用五噸半「ベヤリングスプリング」ヲ取付アル貨車ニ就テ

(大正五年七月二十二日)
局報注意

本年七月十五日局報注意事項欄掲載ノ新製貨車用五噸半「ベヤリングスプリング」ハ主ニ左記車輛ニ取付アル等

左記
ヲム 自二三〇〇 八〇〇輛 取付數二二二八個
至二三七九九

〔中管〕

〔中管〕

○緩急車輛備付用聯結器ノ新調及修理ニ就テ

(大正六年三月二十七日) 局報注意

緩急車輛備付用螺旋聯結器及連環聯結器ノ新調、修理ヲ要スル場合ハ大正二年八月技達第一二號ニ依リ車輛修繕費トシテ工場物品及修繕品送狀ヲ以テ受持工場ニ請求スヘキ管ナルニ往々運輸費支辨トシテ物品請求券ヲ用ヒ新調又ハ修理方請求ノ向アリ現品贈送書類移譯等手續少ナカラサルニ付誤解ナキ様取扱方法注意ヲ要ス

○電車空氣制動裝置内水分及油氣除去方ニ就テ

(大正六年一月二十九日) 局報注意

電車ノ空氣制動機ハ其ノ裝置用空氣管及鐵管内部ニ於テ水分ノ凍結又ハ油氣滯留等ノ爲往々其ノ制動ヲ無効ナラシムル虞アルヲ以テ自今始發電車庫ニ於テハ毎日出庫前ニ空氣壓縮機ヲ働作セシメ各氣槽ノ「ドレーン」コックヲ開キテ貯藏空氣ヲ噴出セシメ水分及油氣ヲ除去シ制動機ノ働作ノ完全ナルヲ確認シタル上出庫セシムヘシ

○電車故障報告手續

(大正五年九月二十九日) 中達甲第五七一號

新橋運輸事務所、電車庫

電車故障報告手續左ノ通定ム

電車故障報告手續

- 第一條 電車故障ノ種別ヲ左ノ通トス
車體、臺枠、聯結器、緩衝器、擔彈機、軸承、軸篋、車輪、車軸、齒車部、制動裝置、壓縮空氣裝置、電動機、制御裝置、開閉器、暖房器、電燈裝置、聚電裝置、避雷裝置、電池、電鈴回線、主要電氣回線
- 第二條 電車故障報告ハ該故障ヲ發見シ又ハ之ヲ取扱ヒタル庫内勤務運轉手又ハ檢車手ヨリ一通(別表)電車庫主任ヲ經由シ運輸事務所長ニ提出スヘシ
- 第三條 故障ノ程度カ運轉中危險ニ在ラス直ニ修理ヲ要セサルモノ又ハ輕微ナルモノニ在リテハ本報告ヲ提出スルニ及ハス
- 第四條 電車庫主任ハ本報告監督者意見欄ニ意見ヲ記入スヘシ

〔中管〕

〔中管〕

第五條 運輸事務所長ハ本報告ヲ審查シ其ノ都度運輸課長ニ提出スヘシ
前項ノ場合鐵道事故ニ關聯スルモノハ欄外ニ「事故」ト朱記スヘシ

電車故障報告

運輸課長		運輸事務所長	
報告第 號		電車庫主任	
故障種別	所屬庫及記號番號	發生又ハ發見年月及場所	大正 年 月 日第 電車
定期検査年月	年 月	油吸検査年月及場所	年 月
故障狀態及其他ノ記事			
原因	處置	監督者意見	
大正 年 月 日 在勤			

- 備考
- 油吸検査月ハ次回ニ相當スル月ヲ記載スヘシ
 - 故障種別欄ニハ其ノ重要ナルモノ一種類ヲ記載スヘシ
 - 故障狀態複雜ナルモノニ在リテハ圖面ヲ添付スヘシ
 - 破損部本品ニシテ工事施行場所及年月ノ判明セルモノハ之ヲ記載スヘシ
 - 在勤地ト提出者ノ職名ヲ記入スヘシ

○客貨車庫所修繕手續

客貨車庫所修繕手續左ノ通定ム

(大正四年十月二十六日)
(中達甲第二九三號)

運輸事務所、工場、(除濱松)
機關庫、電車庫、檢車所

第一條 機關庫電車庫及檢車所(含派出)ニ於テ施行スヘキ客車(含電車以下同シ)貨車修繕工事ノ範圍ハ大正

二年十二月二十七日達第一一二一號ニ依ルヘシ

第二條 客貨車修繕施行ノ主要庫所ハ左ノ通トス

東京 汐留 高島 沼津 濱松 新宿(含電車庫) 飯田町 品川(電) 東神奈川(電) 甲府 名古屋
米原 敦賀 金澤

大崎汐留金澤四日市驛所在庫所ニ於テハ現場ニ於テ修繕シ得サルモノハ便宜工場ニ入場セシムルコトヲ得

第三條 前條以外ノ庫所ニ於テハ專ラ車軸發熱若ハ最モ輕微ナル修繕ヲ施行スルモノトス

第四條 各庫所ニ於テハ特種ノ修繕用品ヲ要スルカ若ハ特別ノ事情ニ依リ工場ニ修繕ヲ依頼スルヲ便利ト認

メタル場合ニ限リ第一條ニ依ラス所屬事務所長ノ許可ヲ得テ便宜ノ工場ニ廻送スルコトヲ得

第五條 各庫所ニ於テハ本手續ニ依ル修繕施行ニ對シ差支ナキ程度ニ材料及部分品ヲ準備シ置クヘシ

附 則

大正三年二月東達第一五八號ハ之ヲ廢止ス

○車輛修繕件數報告方

(大正四年十月二十五日)
(中達甲第二八〇號)

運輸事務所、機關庫檢車所、
電車庫

車輛ノ修繕施工シタルモノハ左記様式ニ依リ運輸事務所經由翌月四日迄ニ工作課ニ報告スヘシ
大正三年七月東達第一八〇七號及之ニ抵觸又ハ重複スルモノハ之ヲ廢止ス

【中管】

【中管】

工作課

運輸事務所長

車輛修繕件數表

機關庫主任
電車庫主任
電車檢

報告年月日

大正 年 月 分

件名	優等客車		三等客車		電車	貨車		
	四輪	六輪	四輪	六輪		有蓋	無蓋	石炭
屋根布(含塗粧) 張替 輛								
同 修繕 "								
床板木材 新調 枚								
同 鐵材 同 "								
緩衝梁木材 同 個								
根太類木材 同 本								
同 鐵材 同 "								
柱 類 同 "								
同 根繼 "								
内外側板木材 新調 枚								
同 及 棧板 同 同								
同 締直 輛								
同 鐵材 新調 枚								
屋根板木材 同 "								
同 締直 輛								
同 鐵材 新調 枚								

- 備考 1. 建設用ノ分(建)ノ記號ヲ附シテ區別スルコト
2. 件數ノ分類ハ次ノ區別ニ依ルコト
- (イ) 新調トハ主トシテ破損品ヲ撤去シ新ナル材料及成成品ヲ受入使用シタル場合トス
 - (ロ) 修繕トハ破損品ニ直接加工シ又ハ破損部分ノ補足ヲナシタル場合トス但修繕箇所ニ應ジテ張替、根繼締直等ニ區別ス
3. 等級別ハ次ノ區別ニ依ルコト
- (イ) 優等ニハ二等以上(特別展望寢臺及優等ノ食堂又ハ職用車ヲ含ム)ノモノ及各種合造車ノ二等以上ニ屬スル部分
 - (ロ) 三等ニハ三等車及三等ト食堂、手荷物、郵便、緩急車等トノ各種合造車並手荷物、郵便、緩急車又ハ其ノ合造車其他優等ニ屬セサル部分
4. 六輪車ハ四輪車ニ編入シホギー貨車ハ一車ヲ二車ニ換算記載スルコト
用紙ハ半紙判トス

○車輛修繕統計表調製方ノ件

(大正五年十二月二十八日)

運輸事務所 機關庫、檢車所

機關庫檢車所ニ於テ車輛ヲ修繕シ又ハ修繕ノ爲他ニ廻送シタルトキハ別表車輛修繕統計表ヲ左記ニ依リ調製シ翌月十五日迄ニ所管運輸事務所經由本局運輸課ニ提出スヘシ

- 一 修繕ノ爲白票ヲ貼付シ工場又ハ他庫所ニ廻送シタルモノハ其ノ主要ナル部分ノ相當欄ニ其ノ數ヲ朱書スヘシ
- 一 別表記載ノ品名部分ヲ修繕シタルトキ又其ノ他ノ修繕ニシテ一人一時間以上ヲ要スル程度ノモノナルトキハ相當欄ニ其ノ數ヲ墨書スヘシ
- 一 修繕輛數ノ欄ニハ前號ニ依リ取扱タル總輛數ヲ記入スヘシ
- 一 本表ハ従事員在勤地別ニ調製スヘシ

附 則

本達ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

車		取替	修繕	軸		聯		結		具	
ア	ク	ス	ル	ガ	ー	ド	取替				
ア	ク	ス	ル	ホ	ツ	ク	ス	取替			
ア	ク	ス	ル	ホ	ツ	ク	ス	カ	バ	ー	取替
ア	ク	ス	ル	ブ	ラ	ス	取替				
其	他										
ド	ロ	ー	バ	ー	切損						
					古疵						
					其他						
					取替						
ス	ク	リ	ユ	ー	バ	ー	折損				
リ	ユ	ー	バ	ー	屈曲						
ス	ク	リ	ユ	ー	欠損						
ス	ク	リ	ユ	ー	切損						
ス	ク	リ	ユ	ー	古疵						
ス	ク	リ	ユ	ー	摩耗						
ス	ク	リ	ユ	ー	其他						
リ	ン	ク	カ	ツ	ア	リ	ン	ク	切損		
リ	ン	ク	カ	ツ	ア	リ	ン	ク	古疵		
リ	ン	ク	カ	ツ	ア	リ	ン	ク	摩耗		
リ	ン	ク	カ	ツ	ア	リ	ン	ク	其他		
カ	ツ	ア	リ	ン	ク	ピ	ン	取替			
ド	ロ	ー	バ	ー	ス	ア	リ	ン	ク	取替	
ド	ロ	ー	バ	ー	ス	ア	リ	ン	ク	取替	
ド	ロ	ー	フ	ツ	ク	ワ	ツ	シ	ヤ	ー	取替

【中管】

【中管】

車輛修繕統計表(其二)

第三編 運輸 第四章 車輛

百二十六(二二)

修繕箇所	客車				貨車				修繕箇所	客車				貨車							
	ホギー		四輪		ホギー		四輪			ホギー		四輪		ホギー		四輪					
	基本	在來	基本	在來	基本	在來	基本	在來		基本	在來	基本	在來	基本	在來	基本	在來				
修繕車票挿取替									柱	取替					屋	根	手當				
車掌名札挿取替									柱	手當					取替						
送状挿取替									取替						修繕						
馬票綴取替									手當						取替						
列車信號懸金具									取替						手當						
修繕									修繕						取替						
屋根燈裝置									取替						修繕						
戸締裝置									取替						取替						
窓硝子									取替						取替						
窓									取替						修繕						
扉引戸									取替						取替						
扉硝子									取替						取替						
戸鍵番									取替						修繕						
修繕									修繕												
ロッカーレール									取替						取替						
手當									手當						修繕						
バフアーム									取替						取替						
手當									手當						修繕						
クロスビーム									取替						取替						
手當									手當						修繕						
ダイヤゴナル									取替						取替						
修繕									修繕						修繕						
ロングチュージナル									取替						取替						
手當									手當						修繕						
積板									取替						取替						
手當									手當						修繕						
側板									取替						取替						
手當									手當						修繕						
床板									取替						取替						
手當									手當						修繕						
側柱									取替						取替						
手當									手當						修繕						
									修繕												

備考 1. 基本欄ニハ鐵道院制定ノ基本及假基本ノモノ、在來欄ニハ其ノ他ノモノニシテ不良又ハ故障アリタル場合ニ其ノ取扱タル數ヲ計上スヘシ
 2. 青、白票撤去輛數ハ自庫所ニ於テ修繕シタルモノノミヲ計上スヘシ
 3. 客車ノ優等ト三等トハ大正四年十月日達甲第三〇一號客車修繕報第B號ニ依ルヘシ
 4. 六輪車ハ四輪車ニ併算記入スヘシ
 5. 本表ハ修繕量ヲ表示スヘキ一種ノ修繕統計ニシテ且又故障統計ナリ從來ノ故障報告規程ノ變態ノ如キト雖全然別箇ノ途ナリ故ニ本表ハ修繕ニ對シテハ故障發見ノ自庫所タルト他庫所タルトナリ同ハサルナリ 但シ車輪發熱修繕及油吸定期検査ニ關スルモノハ計上スヘカラス
 6. 本表ニ掲記シタル品名ハ取替、修繕、手當、調整ニ要セシ時間間ハサルナリ然シテ取替ト明記シタルモノ及裂損、弛緩等ノモノヲ取替タルトキハ「個」枚、修繕、手當、調整ニ對シテハ「件」ナル單位ヲ以テ表ハスヘシ
 7. 「其他」欄ニ計上スルハ一人一時間以上ヲ要セシモノノミニシテ「件」ナル單位ヲ以テ表ハスヘシ、一人一時間ト同一車輛ニシテ同一品名ヲ手當等シタル場合一人ニテ一時間ヲ要シタル謂ナリ十人ナレハ六分要セシ謂ナリ、一時間ト限定セシ理由ハ正座ニ六十分ヲサレサル可ラサルニ在ラスシテ輕微ナル修繕ハ本表ニ掲クルヲ省略セントノ意味ヨリ報告スヘキモノト否トノ區別ヲ付スル大體ノ標準ヲ示セルニ過スシテ一時間中ニハ準備行為ヲ含ム勿論ナリ
 8. 青、白票撤去及撤去、修繕輛數ノ基本及在來ニ區別スルニ要セス又青、白票ノ區別ヲ要セス

(中略)



大井工場 一〇〇〇以上
 四日市工場 (含名古屋派出所) 七〇〇以上
 金澤工場 三〇〇以上
 合計 一五五〇〇以上

左記諸達ハ之ヲ廢止ス
 大正四年五月東達甲第二五九號
 大正四年六月神管達第一八二六號

○客貨車定期檢查報告ノ件

(大正四年八月三十日) 新橋運輸事務所、各工場(除濱松)
 (中達甲第一一九號) 新宿電車庫

客貨車定期檢查ヲ施行シタルモノハ本年七月達第八〇七號様式ニ據リ翌月十五日迄ニ運輸課ニ報告スヘシ
 ○客貨車油吸定期檢查報告ノ件
 (大正四年八月二十四日) 運輸事務所、工場(除濱松)
 (中達甲第一〇〇〇號) 機關庫、檢車所、電車庫

客車(電車ヲ含ム)及貨車油吸定期檢查ヲ施行シタルトキハ左記様式ニ依リ其ノ輛數ヲ翌月十五日迄ニ運輸課ニ報告スヘシ

客貨車油吸定期檢查報告

運輸課 運轉事務所
 報告年月日 大正 年 月 分 工場 機關庫 檢車所 電車庫

車種	台數	計	記	備
客車				
貨車				

備考 電車ノ客車欄ニ別ニ朱記スヘシ

【中管】

本達ニ抵觸又ハ重複スルモノハ之ヲ廢止ス

○客貨車普通檢查施行手續

(大正四年十月二十七日)
 (中達甲第二九五號)

運輸事務所、機關庫
 檢車所、電車庫

客貨車普通檢查施行手續左ノ通定ム

客貨車普通檢查施行手續

- 第一條 客貨車普通檢查ヲ分チテ列車檢查及仕立檢查トス
- 第二條 列車檢查ハ運輸上緊要部分ノ完否並車軸發熱ノ有無ヲ檢查シ應急ノ處置ヲ爲スモノトス
- 第三條 仕立檢查ハ車輛各部ヲ詳細檢查シ不完全ノ箇所アルトキハ相當ノ處置ヲ施シテ完全ヲ期シ其ノ檢查ハ晝間(日出ヨリ日没マテ)ニ於テ行フモノトス
- 第四條 客貨車普通檢查ヲ施行スヘキ機關庫電車庫檢車所(以下單ニ庫所ト稱ス)及列車ハ別ニ之ヲ定ム廻轉増結ノ客車ハ發送驛所在庫所ニ於テ之ヲ施行スヘキモノトス
- 第五條 列車檢査指定庫所ニ於テ餘力アル場合ハ仕立檢査ヲ行フヘシ
- 第六條 仕立檢査ヲ施行スヘキ貨車ニシテ左記ニ相當スルモノハ列車檢査ヲ行フヘシ
 - 一 廻送空車ニシテ單ニ送先車票ヲ取替發送スルカ如キ檢査ニ充分ナル時間ナキ車輛
 - 一 中繼車ニシテ其ノ内外部ヲ充分ニ檢査シ能ハサル車輛
 - 一 檢査スヘキ車輛一時ニ輻輳シ配置人員其ノ他ノ關係ニ依リ充分ノ檢査ヲ施行スル暇ナキ車輛
 - 一 天候不良其他不得已事由ニ因リ該檢査ヲ爲スコト能ハサル車輛
 - 一 修繕或ハ檢査ノ爲廻送スヘキ車輛
- 第七條 仕立檢査ニ於テハ檢査修理ノ外定期檢査及改造等ノ爲入場指定車ナルヤ否等ニ注意シ此等ニ對シ相當手續ヲ爲スヘキモノトス
- 第八條 仕立檢査車輛ニ對シテハ別ニ注油方指定セラレタルモノヲ除クノ外檢査ヲ行フト同時ニ各給油部ニ注油スヘシ
- 第九條 仕立檢査ハ外部ヨリ檢査シ得ル部分ノ所定使用限度ニ達セルモノニ對シテハ相當處理スヘシ但シ枉

客貨車檢査簿

月日	故障報告 番號	列車 番號	車輛所屬 及記號	發原	著原	積荷	定期檢 査月 及場所	油壓檢 査月 及場所	生立檢 査日 及場所	故障箇所 狀態	原因 處置	其ノ他ノ 記事	取扱者 名

○本帳簿ハ列車檢査簿當者ニ使用セシム

○列車檢査ノ際故障ヲ發見シタルモノハ「キ」ヲ記入スヘシ

○故障報告番號ハ車輛所屬所ニ於テ記入スヘキモノトス

○客貨車真空制動機檢査手續

(大正四年九月七日)

各運輸事務所、工場(除濱松) 機關庫、檢車所

客貨車真空制動機檢査手續

客貨車真空制動機檢査手續

第一條 左記客貨車ノ真空制動機檢査ハ機關庫又ハ檢車所(以下單ニ庫所ト稱ス)ニ於テ毎月一回以上施行シ新製車定期檢査及修繕車ノ檢査ハ當該工場ニ於テ出場ノ際之ヲ施行スヘシ

種

施行場所

一 旅客又ハ混合列車ニ組成セル真空制動機ヲ使用スヘキ客車

仕立檢査受持庫所

二 列車ニ組成セル真空制動機ヲ使用スヘキ貨車

仕立庫所在庫所

三 庫所々在驛ニ停留セル豫備客車

當該庫所

第二條 本檢査標準ハ明治四十二年十月廿三日達第八七九號ニ依ルヘシ

第三條 列車真空計ノ指針ハ十八時以上ヲ指示スルコトヲ要ス

第四條 本檢査ハ機關車單獨ノトキ及全車輛ヲ聯結シタルトキニ於ケル機關車真空計ノ示ス時數ヲ比較シ其ノ降差過大ナルトキハ詳細ニ漏氣ノ個所ヲ檢査スヘシ

第五條 前條真空計時數降差過大ナルモ容易ニ當該車輛ヲ檢出シ得サルトキハ各車輛間ノ蛇管ヲ脫聯シ機關

【中管】

車ト第一位ノ車輛ヲ聯結檢査シ各部良好ナルトキハ第二位ノ車輛ヲ聯結シ順次末位ニ及ホシ不良車輛ヲ檢出スヘシ

【中管】

第六條 不良車輛ヲ發見シタルトキハ列車管ノ各部殊ニ其ノ接合部其ノ他「ボールヴァアルヴ」「ネツクブツシユ」「ヴァンヅアルヴ」等ヲ檢査シ尚必要ニ依リテハ「シリンダー」内部ヲ檢査シ「ローリンググリンダ」振レ「ピストン」ト「ピストン」ノ弛緩又ハ屈曲其ノ他各部ヲ檢査シ不良箇所ハ修理ノ手配ヲ爲スヘシ

第七條 不良車輛ノ修理ヲ終リタルトキハ更ニ機關車ヲ聯結シテ本檢査ヲ爲シ「ブレーキギヤ」ヲ適當ニ調整スヘシ

但シ真空汽笛ノ作用ヲ檢査スルニ當リテハ「ブレーキ」締結後二十分間以内ニ「ピストン」ノ自然降下スルモノナキヲ期スヘシ

附則

大正三年三月三十日東達第六五三號、明治四十三年四月西管達第七九二號及大正二年十二月神管局報注意事項列車真空檢査報告記載方ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

○客貨車檢査用器具取扱手續

(大正四年七月二十九日)

運輸事務所、機關庫、檢車所

客貨車檢査用器具取扱手續左ノ通定ム

第一條 客貨車檢査用器具ヲ分テ左ノ二種トス

一 檢車手專用品

二 機關庫、檢車所常備品

第二條 列車檢査若ハブラット檢査ニ從事スル檢車手ノ專用品トシテ携帯スヘキモノ左ノ如シ

一 鐵槌手 壹個

二 鑿チヅル 壹個

三 兩口螺旋同 壹挺

四 同 壹挺

五 スタルドライバー 小 壹個

六 ビンポンチ 同 壹個

七 手提燈 (夜間) 壹個

第三編 運輸 第四章 車輛

第三條 客貨車仕立検査若ハ滯泊検査ニ従事スル検査手ノ専用品トシテ携帯スヘキモノ左ノ如シ
但シ検査組ヲ設ケ検査ニ従事スル場合ニハ其主席者ノミ携帯スルコトヲ得

- 一 鐵槌手 一磅半 壹個
- 二 鑿チヅル 平烏帽子 貳個
- 三 兩口螺旋同 $\frac{3}{8}$ " \times $\frac{1}{2}$ " 壹挺
- 四 同 $\frac{3}{8}$ " \times $\frac{3}{4}$ " 壹挺
- 五 同 $\frac{1}{2}$ " \times $\frac{3}{4}$ " 壹挺
- 六 モンキョーレンチ 壹挺
- 七 バイブレンチ 壹挺
- 八 スクルードライバ 大小貳個
- 九 蛇口螺旋同 壹挺
- 十 ビンポンチ 大小貳個
- 十一 吋尺 壹個
- 十二 カリバ 壹個
- 十三 タイヤージ 壹個
- 十四 バックゲージ 壹個
- 十五 オイルシリンジ 壹個
- 十六 油差 壹個
- 十七 聯結裝置使用限度測定定規 壹個

第四條 機關庫若ハ検査所常備品ハ當該庫所ノ備付トシ庫所主任ニ於テ必要ト認メタルモノヲ備付クヘシ
第五條 検査手ハ専用品ノ保守ニツトメ毀損若ハ紛失シタルトキハ直ニ庫所主任ニ申出テ引替若ハ補充ヲ爲シ常ニ其ノ完全ヲ期スヘシ
大正四年一月東達甲第五六號其ノ他本達ト牴觸若ハ重複スルモノハ之ヲ廢止ス

○客貨車注油取扱手續

(大正四年十月二十七日) 運輸事務所、機關庫 検査所
中達甲第二九七號

客貨車注油取扱手續左ノ通定ム

- 第一條 客貨車ノ注油ハ仕立検査ノ際施行スヘシ
- 第二條 客貨車ノ注油部分ハ左ノ通トス

〔中管〕

〔中管〕

- 一、車軸筐
- 二、制動機螺旋部
- 三、聯結器螺旋部

第三條 車軸筐ニ注油ヲ爲スニハ油量ノ適否及其ノ状態ヲ検査シ漫サニ多量ノ油ヲ注入スヘカラス猶其ノ油量ノ適否及状態ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

- 一、外部ヨリ軸筐内ヲ検査シ能ハサルモノニアリテハ其ノ油量ハ鐵線ヲ注油口ヨリ挿入シ該鐵線ニ附著スル油ノ高サ約四分ノ三吋ヲ程度トス
- 二、軸筐内ヲ検査シ得ルモノニアリテハ「プラス」及「パッド」ノ状態ヲ點檢シ油ノ深サ約二分ノ一吋ヲ程度トスヘシ
- 三、「パッド」ヲ使用セルモノハ油吸定期検査又ハ修理ノ際軸筐内ノ油量ハ約二合トス
- 四、糸屑ヲ使用セルモノハ該糸屑ヲ輕ク壓シ油ノ容易ニ滲出スルモノハ注油スルニ及ハス(滲出程度ハ糸屑一斤ニ約油一升五合ヲ吸收セシメタルモノニ依ルヘシ)
- 五、混水若ハ汚濁甚敷モノハ之ヲ排除シタル後注油スヘシ
- 第四條 制動機螺旋部ノ注油ヲ爲スニハ働長部分ニ少量ノ注油ヲ爲シ一旦締結及緩解ヲ試ムヘシ
- 第五條 聯結器螺旋部ノ注油ハ前條ニ依ル外「ガジヨンピン」ノ滑動ヲモ試ミ緊キモノハ該部分ニモ注油スヘシ
- 第六條 一定ノ區間ヲ限リ運轉スル貨車ニ對シテハ車輛修繕擔當機關庫、検査所ニ於テ約十五日毎ニ前各條ニ依リ検査ノ上注油スヘシ
- 第七條 電車ノ注油方ニ就テハ別ニ定ムル所ニ依ル

附 則

大正三年十一月十二日東達甲第七二號其ノ他本達ニ牴觸又ハ重複スル從來ノ諸達示ハ之ヲ廢止ス

○電車注油取扱手續

(大正四年十一月二十三日) 關係運輸事務所、電車庫
中達甲第三四七號

電車注油取扱手續左ノ通定ム

電車注油取扱手續

第一條 電車ノ注油ハ仕立検査ノ際ニ於テ施行スヘシ

第二條 電車ノ注油部分ハ左ノ通トス

一 車軸筐

二 電動機支持軸承

三 各種電動機ノ電動子軸承

四 齒車部

五 聚電裝置ノ必要部分

六 聯結器螺旋部分

第三條 注油ヲ爲スニハ油量ノ適否其ノ他ノ状態ヲ検査シ漫リニ多量ノ油ヲ注入スヘカラス猶主要部分ノ油量ノ適度ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

一 車軸筐ニシテ系屑ヲ使用ノモノハ該系屑ヲ輕ク壓シテ油ノ容易ニ滲出スルモノナルコト(滲出程度ハ系屑一斤ニ油約一升五合ヲ吸收セシメタルモノニ依ルヘシ)

二 「ツイメン」ヲ使用スル注油器ニ在リテハ容器ノ約二分ノ一以下ノ油量ヲ有セシムルコト

三 系屑ヲ使用スル注油器ニ在リテハ本條第一號ニ示セル油ノ吸收量ヲ有スル系屑ヲ使用シ該系屑ヲ容器ノ口ヨリ一吋以上ノ内方ニ置クコト

四 混水若ハ汚濁甚敷モノハ之ヲ排除シタル後注油スルコト

第四條 齒車其ノ他ノ部分ニシテ「グリース」ヲ用フル箇所ハ必要ニ應シ油ヲ混用スヘシ

第五條 聚電裝置ノ注油ハ適度ニ之ヲ施シ殊ニ電棍使用ノ電車ニ在リテハ聚電輪ニ注油シタル後完全ニ之カ栓ヲナシ置クヘシ

第六條 聯結器螺旋部分ニ在リテハ少量ノ注油ヲ爲シ一旦締結緩解ヲ試ミ適度ノ状態ヲ保タセ置クヘシ

第七條 齒車筐ハ完全ニ結合シ油ノ浸出セサル様ニ爲シ置クヘシ

〔中管〕

○入場客車取扱手續

(大正四年十月二十七日) 運輸事務所、工場(除濱松)
(中途甲第二九八號) 機關庫、檢車所

改正 大正四年十一月二十五日中途甲第三五三號

入場客車取扱手續左ノ通定ム

入場客車取扱手續

機關庫、檢車所ハ車輛修繕受持区域内ノ各驛常備車並他ヨリ借入レタル客車中検査修繕等ノ爲翌月中工場ニ廻送スヘキモノヲ取調所管運輸事務所ヲ經由別紙様式ニ依リ毎月二十日迄ニ運輸課ニ報告スヘシ

一 本報告ニハ修繕主要箇所、既定改造工事件名(達番號併記)等入場目的ヲ明細ニ記入スヘシ

一 運輸課ニ於テハ工作課ト合議ノ上入場豫定ヲ定メ關係工場及運輸事務所ニ通知ス

一 通知ヲ受タル運輸事務所ハ入場豫定ヲ誤ラサル様努ムヘシ事故破損車ヲ臨時入場セシムル場合及豫定變更ノ必要ヲ生シタルトキハ其ノ理由及希望ヲ其ノ都度運輸課ニ通報シ指揮ヲ受ヘシ

一 工場ハ一旬毎ニ入場シタル客車ニ就キ之カ出場豫定表ヲ調製シ本局及關係運輸事務所ニ送附スヘシ

左記諸達ハ之ヲ廢止ス

大正三年二月神管達第二八〇號

大正三年六月神管達第一九八七號

大正二年十月東管達第一五九三號

(様式)

客車入場豫定調

運輸課長 工作課長

大正 年 月 分

運輸事務所長 機關庫主任 檢車所主任

客車所在 車名	記 號	番 號	次回定期 検査年月	入 場 日 的	入場豫定 記事

備考
客車所在欄名欄ニハ編成中ノモノハ列車番號並ニ他ノモノハ所在欄名ヲ記入ノコト
入場目的欄ニハ修繕主要個所既改造工事件名(達番號併記)ヲ記入ノコト
入場豫定期間ニハ修繕工中ノ下見ノ區別ヲ記入ノコト
送附中ニハ上ノ欄見シテ得サルカラスカフヲ「年切トス」(用紙入「年切トス」)

○電車入出場手續

(大正五年一月三十一日) 中達甲第三一號

新橋運輸事務所 大井工場 關係電車庫

- 電車ノ入出場取扱方ニ付テハ左記各項ニ依リ取計フヘシ
- 第一條 電車庫主任ハ毎月一日現在電車ノ現況ニ付翌月以後二箇月以内ニ修繕改造又ハ検査ノ爲入場ヲ要スヘキ電車ノ入場時期ヲ豫定シ電車入場豫告表(甲號表)ニ通テ作製シ毎月五日迄ニ所管運輸事務所長宛提出スヘシ但シ提出後修繕箇所ノ變更又ハ追加ヲ要スル場合ニハ直ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ
 - 第二條 運輸事務所長ハ毎月十日迄ニ電車入場豫告表ヲ取纏メ一通ヲ運輸課長ニ提出シ一通ヲ關係工場長ニ送附スヘシ
 - 第三條 工場長ハ電車入場豫告表ヲ受取リタルトキハ大正四年八月達第九五六號ニ準シ電車入出場豫定表ヲ作製シ毎月二十日迄ニ運輸課長宛提出スヘシ
 - 第四條 電車庫主任ハ電車入場ノ爲廻送セムトスルトキハ之ニ先チ電車工場検査修繕請求券(乙號表)ニ通テ作製シ一通ヲ所管運輸事務所長經由運輸課長及工作課長宛提出シ一通ハ直接關係工場長ニ送附スヘシ
 - 第五條 工場長ハ毎旬電車入出場旬報(丙號表)ヲ作製シ翌旬五日迄ニ運輸課長宛報告スヘシ
- 附則
大正四年六月東達甲第三一八號ハ之ヲ廢止ス

[中略]

[中略]

(甲號表)

電車入場豫告表

運輸課長

大正 年 月 日

運輸事務所長

入場豫定期 月 旬	電車番號			電車庫名	前回入場修繕後及定期検査後			入場ノ理由
	記	番	號		運轉	経過	月數	

大正 年 月 日

電車庫主任

備考
本表ハ電車庫ニテハ五日迄ニ運輸事務所ニ運輸事務所ニテハ十日迄ニ運輸課長又ハ工場長ニ到着スル豫提出スヘシ
入場理由欄ニハ定期検査、何々箇所修繕又ハ何々改造等ノ事項ヲ記入スヘシ
走行哩數及経過月數ハ前回出場後及定期検査後翌月ヨリ起算シ前月末迄ノ分ヲ記入スヘシ
定期検査後ノ走行哩數及経過月數ハ相當欄ニ朱書スヘシ
(用紙ハ半紙半枚大ノ厚薄三枚重トシ炭酸紙使用厚薄二枚ヲ運輸事務所ニ)

○修繕貨車入出場取扱方

(大正五年二月四日) 工場(除濱松)運輸事務所、
中達甲第四三號) 機關庫、檢車所
改正 大正五年八月十日中達甲第五一六號

大正三年六月達第五六二號客貨車、電車及自動車ノ修繕車廻送並入出場手續第十一條ニ依ル修繕(含検査)貨車取扱方左ノ通定ム

- 一 入出場貨車ノ標準輛數別表ノ通定ム
 - 二 運輸事務所ハ管内庫所ヨリ廻場スヘキ一旬間ノ平均輛數ヲシテ標準輛數ト同一ナラシムヘシ
 - 三 工場ニ在リテハ出場輛數ヲ又運輸事務所ニ在リテハ入場輛數ヲ成ル可ク均一ナラシメ在場輛數ノ激變ヲ來ササルコトニ努ムヘシ若シ在場輛數ノ激變ヲ來スヘキ處アルトキハ工場ハ豫メ所在運輸事務所ニ通報シ運輸事務所ハ管内庫所又ハ關係運輸事務所ニ通報シ調整方取計フヘシ
 - 四 入場取扱庫所ハ毎日午後六時現在ニ於ケル工場現在車當日ノ出入輛數及工場所在驛滯泊休車輛數ヲ取調運輸課車輛掛宛電報ヲ滯泊休車輛數ニ限リ關係工場ヘモ通知スヘシ
- 大正四年五月十一日東管局報注意事項修繕貨車入場標準輛數ニ就テ及本達ニ牴觸スル從來ノ諸達示ハ之ヲ廢止ス

各工場修繕貨車入出場標準輛數表

工場名 種別	大井			四日市			金澤			長野			
	在場 限度	平均 入場 新橋運輸 事務所	平均 一日 出場 輛數	在場 限度	平均 入場 名古屋 運輸事 務所	平均 一日 出場 輛數	在場 限度	平均 一日 入場 金澤運 輸事 務所	平均 一日 出場 輛數	在場 限度	平均 一日 入場 甲府運 輸事 務所	平均 一日 出場 輛數	
4	235	24.5	25	55	4.5	6.5	40	5	5	50	1.2	4.3	5.5
5	235	24.5	25	55	4.5	6.5	40	5	5	50	1.2	4.3	5.5
6	250	24.5	25	60	4.5	6.5	45	5	5	55	1.2	4.3	5.5
7	290	24.5	25	65	4.5	6.5	50	5	5	60	1.2	4.3	5.5
8	290	24.5	25	65	4.5	6.5	50	5	5	60	1.2	4.3	5.5
9	250	24.5	25	60	4.5	6.5	45	5	5	55	1.2	4.3	5.5
10	235	24.5	25	55	4.5	6.5	40	5	5	50	1.1	4.0	5.1
11	235	24.5	25	55	4.5	6.5	40	5	5	50	1.1	4.0	5.1
12	250	24.5	25	55	4.5	6.5	45	5	5	50	1.1	4.0	5.1
1	250	24.5	25	60	4.5	6.5	45	5	5	55	1.1	4.0	5.1
2	250	24.5	25	60	4.5	6.5	45	5	5	55	1.1	4.0	5.1
3	250	24.5	25	60	4.5	6.5	45	5	5	55	1.1	4.0	5.1
平均	252	24.5	25	58	4.5	6.5	44	5	5	53	1.15	4.15	5.3

備考 一日入出場輛數ハ一旬ノ平均ヲ示ス

○客貨車休車旬報調製及取扱手續

(大正四年十月二十八日)
中達甲第三〇一號

運輸事務所、驛、機關庫
電車庫、檢車所

客貨車休車旬報調製及取扱手續

機關庫電車庫檢車所(以下單ニ庫所ト稱ス)ハ本手續ニ依リ別紙様式客車(含電車)貨車休車旬報ヲ調製提出ス

- 一 入庫所車輛トシテ取扱フヘキモノ左ノ通トス
 - 一 他庫所ヨリ検査又ハ修繕ノ爲廻送ノ車輛ニシテ著驛當日検査又ハ修繕未済ニテ滯泊ノモノ
 - 一 自庫所ニ於テ不良箇所ヲ發見シ當日検査又ハ修繕未済ニテ滯泊ノモノ
- 二 出庫所車輛トシテ取扱フヘキモノ左ノ通トス
 - 一 前項ノ滯泊中ノモノニシテ検査又ハ修繕終了ノ上驛長ニ引渡(電車ハ落成)シタルモノ
 - 一 入庫所車輛トシテ取扱ハサルモノ左ノ通トス
 - 一 入場又ハ他庫所ヘ廻送シタルモノ又ハ其ノ手配ヲ爲シ滯泊セルモノ
 - 一 他庫所ヨリ検査又ハ修繕ノ爲廻送ノ車輛ニシテ著驛當日或ハ自庫所ニ於テ不良箇所ヲ發見シ其ノ當日竣工驛長ニ引渡(電車ハ落成)シタルモノ
- 三 定期検査ヲ施行シタルモノ但シ車種番號及出入庫月日ヲ欄外ニ記入スヘシ
- 四 旬報調製及取扱方左ノ通トス
 - 一 報告ハ翌旬五日以内ニ主管運輸事務所ヲ經由本局運輸課ニ提出スヘシ
 - 一 報告スヘキモノナキトキハ其ノ旨記入提出スヘシ
 - 一 午前八時ノ滯泊車數ヲ取調前日ノ在庫所輛數ト爲シ其ノ取調以前ノ出入車ハ全部前日ノ分トシテ計上スヘシ
 - 一 盈車若ハ積卸中ノモノト雖自庫所ニ於テ検査又ハ修繕ノ爲滯泊ノモノハ總テ修繕車トシテ取扱フヘシ
 - 一 車輛修繕受持区域内ノ修繕車ハ總テ自庫所ノ分ニ算入スヘシ

〔中管〕

〔中管〕

一 出庫所車在庫所延日車數ハ出庫所車毎ニ休車翌日ヨリ起算シ落成引渡シ(電車ハ落成)當日迄ヲ算入合計スヘシ

様式ハ別表ノ通

左記達及注意事項ハ之ヲ廢止ス

- 一 大正二年九月一日東達第一〇六九號
- 一 大正元年十二月西管局報注意事項客貨車休車日報調製方ニ就テ

○私有貨車取扱手續

(大正四年十月二十六日) 運輸事務所、工場(除濱松)
中達甲第二九二號 檢庫、檢車所
改正 大正五年六月十九日中達甲第四一六號

私有貨車取扱手續左ノ通定ム

私有貨車取扱手續

當院ニ車籍ヲ有スル私有貨車ノ運轉検査及修繕ニ關シテハ明治四十二年四月達第二七一號ノ外尙左記各條ニ依ルヘシ

第一條 私有貨車ノ検査修繕及故障ニ關シテハ特ニ指定セラレタルモノヲ除ク外凡テ院有車同様ノ報告ヲ提出スヘシ

第二條 私有貨車ノ修繕手配ヲ爲シタルトキハ報告書ニ廻送先及年月日ヲ記入シ尙達第二七一號第四條第一項第一號但書ニ依ル修繕施行方特ニ依頼アリタル分ニ對シテハ其ノ旨併記スヘシ

第三條 私有貨車修繕ノ爲入場シタルトキハ其ノ取扱機關庫又ハ檢車所ヨリ車種番號及廻送ノ手配ヲ爲シタル機關庫又ハ檢車所名ヲ運輸課ニ速報スヘシ

第四條 私有貨車ヲ修繕シタルトキハ左ノ通取計フヘシ
一 機關庫又ハ檢車所主任ハ其ノ修繕費用ヲ一車毎ニ整理シ大正四年十月中達甲第二九一號乙號様式ノ修繕費額表ヲ運輸課ニ提出スヘシ

二 工場長ハ一車毎ニ其ノ費用ヲ整理シ工作課長ヨリ費用負擔者ノ通知ヲ俟テ院負擔ニ屬スルモノハ車輛修繕費、車輛所有者ノ負擔ニ屬スルモノハ院外委託工事トシテ落成品代價明細書ニ現車入出場表(明治四十二年四月達第二七一號第十條別紙参照)ヲ添ヘ工作課ニ提出スヘシ

第五條 脱線顛覆等ノ事故アリタルトキ其ノ發生原因カ當院ノ過失ニ基因セザルトキハ之カ措置ニ要セシ費用ハ一車毎ニ明細書ヲ調製シ車輛故障報告ニ添付提出スヘシ

前項ノ費用計算方ハ前條ニ準スヘシ

第六條 私有貨車ヲ検査又ハ修繕ノ爲到着驛以外ノ場所ニ廻送シタルトキ又ハ試運轉ヲ施行シタルトキハ機

[中管]

[中管]

關庫又ハ檢車所主任ハ別表様式ニヨリ廻送(試運轉)報告ヲ翌月十日迄ニ運輸課ニ提出スヘシ

第七條 達第二七一號第七條ノ報告ハ運輸課ニ提出スヘシ

第八條 私有貨車ノ修繕ニ要スル部分品ヲ工場ニ請求スル場合ハ院有車ノ分ト混同セシムルコトナク且工場

物品及修繕品送狀ニ所有者名及車輛記號番號ヲ記入送付スヘシ

第九條 所有者ニ於テ修繕ヲ施行シタル私有貨車ハ最寄機關庫又ハ檢車所主任立會検査ノ上受授ヲ爲スヘシ

附則

大正二年十一月東達第一八一號明治四十二年五月西管運第七五四號ハ之ヲ廢止ス

運輸課長

工作課長

運輸事務所長

(様式)

私有貨車廻送(試運轉)報告

報告年月日

年月分

運輸課長

月日	所有者名	車輛記號番號	廻送別	發	票	期	送	先	理	由	記	事

備考 試運轉期間ハ發着後ニ至リテ復ナルトキハ其ノ旨記事欄ニ記入スヘシ

著者定使用ノ上廻送ノ手配シタルモノハ其ノ旨記事欄ニ記入スヘシ

(本表用紙ハ「フォーム」カツツ「四ツ切」又ハ之ト同寸法ノ洋紙トス)

○私有貨車ニ對スル落成品代價明細書調製方ニ就テ

(大正五年九月六日) 局報注意

大正四年十月中達甲第二九二號私有貨車取扱手續第四條ノ落成品代價明細書ヲ調製スルトキハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 工場ニ於テ私有貨車ニ對スル落成品代價明細書ヲ調製スルハ入場修繕ヲ施行シタル場合ニ限ルモノトス

二 定期検査ノ爲入場シタル私有貨車(明治四十二年四月達第二七一號乙號表所載ノ分ニ限ル)ニ對シ検査以外ニ修繕ヲ施行スル場合ハ其ノ修繕

箇所、状態及破損ノ原因等詳細運輸課長ニ報告スヘシ
三 前號ニ對スル修繕工費ノ工作課長ノ通知ヲ俟テ處理スヘシ

○客車掃除手續

(大正四年十月二十八日) 運輸事務所、驛、機關庫 檢車所
中達甲第三〇二號 電車庫、車掌監督
改正 大正五年二月八日中達甲第四八號

客車掃除手續左ノ通定ム

客車掃除手續

- 第一條 客車(電車ヲ含ム)掃除ヲ分チテ大掃除中掃除及小掃除トス
 - 一 小掃除ハ運行中ノ列車ニ就キ特ニ指定シタル停車驛、電車ハ折リ返シ驛ニ於テ施行スルモノトス
 - 二 中掃除ハ客車(電車ヲ除ク)ニ在リテハ其ノ始發驛及終著驛ニ於テ停泊中、電車ニ在リテハ出庫前電車庫ニ於テ施行スルモノトス
 - 三 大掃除ハ別ニ定ムル客車大掃除指定表ニ依リ機關庫、電車庫、檢車所又ハ特ニ指定シタル驛ニ於テ施行スルモノトス
- 第二條 小掃除ハ凡ソ左記各號ニ依リ施行スヘシ
 - 一 「デツキ」手摺、把手、「ラツチ」等運輸中煤煙ノ爲汚レ旅客ノ手ニ觸ルル部分ハ乾キタル柔布ヲ以テ清拭スヘシ
 - 二 床面ハ塵埃ヲ飛散セサル様等ヲ以テ掃除シ「オイルクロス」又ハ「リノリユーム」張ノモノハ維巾ヲ以テ清拭シ「腰掛」下片隅ニ塵埃等ヲ殘留セシメサルコト
 - 三 客車便所ハ特ニ専用掃除具ヲ配給セサル驛ニ於テハ適宜箒又ハ木片等ニテ不潔物ヲ取除キ能ク水ヲ流シ防臭劑ヲ撒布スルコト
 - 四 便所及洗面所ノ用水ニ就キ其ノ有無汚汚ヲ檢シ汚濁セル殘水ハ之ヲ排除シ清水ヲ補給スヘシ
- 第三條 中掃除ニ於テハ小掃除施行事項ノ外左記各號ニ依ルヘシ
 - 一 車體ノ外側階段及「デツキ」ハ水ヲ撒キ清拭スルコト但シ冬期撒水凍結ノ虞アルトキハ危險ニ付撒水ハ之ヲ見合ハスコト

〔中管〕

〔中管〕

- 二 客車内部ノ側壁、窓枠、鏡戸、窓金網、網棚、扉、天井等ノ塵埃ハ塵拂ヲ以テ掃ヒ乗客ノ接觸シ易キ部分及窓硝子瓦斯電燈火舎及其ノ他ノ硝子類ハ特ニ乾キタル柔布ヲ以テ清拭スルコト
 - 三 座席ハ箒又ハ刷毛ヲ以テ清拭シ片隅ニ塵埃ヲ殘留セシメサルコト
 - 四 便所及洗面所用水槽ハ清掃ノ上用水ヲ充實スルコト
 - 五 含嗽水ハ必ス濾過シタル清水ヲ用フヘシ
 - 六 客車行先驛名札ハ必ス洗掃又ハ清拭スヘシ
- 第四條 大掃除ハ左記各號ニ依ルヘシ
- 一 車體ノ外側階段及「デツキ」ハ水ヲ以テ洗滌スヘシ
水滌後ハ可成水分ヲ殘留セシメサル様注意スヘシ
 - 二 床面ハ水ニテ洗滌シ「オイルクロス」又ハ「リノリユーム」張ノモノハ濡雜巾ヲ以テ清拭スルコト但シ電車ニアリテハ絶縁ニ故障ナキ様特ニ注意スヘシ
 - 三 天井裏ハ「ベイント」塗及木地塗ハ濡雜巾ニテ清拭シ神代杉及紙張ノ如キ濕氣ヲ厭フモノハ塵拂ヲ使用スルコト
 - 四 腰掛及寄掛ノ布圍ハ箒又ハ刷毛ヲ以テ清拭シ破損シタル部分ハ補綴シ又汚染シタルモノハ揮發油若ハ適當ナル脫脂液ヲ用キ清淨スルコト但シ眞空及壓縮空氣掃除機ノ設備アル箇所ハ必ス之ヲ使用スヘシ
 - 五 「デツキ」手摺、網棚受、把手、「ラツチ」窓手懸、窓掛吊棒、洗面器等ノ如キ眞鍮製磨キ金具ニシテ手ニ觸ルル部分ハ適當ナル磨料ヲ以テ磨キ乾燥後乾キタル柔布ヲ以テ清拭スヘシ
 - 六 便所ハ特ニ清潔ニ掃除シタル後消毒ヲ行ヒ防臭液ヲ撒布シ又「ベイント」ノ剝離シ不快ヲ感スルモノハ直ニ修理スルコト但シ踏板ノ取外シ得ルモノハ取外シノ上之ヲ施行スヘシ
 - 七 通風窓ハ煤煙ヲ除去シ開閉自由ナラサルモノナキ様注意スルコト
 - 八 便所及洗面所ノ水槽ハ必ス殘水ヲ全部排除シ槽内ヲ清拭シ置クコト
 - 九 客車及寢臺内各部掃除終了後ハ適當ノ時間内車窓ヲ開放シ室内ヲ乾燥スヘシ
 - 十 車輪車軸其ノ他下廻リノ金具類ハ凡テ塵埃ヲ搔落シ塗粧ヲ要スル部分ハ可成之ヲ施行スルコト

十一 食堂車ノ竈及煙突ハ掃除ヲ爲シ不良箇所ハ適宜修理ヲ施スヘシ但シ食堂車ノ内部ハ毎月二回以上食堂營業人ヲシテ清掃セシムルコト

第五條 第二條ノ小掃除ハ施行驛毎ニ可成全列車ニ亘リ完了スルヲ期スヘキモ已ヲ得サル場合ニハ左記順序ニ依リ二驛若ハ三驛ニ於テ完了スルヲ要ス

一 列車ヲ前後兩部若ハ前中後ノ三部ニ區分シ前部ヨリ著手シ一驛ニ於テ必ス其ノ一部ヲ終了スヘシ
二 前號ノ一部分施行終リタルトキハ擔當者ハ之ヲ乗務車掌ニ通告シ車掌ハ次ノ施行驛ニ列車到着シタルトキハ直ニ著手スヘキ部分ヲ擔當者ニ告知スヘシ

三 前號ニ依リ完了シタルトキハ更ニ前部ニ戻リ循環施行スヘシ
四 特ニ急速施行ヲ要スル客車アルトキハ前號ノ順序ニ依ラス適宜施行スルヲ要ス

第六條 中小掃除施行驛ニ於テハ左ノ物品ヲ整備シ置クヘシ
短把箒、芥取(亞鉛製)、塵拂、如露、脚立、大小、「バケツト」、刷毛、「スクレット」、トタオル、水瓶、石鹼、雜巾、柔布、手提灯、防臭劑、便所掃除器、水運車

第七條 中小掃除施行驛ニ於テハ特ニ擔當者ヲ指定シ置クヘシ

第八條 客車掃除擔當者ニ於テ車輛ノ不良箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ驛長ニ通告シ急速修理ノ手配ヲ爲スヘシ

第九條 睡壺ハ別ニ定メタル備付驛ニ於テ豫メ清掃シタルモノト交換入付スヘシ

第十條 客車掃除ノ際塵埃及汚物等ハ一定ノ容器ニ集メ猥リニ投棄散亂スヘカラス

第十一條 大掃除施行ノ庫所主任又ハ特ニ指定シタル驛長ハ豫メ指定列車ヲ洗滌線ニ收客スル順序ヲ定メ置キ急速ニ之ヲ洗滌ヲ施行スヘシ

附 則

大正二年十二月五日東達第一八七七號及第一八七八號明治四十二年十月西管運第一四五〇號同四十五年四月西管局報注意事項豫備滯泊客車ノ掃除方大正二年六月神管運第一五八六號ハ之ヲ廢止ス

(中管)

○客車大掃除施行庫所指定ノ件

(大正四年十月二十八日) 運輸事務所、驛、機關車
(中途甲第三〇三號) 電車庫、檢車所
改正 大正五年十一月二十七日中途甲第六三一號

大正四年十月廿八日中途甲第三〇二號客車掃除手續第一條第三號ニ依ル客車大掃除指定庫所左ノ通指定ス

客車大掃除指定表

大掃除 施行庫所 指定 列車

大掃除 施行庫所 指定 列車

東 京 東京驛ニ著發スル蒸汽列車

八王子 八王子驛受持列車、新宿八王子間列車

名古屋 名古屋驛ニ終著スル列車

福 井 福井驛受持列車

糸魚川 糸魚川驛受持列車

一 電車ノ大掃除ハ各電車庫ニ於テ施行スヘシ

二 指定以外ノ各列車ハ仕立検査受持庫所ニ於テ時々清潔ナル車輛ト組替ヲナスヘシ

三 廻轉車郵便車及臨時使用ノ車輛ニ對シ大掃除ノ必要ヲ認メタルトキハ前記庫所ニ於テ施行スヘシ

○客車小掃除施行驛指定ノ件

(大正四年十月二十八日) 運輸事務所、驛、機關車
(中途甲第三〇四號) 檢車所

大正四年十月廿八日中途甲第三〇二號客車掃除手續第一條第一號ニ依ル小掃除施行驛左ノ通指定ス

東海道線 山北 沼津 静岡 濱松 名古屋 米原

北陸線 敦賀 今庄 福井 金澤 富山 糸魚川

中央線 八王子 猿橋 甲府 上諏訪 鹽尻 木曾福島 中津川 松本

○御料車保管規程

(大正四年十一月五日) 局一般
(中途甲第三二三號)

御料車保管規程左ノ通定ム

御料車保管規程

第一條 御料車庫ノ名稱及位置左ノ如シ

名 稱 位 置

大井御料車庫 大井工場構内

汐留御料車庫 汐留驛構内

第二條 御料車ノ保管ハ運輸課長之ヲ爲スモノトス

第三條 大井御料車庫ハ大井工場長汐留御料車庫ハ汐留驛長之ヲ監守スルモノトス

第四條 御料車庫ノ鍵ハ監守者之ヲ保管シ各御料車ノ鍵ハ運輸課長之ヲ保管スヘシ

前項ノ鍵ハ各二個宛ヲ備フルモノトス

第五條 御料車ヲ車庫ヨリ出入セシメムトスルトキハ運輸課長ノ承認ヲ受ケ御料車庫監守者ト打合ノ上之ヲ爲スヘシ

第六條 御料車及御料車庫ニ出入セムトスルトキハ運輸課長ノ發行シタル許可證(附屬様式第一號第二號)ヲ携帶スルコトヲ要ス

第七條 運輸課長ハ御料車ノ附屬品目錄ヲ調製シ之ヲ保管スヘシ

[中管]

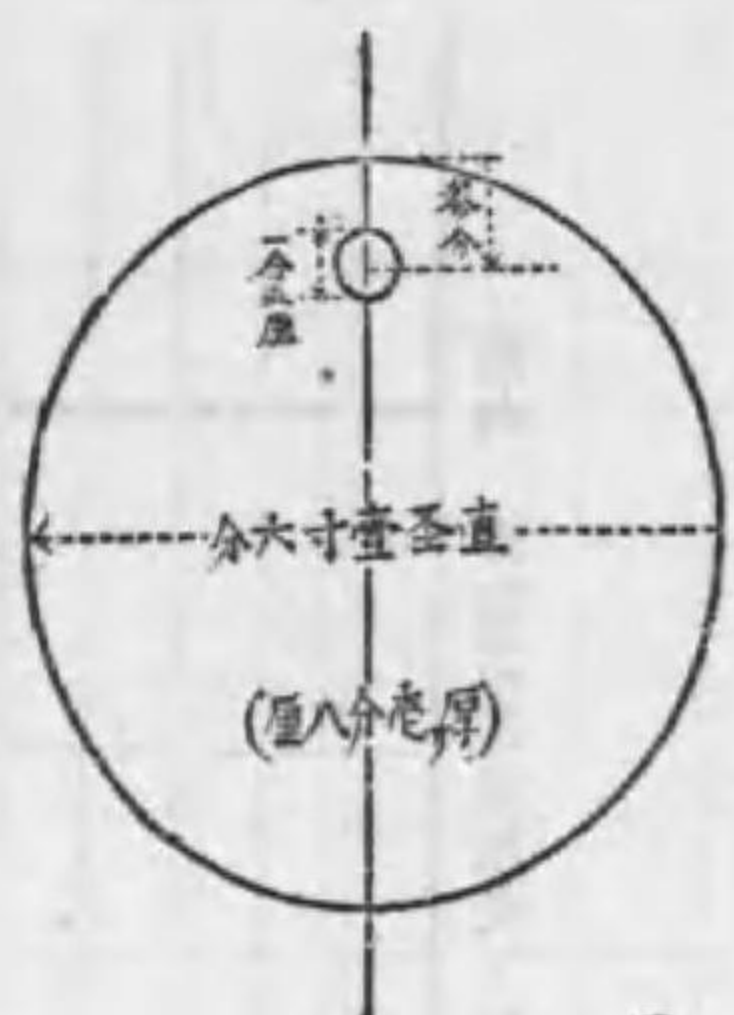
附屬様式

第一號

地質木

表面 御料車出入許可證

裏面 中部鐵道管理局 運輸課長

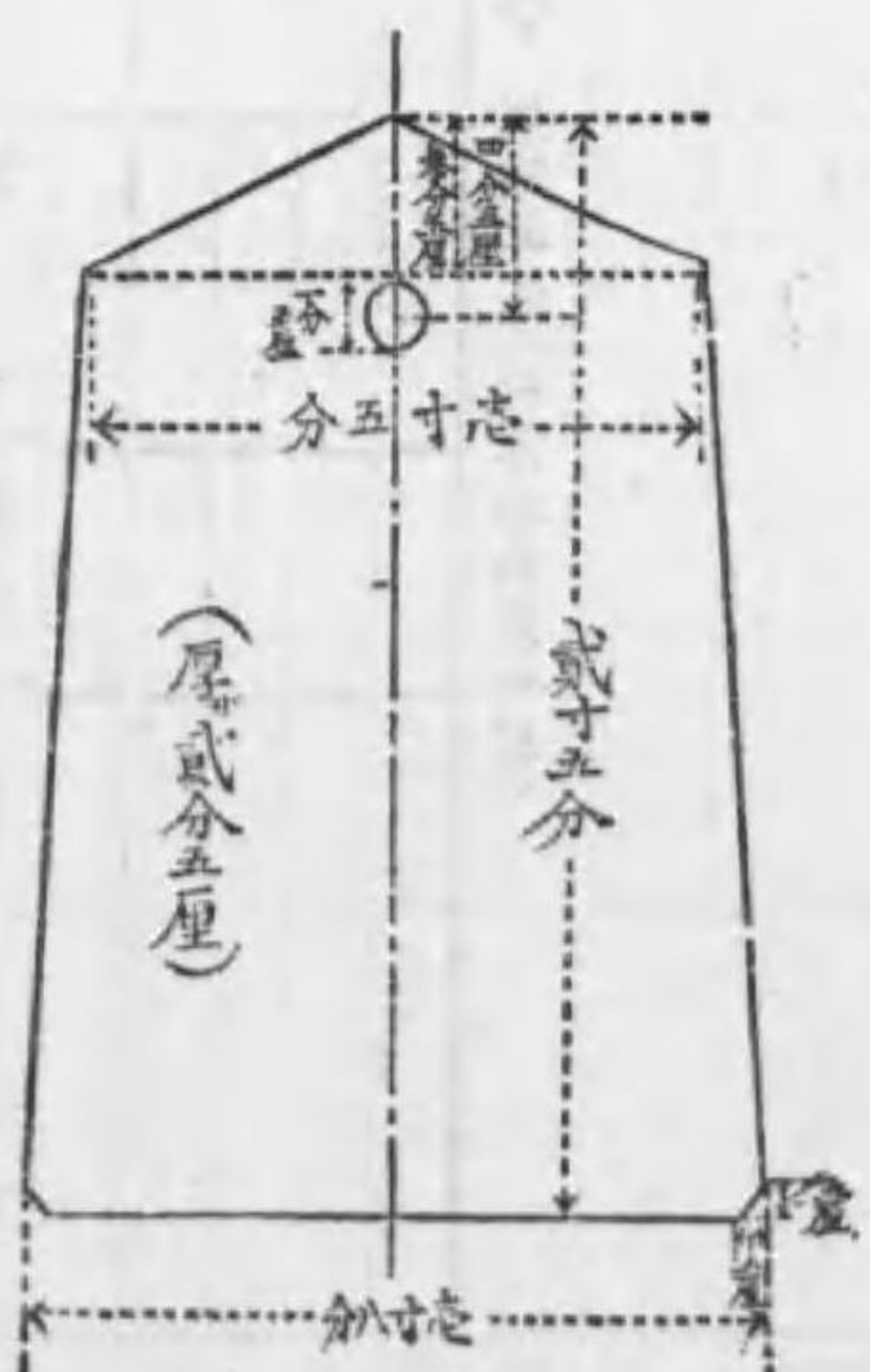


第二號

地質木

表面 御料車庫出入許可證

裏面 中部鐵道管理局 運輸課長



○月末現在客車報告方

(大正四年八月二十五日)

(中途甲第一〇三號)

自今機關庫、電車庫、檢車所(以下單ニ庫所ト稱ス)又ハ工場ハ毎月末日現在客車ヲ左記ニ依リ取調、庫所ハ

主管運輸事務所經由、工場ハ直接、五日以内ニ本局運輸課宛報告スヘシ

一 工場在場車ハ工場ヨリ報告ノコト

二 列車ニ編成ノモノハ客車仕立檢査受持庫所ヨリ報告ノコト

三 一運用ニ二編成以上アル列車ニ對シテハ末日ヨリ廻リ一循環分ヲ報告ノコト

四 豫備編成豫備車泊車及修繕車ハ末日正子現在車ヲ取調報告ノコト

第五章 雜則

○列車組立驛

改正 大正五年七月二十日 中達甲第四五六號
同 年十月十八日 同 第五八六號
同 年十月二十日 同 第五九四號

(大正五年四月一日) 運輸事務所、派出員、驛、
機關庫、車掌監督
中達甲第一六八號
大正五年十二月十八日 中達甲第六六九號

中達甲第一六七號車輛輸送及車輛解結通知書使用手續ニ依ル列車組立驛ヲ左ノ通指定ス

- 一 東海道線 東京、汐留、品川(山手線共) 東神奈川(横濱線ニ對シ) 高島、大船(横須賀線ニ對シ) 横須賀、山北、沼津、静岡、濱松、大府(武豊線ニ對シ) 武豊、名古屋(關西、中央線、名古屋港支線共) 名古屋港、大垣、米原(北陸線共)
- 二 中央線 飯田町、新宿(山手線ハ始發、終著列車ニ對シ) 八王子(横濱線共) 猿橋(上リ貨物、混合列車ニ限リ) 甲府、上諏訪、鹽尻、松本、篠ノ井、木曾福島、中津川、多治見
- 三 北陸線 敦賀(金ヶ崎線共) 金ヶ崎、中ノ郷(始發、終著列車及當該驛ヨリ貨車後附ヲ爲ストキノ旅客列車ニ對シ) 今庄、福井、金津(三國線ニ對シ) 三國、金澤、矢田新、富山、糸魚川、直江津
- 四 關西線 龜山
- 五 山手線 池袋(始發及終著列車ニ對シ) 田端、大宮
- 六 前各號ノ外短距離區間ヲ運轉スル列車ノ始發又ハ終著驛ハ當該列車ニ對シ列車組立驛トス

○列車運轉狀況報告手續

改正 大正五年七月二十日 中達甲第四八三號
同 年九月八日 同 第五四四號
同 年三月三十一日 同 第九二號

(大正五年三月三十日) 運輸事務所、派出員、驛、
機關庫、電車庫、車掌監督
中達甲第一五七號
大正六年四月二十六日 中達甲第一四〇號

列車運轉狀況報告手續左ノ通定メ四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔中管〕

〔中管〕

列車運轉狀況報告手續

- 第一條 運輸事務所長及派出員ハ毎日午前六時、午後六時ヲ期シ所管内又ハ擔當區域内ニ於ケル列車(電車ヲ含ム)運轉ノ狀況ヲ本局運輸課列車掛ニ報告スヘシ
前項ノ報告ニハ天候ノ模様又列車運延ノ場合ニ在リテハ整理ニ關スル爾後ノ見込ヲ附記スヘシ
- 第二條 驛長ハ列車ヲ運延セシメタルトキハ其ノ時分及事由ヲ左ノ區別ニ依リ報告スヘシ
一、急行及長距離(百哩ニ渉ル)旅客列車ヲ運延セシメタルトキハ所管運輸事務所又ハ派出員宛
二、列車ヲ五分以上運延セシメタルトキハ所管運輸事務所又ハ派出員、次ノ指定驛及該列車最近ノ待避驛若ハ行違驛其ノ三十分以上ニ及ヒタルトキハ尙本局運輸課列車掛宛
第三條 驛長相互間ニ於テハ列車力運延(順延ト否トニ不拘)スルトキハ其ノ時分ヲ次驛ニ豫報シ豫報シタル時分ト實際運延シタル時分トカ相違シタル場合ニハ更ニ之ヲ通報スヘシ又貨物列車ヲ必要ニ應ジ早發(五分以内)セシムル場合亦同シ
- 第四條 指定驛長ハ第二條及第三條ニ依ルノ外左ノ報告ヲ爲スヘシ
一、旅客、混合列車ハ五分以上其ノ他ノ列車ハ十分以上順延スルトキハ所管運輸事務所又ハ派出員及該列車最近待避驛若ハ行違驛、其ノ三十分以上ニ及フモノハ尙本局運輸課列車掛宛
二、別ニ指定スル列車ノ著發時分(定時ト運延トニ不拘)ヲ本局運輸課列車掛及所管運輸事務所宛
- 第五條 運輸事務所ノ所管分界驛及分界驛最近ノ指定驛長ハ旅客、混合列車五分以上其ノ他ノ列車ハ十分以上運延シタルトキハ隣接(他管理局所轄ヲ含ム)運輸事務所又ハ派出員及次ノ指定驛ニ通報スヘシ
- 第六條 機關庫(又ハ電車庫)所在驛長ハ列車十分以上運延ノ通知ヲ受ケタルトキハ同庫主任ニ通報スヘシ
- 第七條 列車運轉中事故等ノ爲運延シタルトキハ其ノ時分及事由ヲ主任車掌ヨリ最寄ノ驛長ニ通告スヘシ
- 第八條 運輸事務所長ハ本手續ニ規定シタル場合ヲ除クノ外其ノ所管内ニ於ケル列車運轉狀況ニ關スル事項ニ付驛長ヲシテ報告セシムルコトヲ得
- 第九條 本手續ニ於ケル指定驛ハ左ノ通トス

新橋運輸事務所管内 東京 沙留 品川(山手列車、電車、京濱電車ニ對シ) 櫻木町
 高島 大船 横須賀 國府津 山北 新宿 飯田町 國分寺 東神奈川
 (横濱線ニ對シ)
 静岡運輸事務所管内 沼津 静岡 濱松
 名古屋運輸事務所管内 豊橋 大府(武豊線ニ對シ) 武豊 名古屋 大垣 米原
 多治見 中津川 (龜山)
 甲府運輸事務所管内 八王子 猿橋 笹子 甲府 上諏訪 松本 鹽尻
 木曾福島(篠ノ井)
 金澤運輸事務所管内 敦賀 今庄 福井 金澤 津 幡(七尾線ニ對シ) 富山
 糸魚川 金ヶ崎 三國 矢田新 (直江津)
 第十條 本手續ニ於ケル報告ハ即時電報又ハ電話ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ電報ヲ以テスル場合ノ報告ハ左ノ例ニ依ルヘシ
 一、遅延著又ハ發ノ場合 何「チ」又ハ何「チハ」
 一、定時著又ハ發ノ場合 「テチ」又ハ「テハ」
 一、早著ノ場合 何「ソチ」
 又一時間以上ニ渉ル遅延時分ハ「分」ニ換算ス即一時間二十分ハ「80」トスルカ如シ
 大正二年七月東達第五六四號、同年八月神管達第二三六〇號及明治四十五年二月西管達第三一一號ハ之ヲ廢止ス

○列車運轉狀況報告ニ依リ指定驛長ノ報告スヘキ列車ノ件

(大正五年三月三十日) 運輸事務所、驛、派出員、
 (中達甲第一六〇號) 機關庫、車掌監督
 改(大正五年九月八日) 中達甲第五四四號
 正(同) 年十一月十四日同 第六一三號

〔中管〕

列車運轉狀況報告手續第四條第二號ニ依リ指定驛長ヨリ本局運輸課列車掛及所管運輸事務所ニ報告スヘキ列車左ノ通指定ス

〔中管〕

東海道本線 東京、沼津、濱松、名古屋、米原驛 自第一至第一八列車及五三七、二八列車
 中央線 飯田町、八王子、甲府、鹽尻、(篠ノ井)驛 第四〇一、四〇二列車
 飯田町、八王子、甲府、鹽尻、中津川、名古屋驛 第七〇一、七〇二列車
 名古屋、中津川、鹽尻、(篠ノ井)驛 第七〇三、七〇四列車
 關西線 名古屋、(龜山)驛 第五一、五二、三〇一、三一二列車
 北陸本線 米原、敦賀、福井、金澤、富山(直江津)驛 第五三〇、五五〇、五三六、五五二、五五一) 列車
 大正二年八月神管達第二三六一號ハ之ヲ廢止ス

○運輸事務所分界驛ヲ通過スル列車ノ列車運轉車掌報告取扱方ノ件

運輸事務所所管分界驛ヲ通過スル列車ノ列車運轉車掌報告ハ四月一日ヨリ左ノ通取扱フヘシ
 (大正六年三月三十一日) 關係運輸事務所、驛、車掌監督
 (中達甲第九四號)

分界驛及列車別	車掌ノ提出驛	驛ノ廻付先
御殿場驛ヲ通過スル(上)り列車	沼津驛	東京車掌監督
豊橋驛ヲ通過スル(上)り列車	山北驛	濱松車掌監督
豊橋驛ヲ通過スル(下)り列車	名古屋驛	名古屋車掌監督
	濱松驛	名古屋車掌監督

○電車運轉報告ノ件

(大正五年七月三十一日)
中達甲第五〇三號

運輸事務所、驛、電車庫
車掌監督

電車ノ運轉報告調製方ハ來ル八月一日ヨリ本年七月二十二日達第七四八號ニ依ルヘシ
但シ車掌報告ニハ電車ノ車數並空ノ別ヲ記事欄ニ記入シ又上野驛ニ出入スル電車ノ車掌報告ニハ上野驛
ノ著發時刻ヲ記入スヘシ
大正五年五月中達甲第二六八號ハ之ヲ廢止ス

○電車運轉日報提出ノ件

(大正五年七月三十一日)
中達甲第五〇二號

新橋運輸事務所、電車庫

電車庫主任ハ來ル八月一日分ヨリ別紙様式ニ依リ電車運轉日報ヲ調製シ三日以内ニ運輸課ニ提出スヘシ

別紙様式

電車運轉日報(線)

大正 年 月 日分		電車庫主任						
運轉區間	行路番號 及ダイヤ數	電車番號及使用車數					列車 走行哩	記 事
		デ	ハ	クロ	ハ	デ		
							分	40行
合 計								

車 種	車 輛 走 行 哩					
	定期仕業	不定期仕業	臨時仕業	回 送	試運轉	計
電 動 車	分	分	分	分	分	分
連結電動車						
附 隨 車						
計						

記入要項

- (1) 運轉區間ハ品川—東京—櫻木町ノ如ク始發及終端驛名ヲ記載スヘシ
- (2) 行路番號ハ同一運轉區間毎ニ番號順ニ記載シ若シ同一行路番號中電車ヲ取換ヘタルトキハ行ヲ改メ其ノ事由ヲ記事欄ニ記載スヘシ
- (3) ダイヤ數及使用車數ハ合計ノ行ニ記載スヘシ
- (4) 運轉整理其ノ他ノ事由ニヨリ既定行路ノ一部運轉ヲ休止シ若クハ延長運轉ヲナシタルトキハ其ノ事由、區間及回数ヲ記事欄ニ記載スヘシ
- (5) 臨時仕業、回送、試運轉ヲナシタルトキハ行路番號間ニ其ノ仕業ノ種類ヲ記載シ尚回数ヲ異ニスルニ區間ニ互リ運轉セルトキハ其ノ區間及回数ヲ記事欄ニ記載スヘシ
- (6) 回送車ニテ旅客ノ取扱ヲナシタルトキハ※印ヲ附シテ區別スヘシ
(黒刷、用紙ノ大サ四六判十二載)

○機關手運轉報告取扱手續

(大正四年九月二十八日) 局一較
中達甲第一八五號
改 大正五年七月八日 中達甲第四四九號
正 大正六年一月十九日 同 第八號

機關手運轉報告取扱手續左ノ通定メ來十月一日分ヨリ之ヲ實施ス
大正三年四月東達第九五三號機關手及電氣機關車運轉手運轉報告取扱手續及本達ニ抵觸又ハ重複スル從來ノ達示通牒ハ之ヲ廢止ス

機關手運轉報告取扱手續

第一章 通則

第一條 機關車ノ運轉ニ從事シタルモノ(以下單ニ機關手ト稱ス)ハ其ノ機關車及運轉シタル區間ノ所屬又ハ營業ノ開否如何ニ拘ラヌ總テ機關車運轉表番號ノ異ナル毎ニ機關手運轉報告ト稱ス。用紙ニ所定ノ事項ヲ相當欄ニ記載シ運轉終業後直ニ所屬機關庫主任(助勤者ハ出張先機關庫主任)ニ提出スヘシ但シ同一機關車運轉表番號中左記各號ニ該當スル仕業ヲ爲シタルトキハ運轉報告用紙ヲ別葉ニ改メ記載スヘシ

一 機關車ヲ取換ヘタルトキ

二 機關手ヲ異ニシタルトキ

三 工場試運轉、工場構内入換仕業、電氣用品搭載列車運轉等ノ如キ之ニ要シタル消耗品ヲ汽車費外ノ費目ニテ支辨スル仕業ヲ爲シタルトキ

四 其ノ他特ニ報告ノ分割記載ヲ達示シタルトキ

第二條 前條但書ニヨリ報告用紙ヲ異ニシタルトキ其ノ消耗品ハ適宜分割シテ夫々相當仕業ノ運轉報告ニ記載スヘシ

第三條 機關手ハ左記各號ノ通知書ヲ當該運轉報告ニ添附スヘシ

一 列車組立驛々長ノ發行セル車輛解結通知書

二 車掌ヨリ受領シ又ハ他ノ機關手ヨリ引繼キタル列車ノ特發、振換若ハ行違變更又ハ次列車ニ接續等ノ

〔中管〕

〔中管〕

通知書

第四條 機關庫主任ハ運轉報告記載ノ事項ヲ關係帳表書類ト對照調査シ相違ナキコトヲ確メタル後消耗品ノ支辨費目ヲ異ニスル毎ニ第四章ニ依リ機關車運轉日報ヲ作製シ仕業當日ヨリ三日以内ニ運輸課(庶務掛統計)ニ提出スヘシ

第五條 運轉報告ハ第三條ノ通知書ト共ニ之ヲ機關庫ニ保存スヘシ

第六條 運轉報告ノ保存期間ハ翌月ヨリ一箇年間トス

第七條 運轉報告、機關車運轉日報ノ各樣式ハ別表ノ通トス(別表ハ關係ノ向ニノミ配付ス)

第二章 運轉報告ノ記載方

第八條 機關車ノ型式稱號及同番號ハ正確ニ記入スヘシ尙改造又ハ其ノ他ノ事由ニヨリ之カ改稱ノ達示アリタルトキハ其ノ月ニ限リ舊型式稱號及番號ニ括弧ヲ付シテ併記スヘシ

第九條 年月日ハ仕業終了ノ日時ニ關セテ總テ機關車運轉表面既定乘務時刻當日ノ日付ヲ記載スヘシ

第十條 機關手氏名ハ機關手ノ職務ヲ行ヒ若ハ練習セル者竝ニ線路見習等ノ爲添乗シタル機關手ノ氏名ヲ記載スヘシ

火夫ノ氏名記載方亦前項ニ準ス

練習又ハ見習ノ添乗シタル機關手ノ氏名ニハ「練」又ハ「添」字ヲ冠シ機關手見習又ハ火夫見習ニハ其ノ氏名ニ「機見」又ハ「火見」ト冠記スヘシ

第十一條 運轉報告中運轉區間ノ「自」驛欄ニハ仕業當日ノ始發驛名ヲ「至」驛欄ニハ同一方面ニ運轉シタルトキハ各終著驛名、異方面ニ運轉シタルトキハ各終著兩端驛名ヲ記載スヘシ

第十二條 機關車運轉表番號ハ左記各號ニ依リ記載スヘシ

一 定期及不定期仕業ハ當該番號ヲ記載シ尙不定期仕業ニハ「※」印ヲ冠スヘシ

二 機關車ノ運行方ヲ一時變更シテ運轉シタルトキハ其ノ運行番號ニ「變」字ヲ冠スヘシ

三 臨時ノ仕業中臨客、臨貨、廻送、救援等ハ各其ノ仕業ノ種類ヲ記載シ尙試運轉ノ場合ニハ左記ニ依リ

第三編 運輸 第五章 雜則

百六十九

區別記載スヘシ但シ大正四年七月中達甲第一三號列車走行哩日報報告方ノ件第四ノイ號但書及ハ號ノ場合其ノ他臨時列車トシテ運轉シタル區間カ全運行區間ニ比シ小區間ナルトキハ前號ニ依リ記載スヘシ
イ 機關車試運轉ハ「單機試」又ハ「牽引試」
ロ 客貨車試運轉ハ「客車試」又ハ「貨車試」
ハ 線路試運轉ハ「線路試」

四 臨時建築列車中建築及改良工事用品搭載列車ハ「臨貨建設又ハ改良」ト記載シ保存工事用品搭載列車ハ單ニ「工事」ト記載スヘシ
五 入換仕業中驛構内ノ分ハ「入1」「入2」「臨入」等ニ區別記載シ工場構内ノ分ハ「何工入」ト工場名ヲ記載スヘシ

第十三條 列車番號ハ「上リ」「下リ」ニ分チ記載スヘシ同一列車番號ニシテ「上リ」「下リ」ノ方面ヲ異ニスルニ線ヲ通シテ運轉スル直通列車ノ如キハ分岐驛ニ於テ上下兩方面ニ分チ記載スヘシ

第十四條 驛名欄ニハ列車毎ニ各驛名(聯絡所及信號所ヲ含ム以下同シ)ヲ順次記入シ尙運轉中故障ノ爲退行又ハ停車シタルトキ若ハ建築列車ノ如キ停車場以外ノ場所ニ著發スルモノニアリテハ現場ノ哩程(何驛起點何哩何鎖)ヲ記載スヘシ但シ當該列車ハ定時運轉ヲナシ途中機關車又ハ客貨車ノ解結ヲナサス且第二十條ニ該當スル事項ナキトキハ機關車ノ解結驛及中間ノ主要驛(車輛輸送手續上ノ列車組立驛)ヲ除クノ外之ニ關係ナキ驛名ノ記入ヲ省略スルコトヲ得

第十五條 發著時刻欄ニハ前條記載驛ノ實際發著時分ヲ記入スヘシ
第十六條 機關手ハ發車前當該列車ノ車種及車數ハ車輛解結通知書記載ノモノト相違ナキコトヲ確メ左記各號ニ依リ車輛ノ連結及解放欄ニ記入スヘシ

一 機關車連結驛ニ於ケル車數ハ當該驛ノ行ニ、中間驛ニ於ケル連結車數ハ當該連結驛ノ行ニ記入スヘシ
二 中間驛ニ於ケル解放車數ハ解放驛ノ行ニ、機關車解放驛ニ於ケル車數ハ全部解放トシテ當該驛ノ行ニ記入スヘシ
三 廻送ノ空車ニ途中驛ヨリ旅客又ハ貨物ヲ搭載シタルトキハ空車解放盈車連結トシ又車輛故障等ノタメ旅客ヲ降車セシメ或ハ積荷全部ヲ卸シタルトキ若ハ貨切車ニシテ旅客降車後空車トナレルモ解放セス

(中略)

前途空車ノ儘廻送シタルトキハ盈車解放空車連結トス

四 客車ハ現車數及換算車數(奇零以下ヲ存シタル儘)ヲ、貨車ハ換算率ノ異ナル毎ニ各現車數ヲ解結相當欄ニ記入スヘシ

五 運轉報告連結欄及解放欄ノ車數ハ車輛解結通知書ノ連結及解放驛ノ行ニ記載セル車數ト符合スヘキモノトス
第十七條 客車、貨車ノ種別ハ大正二年四月達第三〇一號客貨車換算輛數表ニ依ルノ外尙左記ニ依リ記入スヘシ

一 貨物緩急車ヲ旅客緩急車ニ代用シタル如キ場合ニアリテハ其ノ代用セラレタル車種欄ニ記入スヘシ

二 無火廻送機關車ハ貨車欄ニ記入スヘシ

三 混合、貨物及試運轉列車ニ廻送又ハ試運轉ノ目的ヲ以テ連結シタル空客車ハ貨車欄ニ記入スヘシ

第十八條 盈車、空車ノ別ハ左記各號ニ依ルヘシ
一 旅客輸送ノ目的ヲ以テ連結シタル客車ハ旅客ナキタメ空車ノ儘運轉シタルトキト雖盈車ト看做ス
二 列車組成上必要ナル緩急車及貨物搭載ノ目的ヲ以テ連結シタル代用車ハ積荷ナキトキト雖盈車ト看做ス

三 緩急車又ハ試運轉用車輛ニ死重ヲ積載シタルトキハ盈車トス

四 旅客、貨物ノ搭載ヲ目的トセサル廻送、試運轉、破損車輛等ニシテ客貨ヲ取扱ヒタルトキハ盈車トス

第十九條 報告用紙ニ印刷ナキ換算率ニ該當スル貨車ヲ解結シタルトキハ貨車ノ空欄ニ其ノ換算率ヲ記入スヘシ
第二十條 客貨車ノ換算ハ大正二年四月達第三〇一號客貨車換算輛數表ニ、又自働力ヲ有セサル廻送機關車ノ換算ハ大正元年十二月達第四四九號ノ換算輛數表ニ依リ算出スヘシ
連結又ハ解放車輛アリタルトキハ奇零以下ヲ存置シタル儘計算スヘシ
換算車數欄ニハ客車ハ換算車數(以下第一換算客車數ト名ク)ヲ、又貨車ハ現車數ニ當該換算率ヲ乘シテ得タル換算車數ノ合計(以下第一換算貨車數ト名ク)ヲ更ニ客車貨車別ニ奇零四捨五入ノ上(以下第二換算車

數ト名ク)記載スヘシ

補助機關車ヲ使用シタルトキハ本務補助共全列車ノ換算車數ヲ記入スヘシ

第二十一條 換算車數及換算車類哩ハ各相當欄ノ車輛解放驛ノ行ニ記載シ若中間驛ニ於テ連結ノミナシタルトキハ當該連結驛ノ行ニ記載スヘシ

第二十二條 記事欄ニハ左記事項ヲ記入スヘシ

一 一列車ニ機關車二臺以上ヲ連結シタルトキハ各其ノ連結區間及他ノ機關車番號、機關手氏名並ニ連結シタル目的(本務、補助又ハ有火廻送等)

二 無火廻送機關車ヲ連結シタルトキハ其ノ機關車番號、盈空ノ別及連結區間

三 列車ノ種類ヲ一時變更シテ運轉シタルトキハ其ノ列車番號、變更ノ種類及區間

四 二ヶ列車合併シテ運轉シタルトキハ其ノ合併運轉區間及合併前ニ於ケル他ノ列車番號

五 故障ノタメ前途ノ運轉ヲ休止シタルトキ若ハ必要ニ應シ臨時規定ノ運轉區間ヲ延長シ又ハ運轉經路ヲ變更シタルトキハ其ノ列車番號及區間並其ノ事由

六 事故發生シタルトキ及運轉又ハ停車中所定ノ時間ヨリモ著シク遲延シタルトキ、並運轉信號取扱ニ關シ業務上參考トナルヘキ事項アリタルトキハ「運轉及信號ニ關スル記事」欄ニ其ノ事由、列車番號區間又ハ驛名及時刻等ヲ詳記スヘシ

七 第一條但書ニヨリ報告用紙ヲ異ニシタル場合其ノ事由

第二十二條ノ二 備考欄ニハ消費成績調査上特ニ參考ニ資スヘキ事項ノミヲ摘記スヘシ

第二十三條 消耗品ハ總テ第三十九條ノ受入庫名及種類等ヲ異ニスル毎ニ各其ノ消費數量ヲ相當欄ニ記載スヘシ但シ第一條第三號汽車費外ノ費目ニテ支辨スル仕業ニ要セシ消耗品ハ之カ記入ヲ要セス

第二十四條 機關車哩内譯欄ハ大正四年七月中達甲第一三號列車走行哩日報報告方ノ件第四ヲ準用スルノ外左記各號ニ依リ其ノ仕業ノ種類毎ニ上下列車ノ合計哩ヲ各相當欄ニ記載スヘシ

一 急客欄ニハ列車運轉時刻表所定ノ定期及不定期急行旅客列車ヲ牽引シタル本務機關車ノ運轉哩ヲ記入スヘシ

二 通客欄ニハ前號以外旅客列車及臨時旅客列車ヲ牽引シタル本務機關車ノ運轉哩ヲ記入スヘシ
三 貨物欄ニハ定期、不定期、臨時貨物列車ヲ牽引シタル本務機關車ノ運轉哩ヲ記入スヘシ
混合欄記入哩亦前項ニ準ス
四 工事欄ニハ保存工用品搭載臨時建築列車牽引哩ヲ記入スヘシ
排雪人夫便乘車ヲ連結シテ運轉シタル除雪列車哩及應急工用材料品又ハ人夫ヲ搭載セル車輛ヲ連結運轉シタル救援列車哩並構内排雪又ハ砂利撒布ニ從事シタル機關車運轉哩(算出方法ハ構内入換ニ準ス)モ亦本欄ニ記入スヘシ
五 補急客欄ニハ急客欄ニ記入シタル列車ヲ補助シタル機關車ノ運轉哩ヲ記入スヘシ
補通客、補貨、補混、補工欄記入哩亦前項ニ準ス
六 有火廻送機關車ヲ列車ニ連結シタル場合ニ於テ該廻送機關車ヲ補助トシテ仕業セシタルトキ亦同シ
單行欄ニハ有火廻送機關車カ補助トシテ仕業セサリシトキ連結運轉シタル哩、車輛ヲ連結セサル機關車單行哩、單機試運轉哩、救援機關車運轉哩ヲ記載スヘシ
七 入換欄ニハ第三十一條ノ方法ニヨリ算出シタル機關車運轉哩ヲ記入スヘシ
第二十五條 換算車類哩内譯欄ニハ客車哩、貨車哩各別ニ合計シタル哩(哩ノ小數「分」ハ四捨五入ス)ヲ相當欄ニ記載スヘシ
第二十五條ノ二 有車、無車内譯欄ニハ同一運行表中換算車類哩ヲ有スルモノ(有車)ト否ラサルモノ(無車)トアル場合ニ限リ其ノ機關車哩、換算車類哩及運轉用消耗品ヲ各相當欄ニ區別記載スヘシ

〔中管〕

〔中管〕

第三章 運轉哩ノ算出

第二十六條 各區間ノ哩程ハ實測哩程ニヨルヘシ

但列車運轉時刻表面ニ當該區間ノ哩程ヲ掲載シアルモノハ之ニ依ルコトヲ得

第二十七條 哩未滿ノ端數ハ左記ニ依リ「分」ニ換算スヘシ

五十節未滿ハ之ヲ切捨テ五十節以上ハ之ヲ切上ケテ一鎖ト爲シ更ニ八鎖ヲ一分ノ割合ニテ哩ノ小數「分」ニ換算シ四鎖未滿ハ之ヲ切捨テ四鎖以上ハ之ヲ一分ニ切上クヘシ

第二十八條 區間哩及機關車牽引定數並機關車又ハ客貨車換算率ニ變更若ハ更正アリタルトキハ其ノ當日ノ初列車ヨリ改正セラレタルモノト看做シ總テ新哩程及定數並換算率ニヨリ運轉哩ヲ算出スヘシ

第二十九條 故障ノタメ全列車退行シタルトキハ其ノ往復ヲ以テ列車牽引又ハ補助ト看做シ運轉哩ヲ算出スヘシ

第三十條 工用列車カ驛間運轉ノ場合ハ其ノ區間哩ニ依リ又途中小運轉ヲナシ之カ運轉哩ヲ算出スルヲ得サルトキハ其ノ小運轉ニ對シ一時間四哩ノ割合ヲ以テ機關車運轉哩ヲ算出シ哩未滿ノ分ハ四捨五入シテ之ヲ驛間哩程ニ加算スヘシ

第三十一條 驛及工場ノ同一構内ニ於テ引續キ一時間以上車輛ノ入換ニ從事シタルトキハ一時間四哩ノ割合ヲ以テ機關車運轉哩ヲ算出シ哩未滿ノ分ハ四捨五入スヘシ工場構内入換機關車ヲ以テ倉庫用車輛ノ入換ニ從事シタルトキハ其ノ時間ヲ通算スヘシ

特ニ入換機關車ヲ仕立テ又ハ庫内勤務若ハ當日仕業ニ當ラサルモノヲシテ臨時入換ニ從事セシメタルトキハ其ノ仕業時間一時間ニ滿タサル場合ト雖之カ運轉哩ヲ算出スヘシ但シ全仕業十五分未滿ナルトキハ一哩ニ切上クヘシ

第三十二條 一時間以上構内ノ排雪又ハ砂利撒布ニ從事シタル機關車ノ運轉哩算出方亦前條ニ準ス

第三十三條 構内入換及之ニ準スル仕業ニハ換算車類哩ヲ算出セス

第三十四條 機關車運轉哩ハ別ニ定ムルモノノ外列車ヲ牽引補助シ又ハ單行運轉シタル區間哩、若ハ其ノ區間哩ニ運轉回數ヲ乘シテ得タル哩數トス

第三十五條 換算車類哩ノ算出ハ左記各號ニ依ルヘシ
一 機關車一臺ニテ車輛ヲ牽引運轉シタルトキハ第二換算車數ノ異動ヲ生シタル毎ニ其ノ車數ヲ當該區間哩ニ乘シテ算出スヘシ
二 列車ニ補助機關車一臺ヲ使用シ二臺運轉シタルトキハ第二換算車數ノ異動ヲ生シタル毎ニ之ヲ兩機關車牽引定數ノ百分比ニヨリ按分シタルモノヲ當該機關車ノ負擔車數(奇零以下四捨五入シテ小數第一位ニ止ム)トシ更ニ之ヲ二臺運轉シタル區間哩ニ乘シテ算出スヘシ(奇零以下四捨五入シテ小數第一位ニ止ム)

定數ヲ異ニスル區間ヲ通シテ二臺運轉シタルトキハ最少ノ定數區間ニ於テ牽引定數ノ百分比ヲ求ムヘシ

三 列車ニ補助機關車二臺ヲ使用シ運轉ヲ爲シタルトキハ於ケル換算車類哩算出方亦前號ニ準ス

第三十五條ノ二 牽引定數哩ハ換算車類哩ヲ有スル仕業中當該機關車ノ牽引定數ニ異動ヲ生シタル毎ニ其ノ定數ヲ相當運轉區間哩ニ乘シテ算出シ哩未滿ノ端數ハ四捨五入スヘシ

牽引效率ハ牽引定數哩ヲ以テ換算車類哩ヲ除シテ之ヲ求ム但シ其ノ商ハ四捨五入シテ小數第二位ニ止ム

第四十條 機關車運轉日報ノ作製
ルモノトニ大別シ更ニ同一區間ヲ運轉シタル同型式ノモノヲ運轉番號順ニ細別シ各型式毎ニ小計ヲ、線路別及平坦、勾配區間別ニ其ノ合計ヲ掲クヘシ但シ運轉番號同一ニシテ機關車番號ヲ異ニシタルトキハ行ヲ改メ記載スヘシ

二線路以上若ハ平坦、勾配兩區間ニ互ル同一機關車運轉番號ニ屬スル仕業ニシテ其ノ消耗品ヲ適當ニ區分シ難キモノニ在リテハ何レカ長距離運轉ノ區間ニ編入計上スルコトヲ得

構内入換仕業ノ分ハ其ノ仕業ヲ爲セル線路中勾配區間ノミノ仕業ヲ爲ス機關庫ニ限り勾配區間ニ編入計上スヘシ

同一驛構内ノ入換仕業ニシテ機關車ノ運用上線名ニ依リ區分シ難キモノニ在リテハ其ノ驛所在線中ニ編入計上スルコトヲ得

〔中略〕

〔中略〕

第三十七條 前條ノ線路別ハ左記ニ依リ區分スヘシ

東海道線(除橫濱線) 橫濱線 中央線 北陸線 山手線 關西線

院外線及未開業線ヲ運轉シタルトキハ當該接續院線ノ部ニ編入スヘシ

第三十八條 第三十六條ノ勾配區間ハ左記ニ依リ區分スヘシ

東海道線 山北沼津間 中央線 八王子多治見間 鹽尻篠ノ井間 北陸線 中ノ郷今庄間

第三十九條 運轉用消耗品數量欄ニハ各機關車番號毎ニ運轉用消耗品消費高ヲ左記ノ如ク區別記載スヘシ

- 一 消耗品ノ種類(何塊炭、切込炭若ハ何機械油車軸油等ノ別)納地、受入庫名及製造所名等各異ナル毎ニ別行トシ其ノ消費數量ヲ記載スヘシ
 - 二 混合炭及混合油ノ如キハ混用シタル原品ノ種類及混合割合等ヲ詳記スヘシ
 - 第四十條 使用車數ハ當日使用シタル機關車數ヲ線路別及平坦勾配區間別ニ記載スヘシ同日中二回以上使用シタルトキト雖一輛トシテ計算スルモノトス
 - 機關車ノ運用上前項ニヨリ線路別又ハ平坦勾配別ニ其ノ使用車數ヲ區分計上シ難キ庫ニアリテハ便宜各運行回數ノ比ニヨリ按分シ其ノ端數ハ四捨五入シテ計上スルコトヲ得
 - 第四十一條 作業時間ハ機關車運行表ノ發著時分ト實際ノ發著時分トノ間ニ多少ノ差異ヲ生シタルトキト雖運行表面ノ作業時間(九十分ヲ加算セルモノ)ニ依リ之ヲ線路別及平坦勾配別ニ計算スヘシ但シ臨時ノ作業ヲナシ又ハ運行ヲ變更シタルトキハ其ノ發著時分ニ九十分ヲ加ヘテ計算スヘシ尙其ノ合計ハ「時」ニ止メ三十分以下ハ之ヲ切捨ツヘシ
 - 第四十二條 運行回數ハ當日作業シタル機關車運行表番號回數ヲ線路別及平坦、勾配區間別ニ記載スヘシ第一條但書ニヨリ運轉報告用紙ヲ異ニシタル場合ト雖總テ一運行トシテ計算スルモノトス
 - 第四十三條 機關車運轉日報欄外掲載機關車哩ノ内譯ヲ記入スルニ當リ線名ヲ異ニスル線路ニ互リ運轉セルモノハ第三十六條第二項及第四項ニ依リ處理スヘシ
 - 同一運行表中定期ト不定期トノ作業アルモノハ其ノ運行表番號ニ不定期ノ印ナキトキハ全部定期トシ又定期ト臨時若ハ不定期ト臨時トノ作業アルモノハ運行表番號ニ「臨」若ハ「工事」ノ記號ナキトキハ全部定期若ハ不定期トシテ計上スヘシ
- 第五章 消耗品ノ對照
- 第四十四條 左記各號ニ該當スル機關車ニ對スル運轉報告ハ機關車運轉日報ニ之カ記入ヲ要セス而シテ其ノ消耗品ハ別ニ定ムル所ニヨリ物品受拂報告相當欄ニ區別記載スヘシ
- 一 洗罐又ハ給水ニ專用シタル機關車
 - 二 出發準備後其ノ作業ヲ取消シ若ハ豫備トシテ點火シタル機關車

〔中管〕

- 三 車輛真空検査及蒸氣暖房器試驗並客車暖房ニ專用シタル機關車
- 四 無火廻送機關車

〔中管〕

- 第四十五條 二日ニ互ル仕業ヲナシタル他庫機關手ニ翌日消耗品ヲ渡シタルトキハ拂渡庫ノ物品拂渡報告表及其他ノ關係諸帳表書類ハ第九條所定ノ日付ニヨリ作製整理スヘシ但シ二日以上ニ互ル臨時ノ仕業ニシテ關係庫ノ物品整理後物品ノ受渡ヲナシ第九條ノ日付ニ溯ルコトヲ得サルトキハ關係報告ノ日付ノ齊一ヲ期スルタメ關係庫打合せノ上拂渡當日ノ日付ニヨルコトヲ得
- 第四十六條 自庫所屬員ニ交付シタル機關車運轉用消耗品ニ對スル物品受取券ハ毎日關係運轉報告ト對照シ相互ノ符合ヲ期スヘシ若物品受取券面記載ノ全量ヲ消費セス殘餘ヲ生シタルトキハ運轉報告面ニハ實際消費量ヲ記載シ物品受取券其ノ他ノ更正又ハ保管轉換等ノ手續ヲナシ運轉報告記載ノ數量ト符合セシムルコトヲ要ス他庫所屬員ニ拂渡セルモノ亦同シ
- 第四十七條 他庫所屬員ニ機關車運轉及點火用其ノ他ノ物品ヲ交付シタルトキハ其ノ物品受取券ニヨリテ物品拂渡報告表ヲ調製シ遲滞ナク之ヲ關係庫ニ通報スヘシ
- 第四十八條 他庫ヨリ通報シ來リタル物品拂渡報告表ハ關係運轉報告ト對照シ相互ノ符合ヲ期スヘシ
- 第四十九條 機關車運轉日報記載ノ消耗品ハ第三十九條ノ區分毎ニ第四十六條ノ自庫所屬機關手ノ物品受取券ト第四十八條ノ他庫ヨリ通報シ來リタル物品拂渡報告表トニ符合セルコトヲ確認スヘシ
- 第五十條 機關車運轉日報提出後又ハ物品拂渡報告表回付後訂正ノ必要ヲ生シタルトキハ即時關係ノ向ニ訂正ノ事由ヲ通報スヘシ之カ通知ヲ受ケタル向ハ直ニ運轉報告若ハ機關車運轉日報其ノ他ノ訂正ノ手續ヲナシ相互ノ符合ヲ期スヘシ
- 第五十一條 運轉點火用物品受渡高明細表ノ遺拂高欄記載ノ數量(第四十四條ノ分ヲ除ク)ハ物品受拂報告ノ機關車運轉及點火用欄記載ノ數量(第四十四條ノ分ヲ除ク)ト符合シ且之ヨリ他庫拂渡高ヲ控除シ他庫受入高ヲ加算シタル差引計欄ニ記載セル數量ト當月分機關車運轉日報記載ノ合計數トハ符合セルコトヲ確認スヘシ
- 第五十二條 運轉點火用物品受渡高明細表ハ用途別ニ各品種又ハ製造所等第三十九條ノ區分ニヨリ遺拂高、

受渡庫名及其ノ數量並差引計ヲ記載シ翌月五日迄ニ必ス運輸課(庶務掛統計)ニ提出スヘシ

○機關手運轉報告取扱手續改正ニ就テ

(大正四年九月二十八日) 局報注意

- 中達甲第一八五號ヲ以テ運轉報告取扱手續改正セラレタルニヨリ各機關庫主任並乘務員ハ關係報告ノ記載及調製方並之カ提出ニ付テハ該手續ニ準據スヘキハ勿論尙左記各號ニ依リ萬遺漏ナキチ期スヘシ
- 一 機關庫主任ハ常ニ列車牽引餘力ノ多寡消耗品ノ使用方及運轉信號取扱ニ關スル記事ニ注意シ列車ノ牽引效率ノ増進消耗品ノ節約運轉ノ改善等ニ付適當ノ方法ヲ講スルコトニ努ムヘシ
- 二 機關庫主任ハ別ニ配給セラレル機關庫運轉用燃料消費成績比較圖表用紙ニ其ノ調製心得ニ依リ毎日乘務員ノ燃料消費成績ヲ記載シ之ヲ庫内ノ見易キ一定ノ場所ニ揭示スヘシ
- 三 各區間ノ哩程ヲ定ムルニ當リテ所要區間カ同一線路ニ屬スル場合ニアリテハ其ノ區間ノ兩端ヨリ其ノ區間ノ屬スル線路ノ起點ニ至ル哩程ヲ別々ニ求メ其ノ差ヲ以テ當該區間ノ哩程トス
- 四 所要區間カ二線路以上ニ跨ル場合ニアリテハ分岐點ニ於テ之ヲ各線路ニ區分シタル前後項ニ依リ各線路ニツキ其ノ區分セラレタル區間ノ各哩程ヲ定メ其ノ合計ヲ以テ當該區間ノ哩程トス
- 五 運轉哩算出上ニ於ケル各線路ノ哩程ハ原則トシテ實測哩程ニ依ルヘシト雖列車運轉時刻表面掲載ノ哩程ハ事實此趣意ニ副フモノナルヲ以テ改正手續第二十六條但書ヲ以テ之ニ據ルコトヲ得ルコトトセリ
- 六 中間驛ニ於ケル臨時ノ入換仕業ト雖一時間以上ニ互ルモノハ其ノ運轉哩ヲ算出スルモノトス
- 七 從來同一驛構内ノ入換仕業ハ互ニ線名ヲ異ニスル線路上ノ仕業ニ在リテモ之ヲ區分シテ報告スルヲ要セサリシモ改正手續ニ於テハ之ヲ區分スルコトトセリ
- 八 從來機關庫運轉日報ニハ換算車類哩ノ有無ニヨリ型式別ノ小計ヲ記載セサリシモ改正手續ニ於テハ區分記載スルコトトセリ (大正五年七月八日中達甲第四四九號ニ因リ本項但書自然消滅)
- 九 從來保存工事列車ニハ車類哩ヲ付セサリシモ改正手續ニ於テハ該哩ヲ算出スルコトトセリ
- 十 使用車數運行回數及仕業時間ハ從來全庫計ノミナ計上スルニ止マリタレトモ改正手續ニ於テハ線別平坦、勾配別ヲモ計上スルコトトセリ
- 十一 補機付二臺又ハ三臺運轉ノ場合各機關庫ノ負擔車數ハ本務補助機何レヲ先ニ求ムルモ差支ナシ
- 十二 機關庫運轉日報及機關手運轉報告ノ各樣式ハ元東京管理局制定ノモノト其ノ内容同一ニ付退テ新用紙ノ配給セラレル迄舊用紙ヲ使用スヘシ
- 十三 從來名古屋、金澤兩運輸事務所所管機關庫ヨリ提出ノ運轉報告送付券及構内入換仕業報告ハ本取扱手續ノ實施ト同時ニ提出スルヲ要セス

[中管]

○機關手運轉報告取扱手續中一部改正ニ就テ

(大正五年七月八日) 局報注意

- 一 本日中達甲第四四九號ヲ以テ運轉報告取扱手續中一部改正ニ付左記各號注意ヲ要ス
- 二 從來車輛牽引仕業ト連結又ハ單行運轉ト同一仕業ニ屬スルモノハ別ニ運轉報告ヲ改メサリシモ今回別業ニ改メ報告スルコトナリシハ車輛牽引仕業ト否ラサルモノトニ運轉哩及消耗品ヲ區分シ各別ニ之カ消費成績ヲ調査統計セムトスルニ在レハ消耗品ノ分割ハ事實ニ適合スル如ク正鵠ヲ期スルヲ要ス
- 三 規定仕業ノ何レニモ附屬セシムルコトヲ得サル臨時入換仕業ニ一時間以内從事シタルトキ之ニ要セシ消耗品ハ特ニ入換用トシテ支出スルノ途ナカリシヲ以テ今回此ノ場合ニ於ケル實際消費量ヲ記載報告スルコトナレリ但シ列車牽引又ハ補助機關車ヲ以テ出發前又ハ到着後引續キ入換仕業ニ從事シ其ノ仕業時間一時間未滿ナルトキハ從來ノ適當該仕業ニ附隨セルモノトシテ取扱フモノトス

[中管]

○機關手運轉報告ニ就テ

(大正五年九月十八日) 局報注意

- 一 本年七月八日中達甲第四四九號ヲ以テ機關手運轉報告取扱手續第一條第四號改正ニ付昨年九月廿八日同取扱手續ニ關スル注意事項第六項但書ハ自然消滅トス
- 二 機關手運轉報告取扱手續第一條ニ「所定ノ事項」トアルハ換算車數、換算車類哩、消耗品(自庫受ハ勿論他庫受共)機關庫及換算車類哩内譯ヲモ含ム儀ニ付自今機關手ハ必ス是等ヲ各自ニ於テ正確ニ記載スルヲ要ス而シテ機關庫主任ハ關係書ト對照精査スヘシ
- 三 同取扱手續第四十六條ヲ以テ物品受取券面記載ノ全量ヲ消費セサリシトキ運轉報告面ニハ實際消費量ヲ記載スルコトニ定メアルニ不拘猶之ヲ爲ササル向アル爲例之有火廻送ノ如キ機關車一哩ニ付石炭百斤内外ヲ要シタル如キ結果ヲ生セシモノアリ自今運轉報告ニハ必ス實際消費量ヲ記載シ殘餘ハ所定ノ手續ヲ以テ處理スヘシ

○機關車運轉狀況監督表ノ件

(大正六年四月二十八日) 中達甲第一四七號

運輸事務所、機關庫

機關庫主任又ハ同助手カ機關車ニ添乗シ機關車乘務員執務ノ適否及機關車ノ運轉狀況ヲ指揮監督スルニ當リ相互ノ聯絡ニ便ナラシムル爲機關庫ニ於テハ別記樣式ノ機關車運轉狀況監督表ヲ使用シ左ノ例ニ依リ記入シ置クヘシ
追テ用紙ハ別途配布ス

大正五年五月中達甲第二七七號機關車乘務員執務ノ適否及機關車運轉狀況監督指導ノ場合出務表使用方ハ之ヲ廢止ス

機關車運轉狀況監督表

様式

機關手氏名 火夫氏名 乘番號	五月			六月			七月			合計
	日 列 添	車 乘 者	番 之 印	日 列 添	車 乘 者	番 之 印	日 列 添	車 乘 者	番 之 印	
何 某	3	10	20							3
	516	16	19							
	+	+	+							
何 某	3	10	20							3
	516	16	19							
	+	+	+							
8620										4

(用紙乘機數大トス)

備考 本表ハ三月月一號トス
機關手氏名、火夫氏名及機關車番號ハ各別葉トシテ記載シ添乗ノ都度日付、列車番號及添乗者ノ記號ヲ記入ス
レ(左任ハ×印ヲ又別手ハ姓名ノ頭字ヲ片假名ニシテ一字トス但シ同姓ノモノハ便宜區別シ置クベシ)

【中略】

○機關車乘務員仕業報告方

(大正四年九月三十日) 運輸事務所、機關庫
中達甲第二一〇號
改正 大正五年八月九日中達甲第五一〇號

機關車乘務員仕業報告表ハ機關庫主任ニ於テ左記各項ニ依リ毎日之ヲ記入シ上半月分ハ十六日ニ下半月分ハ翌月一日運輸課及運輸事務所ニ提出スヘシ
本達ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正三年三月東達第七〇九號及本達ニ抵觸スル諸達ハ本達施行ト同時ニ之ヲ廢止ス

機關車乘務員仕業報告記載要項

- 一 差引在庫員ト仕業内譯合計人員トハ一致スヘキモノトス
- 二 他庫ヨリ出張又ハ他庫へ出張セルモノハ其ノ庫名及人員ヲ記事欄ニ記載スヘシ
- 三 定期入替仕業ハ定期欄ニ、臨時入替仕業ハ臨時欄ニ計上スヘシ
- 四 洗罐欄ニハ交番ニヨル洗罐及臨時ノ洗罐ニノミ從事シタル員數ヲ記入スヘシ而シテ仕業後洗罐ヲ爲シ又ハ洗罐後仕業ヲ爲シタルモノハ各定期又ハ臨時仕業等相當欄ニ計上スヘシ
- 五 廻送、工事及臨時洗罐以外ノ臨時仕業ハ臨時欄ニ計上スヘシ
- 六 改良、建設、保存工事ハ凡テ廻送及工事欄ニ記載スヘシ但シ工事仕業ニ當リタルモノハ「工」ノ符號ヲ數字ノ右側ニ付シ回送仕業ト區別記載スヘシ
- 七 庫内勤務機關手及臨時ニ庫内勤務機關手ノ職ヲ執ラシメ又ハ補助ヲ爲サシメタルトキハ庫内欄ニ其ノ人員ヲ記載スヘシ但シ後段ノ場合ニアリテハ其ノ事由ヲ記事欄ニ記載スヘシ
- 八 交番ニヨリ順休ニ當ルモノ(非番庫内勤務機關手共)及不定期臨時仕業後公休トナリタルモノハ休養欄ニ計上スヘシ
- 九 交番ニヨリ豫備又ハ定期不定期臨時仕業等ニ當テタルモ仕業セサリシモノハ豫備仕業取消欄ニ計上スヘシ
- 十 豫備又ハ仕業取消等ノ爲仕業ニ當ラサルモノヲシテ機關車ノ點檢又ハ掃除ノ監督等ノ勤務ヲ爲サシメタ

(機二號表)

(別紙)

大正 年 月 日 前 後 月 分

機關車乘務員仕業報告

機關庫主任

職名	日付		現在員				仕業内課												記事
	前半月	後半月	在勤者	他ヨリ	他へ	差在	引員	定期	不定期	臨時	送工	洗	庫内	休養	備取	仕消	入工	欠勤	
機關手、 同心得、 同見習	1	16																	
	2	17																	
	3	18																	
	4	19																	
	5	20																	
	6	21																	
	7	22																	
	8	23																	
	9	24																	
	10	25																	
	11	26																	
	12	27																	
	13	28																	
	14	29																	
	15	30																	
		31																	
	計																		
火夫、 同見習	1	16																	
	2	17																	
	3	18																	
	4	19																	
	5	20																	
	6	21																	
	7	22																	
	8	23																	
	9	24																	
	10	25																	
	11	26																	
	12	27																	
	13	28																	
	14	29																	
	15	30																	
		31																	
	計																		

第三編 運轉 第五章 雜則

取 切

百八十三(一八四)

約 七 寸

(美濃版大)

[中音]

月 日現在 機關手見習終了員 名 (本表ハ厚葉一枚薄葉二枚トシ一册各二十五枚綴リノモノトシ切り取り) 大正四年十月中途甲
 火夫見習終了員 名 (トナスコト薄葉ノ分ハ運輸事務所ニ厚葉ノ一分ハ運輸課ニ提出スヘシ) 第二一〇號報告様式
 約 壹 尺 壹 寸

- ノ區間ハ臨時列車トシテ計上スヘシ
 - ニ 軍用列車ハ其ノ編成車輛ノ種類ニ依リ臨時旅客、貨物又ハ混合列車トシテ計上スヘシ
 - ホ 改良及建設工用品搭載建築列車ハ臨時貨物列車トシテ計上シ保存工用品搭載建築臨時列車ノミ工
事列車トシテ計上スヘシ
 - ヘ 空客車廻送列車ハ貨物列車ニ編入スヘシ
 - ト 試運轉又ハ單行機關車運轉ノ時刻ヲ利用シテ貨客ヲ輸送シタルトキハ其ノ編成車輛ノ種類ニ依リ定
期、不定期又ハ臨時(旅客、混合、貨物)列車トシテ計上スヘシ
 - チ 試運轉時刻ヲ以テ試運轉車輛ヲ利用シ貨客ヲ輸送シタルトキハ其ノ編成車輛ノ種類ニ依リ不定期又ハ
臨時(旅客、混合、貨物)列車トシテ計上スヘシ
 - 五 電車走行哩程及左記走行哩程ハ記入スルヲ要セス
 - イ 單行機關車哩(車輛ヲ牽引セサルモノ)
 - ロ 試運轉列車哩(貨客ヲ輸送セサルモノ)
 - 六 當局所屬機關車ノ牽引スル列車ニシテ院外線ヲ運轉シタルトキハ別ニ其ノ走行哩程ヲ線別ニ記載スヘシ
 - 七 定期列車ノ取消又ハ不定期及臨時列車ノ運轉ヲナシタルトキハ其ノ區間、列車番號並ニ簡單ナル事由
(建築臨時列車ハ其ノ支辨費途)ヲ附記報告スヘシ
 - 八 列車走行哩日報ノ様式ハ左記ノ通ニシテ用紙ハ便宜作製スヘシ
- 左記諸達及注意事項ハ之ヲ廢止ス
- 大正二年六月東達第二七一號列車走行哩日報々告方大正二年六月神管達第一六三三號列車走行哩報告方ノ
件大正二年十二月東管局報注意事項列車走行哩調中工事列車哩記載方ニ就テ大正二年九月東管局報注意事
項列車走行哩日報中軍用列車哩記載方ニ就テ
- (別紙様式略)

○機關車點火月報提出方

(大正四年九月二十八日)

運輸事務所、機關庫

(中管)

機關庫主任ハ本年十月分ヨリ別表様式ニ依リ機關車點火月報ヲ調製シ翌月五日迄ニ運輸課(庶務掛統計)ニ出
出スヘシ

追テ大正二年九月東達第一二八八號及本達ニ抵觸若ハ重複スル從來ノ達示通牒ハ之ヲ廢止ス

(別表ハ關係ノ向ヘノミ配付ス)

○機關車點火月報提出方ノ件ニ就テ

(大正四年九月二十八日)

(局報注意)

- 一 本報告記載ノ燃料數量ハ運轉點火用物品受渡高明細表中遺拂高欄記載ノ數量ヨリ他庫拂渡高ヲ控除シタル數量ト他庫受入高欄ノ記載ノ數量
トニ各符合セルコトヲ確認スヘシ
- 二 點火用燃料ノ線路別並平坦、勾配區間別區分方ハ點火シタル各機關庫ノ運轉區間ニ依ル
機關車ノ運用上前項ニ依リ區分シ難キ庫ニ在リテハ線路別並平坦、勾配區間ニ區分セル機關車使用車數ノ比ニ依ル
使用車數ノ計算方ハ運轉報告取扱手續第四十條ニ準ス
- 三 出發準備後其ノ仕業ヲ取消シタル機關車ニ消費セル點火用燃料ハ本報告ニ含マヌ
- 四 點火回数ハ點火用燃料ヲ使用シタル毎ニ之ヲ一回宛トシテ計算スルモノトス但乘務機關手カ埋火用トシテ使用シタルモノハ之ヲ含マヌ
- 五 點火機關車數ハ同日中同一機關車ニ二回以上點火シタル場合ト雖總テ一輛トシテ計算スルモノトス
- 前項ニ同日中ト稱スルハ庫内勤務機關手ヨリ當該機關車ヲ受取りタル乘務機關手ノ提出セル運轉報告ノ日付ニ依ル
例之 庫内勤務機關手カ午後十時頃ヨリ一機關車ノ點火ニ著手シ翌日之ヲ乘務機關手ニ引渡シタル場合ノ如キ又ハ乘務機關手カ庫内勤務ノ機
關手ヨリ午後十一時半ニ機關車ノ引渡ヲ受ケタルモ既定機關車運行表乘務時刻當日タル翌日午前零時半ヨリ運轉ニ從事シタル場合ノ如キ
ハ共ニ運轉報告ノ日付ハ翌日ナルカ故運轉シタル機關車ノ點火機關車數ヲ求ムル本計算ニ於テ亦翌日ト看做スカ如シ
- 六 用紙ハ貯藏ノ關係上追テ改正用紙ノ配給セラルルマテ舊東管所定用紙ヲ代用スヘシ從テ石油、原油、散炭等ヲ消費シタルトキハ石炭記入
ノ例ニ倣ヒ上段石炭ノ次位ニ記載スヘシ

○電車故障通報方

(大正四年九月七日)

新橋運輸、電力事務所、關係課
發電所、變電所、電力區
電車庫、車掌監督、派出員

停電其ノ他ノ故障ニ依リ電車ノ運轉ヲ中止シタル場合ニ於テハ乗客ニ對シ之ヲ周知セシムル爲一般手續ニ依

- ル報告ヲ爲スノ外尙左ノ各項ニ依リ關係ノ向ニ通報シ旅客待遇上遺憾ナキヲ期スヘシ
- 一 發電所、變電所内ニ於ケル故障ノ爲停電セル場合ハ該所ヨリ事故ノ原因ト共ニ恢復見込時間ヲ關係運輸事務所ニ速報スヘシ
- 二 電線路ニ於ケル故障ノ爲停電セル場合ハ關係電力區ヨリ前號ニ準シ關係運輸事務所ニ速報スヘシ
- 三 途中ニ於テ電線其ノ他故障ノ爲運輸ヲ中止シタルトキハ乗務員ハ關係運輸事務所ニ速報スヘシ
- 四 前各號ノ通報ヲ受ケタル關係運輸事務所ハ事故ノ種類ニ依リ公示スヘキ程度ヲ稽查シ之ヲ關係驛長並乗務員ニ通報スヘシ
- 五 前號ノ通知ヲ受ケタル驛長ハ其ノ旨必要ノ箇所ニ揭示シ尙乗務員ト共ニ洩ナク乗客ニ通告方取計フヘシ
- 六 開通ノ場合ニ於テモ亦前號ニ準ス
- 七 配電區域表ハ別途關係ノ向ニ配布ス (配電區域表略)

○車輛故障ノ際電報方ニ就テ

(大正四年九月三十日) (局報注意)

故障ノ爲列車編成ノ客車ヲ解放、組替又ハ發熱シタルトキハ列車番號、車種、番號並故障箇所ノ概況ヲ取扱關係庫所ヨリ列車始發、終著庫所及仕立検査受持庫所ニ尙主要列車ニアリテハ當局運輸課ニモ電報スヘシ

○車輛輸送手續及車輛解結通知書使用手續

(大正五年四月一日) (中途甲第一六七號)

運輸事務所、派出員、驛機關庫、車掌監督

車輛輸送手續及車輛解結通知書使用手續左ノ通定メ四月十日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 車輛輸送手續及車輛解結通知書使用手續
 - 一 車輛輸送手續
 - 一 列車組立驛(以下單ニ組立驛ト稱ス)ハ列車ノ編成及其ノ整理ヲ爲シ中間驛ニ於ケル次ノ組立驛方面行發若車輛輸送方手配ヲ任ニ當ルモノトス
 - 組立驛ハ別ニ之ヲ指定ス

(中管)

(中管)

- 二 中間驛ニ於テ發送整備車アルトキハ行先、換算輛數別、現車數、聯結希望列車ヲ組立驛ニ通報スヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 三 但シ生鮮魚、生獸、生菌等急送ヲ要スルモノハ其ノ品名ヲモ通報スヘシ
- 三 組立驛ニ於テ前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ明治四十三年一月達第五號大貨物運送取扱手續第一章第二條ニ依ルノ外列車ノ系統及申込ノ順序等ヲ參酌シ聯結ノ手配ヲ爲スト同時ニ其ノ車數ヲ當該驛ニ即報スヘシ
- 四 中間驛ニ於テ積卸其ノ他ノ狀況ニ依リ第二號ノ手續ヲ履行スルコト能ハサリシ場合當該列車ニ牽引餘裕アリ且他驛ノ聯結ヲ妨ケサルトキハ乗務員ト打合セ臨時ニ聯結ヲ取扱フコトヲ得此ノ場合ニハ第二項ニ準シ前後ノ組立驛ニ又次ノ組立驛手前ノ中間驛解放車ナルトキハ該驛ニモ之ヲ即報スヘシ
- 五 組立驛ニ於テハ當該列車ニ中間驛解放車アルトキハ之ヲ該驛ニ豫報シ又次ノ組立驛ニハ同驛到着車數ト通過スル車數(急送ヲ要スルモノハ車數ト搭載品名共)トヲ即報スヘシ若シ次ノ組立驛カ機關車繼替驛ニ在ラサル場合ハ機關車番號ヲモ併セテ通知スヘシ
- 六 車輛ヲ聯結スルニハ特ニ定メタル場合ヲ除クノ外近距離行ヲ前部、遠距離行ヲ後部トシ次ノ組立驛迄ノ中間驛到着車ハ驛毎ニ集結シ解結ニ便ナラシムヘシ
- 七 旅客又ハ混合列車ニ後附スヘキ貨車ハ特ニ指定シタルモノヲ除クノ外可成當該列車後附區間最終組立驛直通ノモノタルヘシ
- 八 中間驛ニ於テ地方列車ニ聯結スル遠距離行車輛ハ次ノ組立驛ニ於テ直行列車ニ繼承スヘシ
- 九 中間驛ニ於テハ發送整備車ヲ行先驛順ニ配列シ置キ聯結ニ便ナラシムヘシ
- 一〇 中間驛ニ於テハ十二時間以上聯結スルコト能ハサリシ發送整備車アルトキハ所管運輸事務所ニ通報スヘシ

二 車輛解結通知書使用手續

- 一 車輛解結通知書(以下單ニ通知書ト稱ス)ハ甲乙二種トシ指定シタル列車ニ對シ組立驛ニ於テ次ノ組立驛打切トシテ發行シ出發前之ヲ乗務員ニ交付スヘシ又中間驛ニ於テ當該列車ノ機關車繼替若ハ補助機關車

ヲ聯結スル場合ハ車掌ニ託送シテ該機關手ニモ之ヲ交付スルモノトス其ノ使用方左ノ如シ
甲種 貨物列車、混合列車(貨車後附區間ニ於テ後附ヲ爲) 貨車ヲ聯結シタル旅客列車
右指定列車ノ本務機關手及車掌ニ一葉宛交付シ一葉ヲ控トス

乙種 前號指定列車ノ補助機關車(中間驛ニテ聯結スルトキ亦同シ) 中間驛ニテ繼替スル機關車ノ機關手ニ交付ス但シ控ヲ要セ

- 一 通知書ハ左ノ通處理スヘシ
- 二 車掌ハ次ノ組立驛ニ交付ス
- 三 機關手ハ當日ノ運轉報告ニ添付シテ機關庫主任ニ提出ス
- 四 組立驛ニ於テハ車掌ヨリ受領シタル通知書ハ一日毎ニ取纏メ二箇月間之ヲ保管ス
- 五 貨物列車ノ通知書ハ取扱ノ都合ニ依リ機關手ニ交付スヘキ分ヲ車掌ニ交付スルコトヲ得(前、後部車掌携帶スルコトナル) 此ノ場合車掌ハ各驛ニ於テ列車出發前次驛ニ於ケル車輛解結ノ輛數又ハ其ノ有無ヲ機關手ニ通知シ機關車繼替ノ際ニハ之ヲ該機關手ニ交付スヘシ
- 六 通知書ヲ受領シタル車掌及組立驛ニ於テハ通知書ト該列車ノ編成車輛ト相違ナキコトヲ確ムヘシ
- 七 通知書ハ左記ニ依リ記入スヘシ
- 八 甲乙ノ組立驛間内ニ於テ機關車牽引力ニ差異アルトキハ其ノ區間ヲ通シテ牽引シ得ヘキ最小牽引力ヲ牽引定數トス
- 九 編成車輛ハ相當欄ニ現車數ヲ以テ記入シ客車、貨車各別ニ換算車數ノ合計ヲ換算車數欄ニ記入スヘシ
- 十 貨車ノ空欄ニハ換算二車以上ノモノヲ聯結シタルトキ記入スヘシ
- 十一 列車編成用ノ緩急車ハ盈車ニ計算シテ相當欄ニ記入シ尙其ノ現車數ヲ記事欄ニ表ハスヘシ
- 十二 混合又ハ貨物列車ニ廻送或ハ試運轉ノ目的ヲ以テ聯結シタル空客車ハ貨車ト看做シ貨車欄ニ記入スヘシ
- 十三 組立車數欄ニハ組立驛出發ノ際ニ於ケル編成車數ヲ前各號ニ依リ記入シ解放又ハ聯結驛欄ニハ中間驛ニ於テ解放若ハ聯結車アル驛名ヲ驛順ニ表ハシ其ノ車數ヲ相當欄ニ記入スヘシ

〔中管〕

- 一 車輛輕減理由及車數欄ニハ牽引定數ニ對シ車輛ノ聯結ヲ輕減シタル場合其ノ理由ニ應シ輕減車數ヲ記入スヘシ
- 二 乘務員ハ中間驛ニ於テ解結ヲ爲ス毎ニ差引換算車數ヲ換算車數欄ニ記入スヘシ
- 三 通知書様式左ノ通トス
- 四 甲種 「甲、乙、丙三葉ヲ一組(炭酸紙式)黒摺トシ甲ハ洋紙乙ハ和紙丙ハ洋紙トス甲、丙ハ
- 五 部分ニ切取ヲ附ス寸法豎八寸巾四寸四分

〔中管〕

- 一 線路不通ノ場合ハ所管運輸事務所ニ於テ自管内關係ノ向ニ通報シ同時ニ本局運輸課、各運輸事務所、隣接他管運輸事務所及運輸局運輸課並自管内所在ノ連帶鐵道汽船會社ヘ通報スヘシ
- 二 前號以外ノ關係ノ向ニ對スル通報方ハ本局運輸課ニ於テ其ノ取扱ヲ爲スモノトス
- 三 線路不通ノ通知ヲ受ケタル各運輸事務所ニ於テハ之ヲ所管内一般並連帶鐵道汽船會社ヘ通報シ尙揭示其ノ他ノ方法ニ依リ旅客及關係者ニ告知スヘシ
- 四 前記各號ニ依リ通報スヘキ要領ハ明治四十二年一月達第四九號第一條第二項及第五條乃至第七條ニ依ルモノトス

大正二年十一月東達第一八五四號ハ之ヲ廢止ス

○線路其ノ他不良ノ場合保線係員ニ通告方ニ就テ

(大正五年五月四日) 局報注意

列車運輸中乗務員ニ於テ線路上特ニ動搖又ハ異狀ヲ感シタル場合或ハ信號機轉轍器其ノ他不完全ト認メタルトキハ最寄課長ニ其ノ場所及狀況等ヲ通告スヘシ課長ハ更ニ之ヲ關係保線係員ニ即報シ尙必要ニ應シ次列車乗務員ニ其ノ旨注意スルヲ要ス保線係員ニシテ右ノ通告ヲ受ケタルトキハ現場ニ急行取調ヲ爲スヘシ

○御召列車内電話電鈴ノ保守ニ就テ

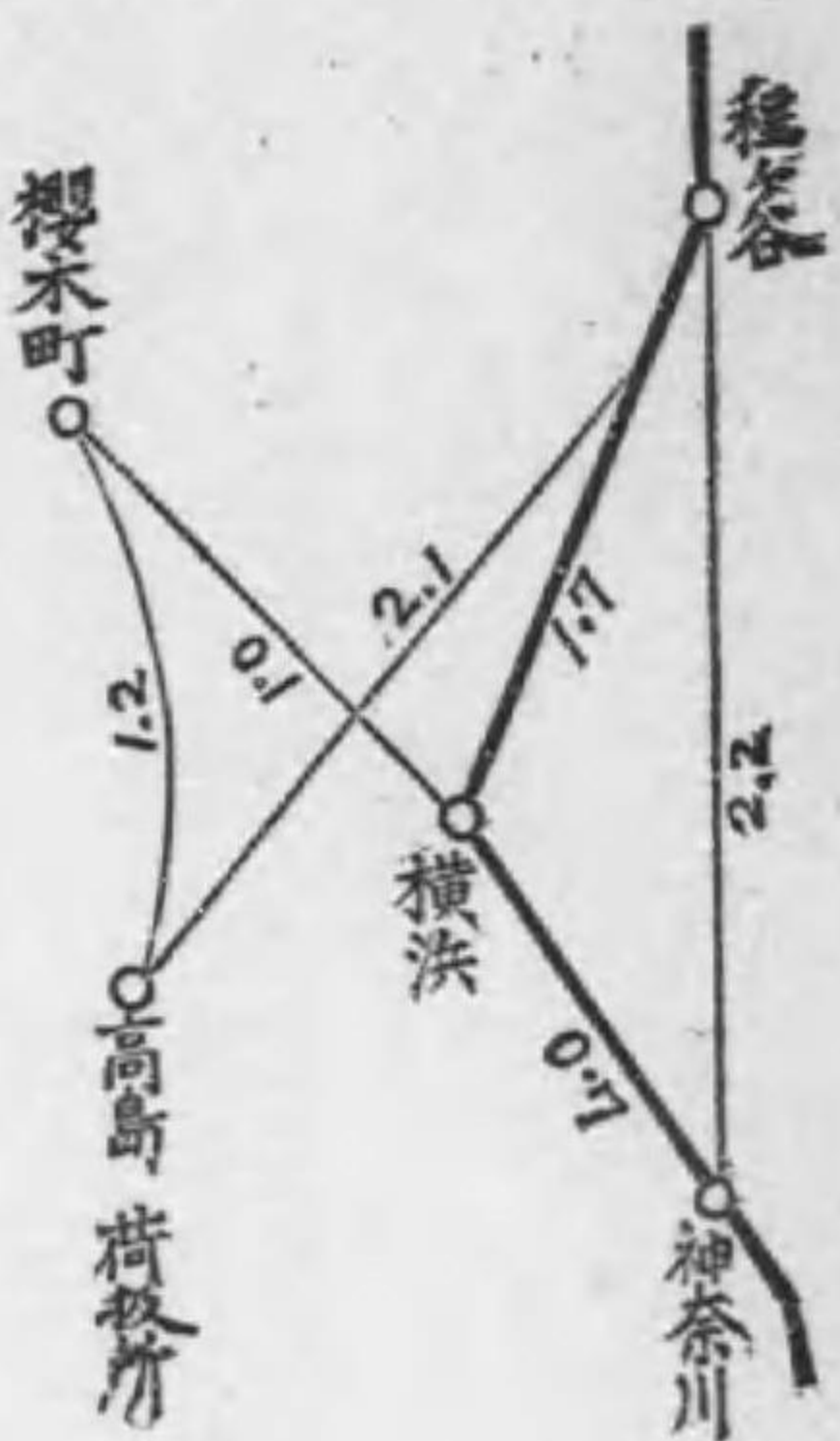
(大正四年十一月一日) 局報注意

御召列車内設備ノ電話電鈴ノ保守ハ當該乗務員中電燈検査員ノ擔當トス

○列車及機關車運轉哩算出方ニ就テ

(大正四年九月十八日) 局報注意

列車走行哩日報及機關手運轉報告中程ヶ谷櫻木町及神奈川間運轉ノ列車及機關車ノ走行哩程ハ左記線路略圖記載ノ區間哩ニ依リ算出シ報告スヘシ



○毀損車輛ヲ聯結スル場合ニ於ケル検査責任者指定ノ件

(大正四年十月十三日) 中達甲第二五九號

運輸事務所、驛、機關庫、電車庫、検査所、車掌監督、派出所

明治四十三年一月達第一八號第六條第一號ニ於ケル検査責任者ヲ左ノ通定ム

一 検査責任者

- 機關庫、検査所、電車庫主任若ハ其ノ代理者
 - 但客貨車ノ検査ニ在リテハ機關庫若ハ検査所主任ノ指定シタル検査手ヲ以テ代理者ト爲スコトヲ得
- 大正三年三月東達第四四二號及明治四十三年六月西管達第一三九〇號ハ之ヲ廢止ス

第四編
工
作

第四編 工作

第一章 機關車

○「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ改造ノ件

(大正四年九月二十一日) 工場、運輸事務所、機關車

二一〇〇、二二二〇、二四〇〇、二五〇〇、二七〇〇、二九〇〇及三五〇〇形機關車内火室ヲ取外シタル際ハ別紙圖面ニ依リ修繕費支辨ヲ以テ「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ改造スヘシ(八月十七日作車第三六二號車輛課長通牒ニ依ル)工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○五〇〇形機關車「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ變更ノ件

(大正四年九月二十七日) 工場、運輸事務所、機關車

五〇〇形機關車「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ變更ノ際ハ別紙圖面(五〇〇改イ一三及四)ニ依リ施工スヘシ(七月十五日作車第一七八號工作局長通牒ニ依ル)前項ノ場合ニ於テ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○六二〇〇、六二五〇及六二七〇形機關車「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ改造ノ件 (大正四年九月二十七日) 工場、運輸事務所、機關車

本年六月工作第一一七八號通牒ニ依ル「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ變更スルモノノ内
六二〇〇、六二五〇及六二七〇形機關車ニ對シテハ別紙圖面(六二〇〇改イ一、一及一二)ニ依リ施行スヘシ
(六月二十八日作車第三〇號工作局長通牒ニ依ル)
前項ノ場合ニ於テ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○六〇〇形機關車「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ變更ノ件

(大正四年十月二十五日) 工場、運輸事務所、機關庫
(中達甲第二七九號)

六〇〇形機關車内火室ヲ取外シタル際ハ別紙圖面(六〇〇改イ一、三及五〇〇改イ一、四)ニ依リ「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ變更スヘシ(十月十五日作車第八〇六號工作局長通牒ニ依ル)
前項ノ場合ニ於テ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○六二五〇形機關車「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ改造ノ件

(大正四年十二月二十日) 工場
(中達甲第三九二號)

六二五〇形機關車内火室ヲ取外シタル際ハ「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ別紙圖面(六二五〇改イ一、一及二)ニ依リ修繕費ヲ以テ「ガセツトステール」ニ改造スヘシ(十二月十一日作車第一一六六號工作局長通牒ニ依ル)
前項ニ依リ改造シタルモノハ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○八七〇〇形機關車「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ「ガセツトステール」ニ變更ノ件

(大正五年三月三日) 工場
(中達甲第一〇四號)

八七〇〇形機關車内火室取外シノ際ハ其ノ「ロンヂチユーヂナルステール」ヲ別紙圖面(八七〇〇改イ一、二及三)ニ依リ修繕費支辨「ガセツトステール」ニ變更スヘシ(二月二十一日作車第二八九號通牒ニ依ル)
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○機關車「ヴァキユアムエゼクタール」ノ眞空度調整方ノ件

(大正四年八月二十四日) 運輸事務所、機關庫、工場
(中達甲第九七號)

機關車「ヴァキユアムエゼクタール」ハ常ニ二十一吋ノ眞空度ヲ保持セシムル様「レヂユーシンダグヴァアル」ヲ調整スヘシ
大正四年五月二十七日東達甲第二七二號及其ノ他本達ト重複又ハ牴觸スル從來ノ諸達ハ之ヲ廢止ス

○八八五〇形機關車汽筒前後「カバール」改造ノ件

(大正四年九月六日) 工場、運輸事務所、機關庫
(中達甲第一三四號)

八八五〇形機關車汽筒前後「カバール」取替ヲ要スル際ハ別紙圖面ニヨリ改造スヘシ
前項ニ依リ改造シタルモノハ工場ヨリ機關車改造裝置月報ニヨリ工作課長宛報告スヘシ
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○一八〇〇、一八五〇及一九四〇形機關車主働輪平衡重増加ノ件

(大正四年九月二十七日) 工場、運輸事務所、機關庫
(中達甲第一七七號)

一八〇〇、一八五〇及一九四〇形機關車入場ノ際ハ其ノ主働輪ノ平衡重ニ接セル腕ノ間ノ間隙三箇所(一九四〇形ノ場合ハ圖面不詳ニツキ取調ノ上決定スヘシ)ニ鉛ヲ成ル可ク多ク填充シ兩面ヨリ軟鋼板ヲ以テ押へ平衡重ヲ増加スヘシ
(七月九日作車第一三六號工作局長通牒ニヨル)

前項ノ場合ニ於テ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

○九七五〇形機關車後部臺框補強ノ件

(大正四年九月二十七日)

工場、運輸事務所、機關車

七九五〇形機關車入場ノ都度修繕費支辨ヲ以テ別紙圖面(九七五〇改テ一九)ニ據リ其ノ後部臺框ヲ補強スヘシ(六月三十日作車第五六號工作局長通牒ニ依ル)

前項ノ場合ニ於テ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○九六〇〇及六七六〇形機關車附屬四五〇立方呎炭水車煖房管取

付部改造ノ件

(大正四年九月二十七日)

工場、運輸事務所、機關車

九六〇〇及六七六〇形機關車入場ノ都度附屬四五〇立方呎炭水車煖房管ノ機關車取付部ヲ修繕費支辨ヲ以テ別紙圖面(九六〇〇ヒナヌ一〇一及假基第七二圖)ニ依リ改造スヘシ(八月十一日作車第三二九號車輛課長通牒ニ依ル)

前項ノ場合ニ於テ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○九六〇〇形(自九六〇〇至九六一七)機關車機關手室後壁新設ノ件

件

(大正四年九月二十七日)

工場、運輸事務所、機關車

九六〇〇號ヨリ九六一七號ニ至ル十八輛ノ機關車ニ補充費支辨ヲ以テ(請求券別途送付)別紙圖面ニ依リ機關手室後壁ヲ裝置スヘシ(七月十九日作車第二〇四號工作局長通牒ニ依ル)

前項ノ場合ニ於テ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

[中管]

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○九七五〇形機關車高壓部前部「ドロイギア」改造ノ件

(大正四年九月二十七日)

工場、運輸事務所、機關車

九七五〇形機關車高壓部前部「ドロイギア」改造ノ件

リ改造スヘシ(七月十三日作車第一五九號工作局長通牒ニ依ル)

前項ノ場合ニ於テ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○九六〇〇形機關車火床改造ノ件

(大正四年十月六日)

工場、運輸事務所、機關車

九六〇〇形機關車(九六〇〇—九六八七)火床ノ殆全部ニ互リ取替ヲ要スル際ハ別紙圖面(九六〇〇改ウ五、六、七)ニ依リ修繕費支辨ヲ以テ改造スヘシ(九月二十八日作車第六八一號工作局長通牒ニ依ル)

前項ノ場合ニ於テ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○二五〇〇、二七〇〇、二九〇〇及三五〇〇形機關車「インゼクタ」位置變更ノ件

(大正四年十月六日)

工場、運輸事務所、機關車

中達甲第一六五號ニ依リ二五〇〇、二七〇〇、二九〇〇(二九〇六、二九〇七ヲ除ク)及三五〇〇形機關車「ガセツトスター」取付ノ際同形機關車「インゼクタ」取付位置カ製造當時ノ儘焚火口ノ上部ニ在ルモノハ其ノ位置ヲ「サイドタンク」ノ上部ニ變更シ尙「インゼクタ」取替ヲ要スル場合ニハ「バックヘッド」形ノモノニ變更スヘシ(八月二十三日作車第四〇七號車輛課長通牒ニ基ク)

前項「インゼクタ」ノ火焚口ノ上部ニアル機關車ニシテ當局所屬ノモノ左ノ如シ

庫名 機關車番號

東京	二六三四
同	二六三七
静岡	二六一五
大崎	二五五五
計	四輛

○機關車原油燃燒裝置改造ノ件

(大正四年十月二十六日)

工場、運輸事務所、機關車

機關車原油燃燒裝置左記ノ通り修繕費支辨ヲ以テ改造スヘシ(九月二十八日作車第六八八號工作局長通牒ニ依ル)

一 五七〇〇、六二〇〇、六三五〇、七六〇〇、八六二〇、八七〇〇、八八五〇形

(一) 假基一六〇、一六一一、一七及一六一一八ニ依リ「マッドホール」排水裝置及「ストレーナー」ヲ新設スルコト

(二) 炭水車後部ニ煖房管「ストップブルヴ」裝置ナキモノハ假基一二七ニ依リ「ストップブルヴ」ヲ新設スルコト

(本項ニ依リ當局所屬機關車ニシテ「ストップブルヴ」ノ新設ヲ要スルモノナシ)

二 二二二〇、二四〇〇、二五〇〇形

改八一、假基一六〇一、一六一一、一七及一六一一八ニ依リ「マッドホール」排水裝置及「ストレーナー」ヲ新設スルコト

各形式ヲ通シテ「ストレーナー」新設ニ伴ヒ油量計ヲ撤去スヘシ

前各項ニ依リ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

本達ニ依リ改造ヲ要スヘキ機關車形式ノ内當局所屬ノモノハ二二二〇、二四〇〇、二五〇〇、六二〇〇、六三五〇、八七〇〇及八八五〇形トス

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

【中覽】

○九七五〇形機關車低壓部臺框改造ノ件

(大正四年十一月十二日)

工場

九七五〇形機關車低壓部臺框ノ取替ヲ要スル際ハ別紙圖面(九七五〇改テ一及二)ニ依リ改造スヘシ(十一月五日作車第九七六號工作局長通牒ニ依ル)

前項ニ依リ改造シタルトキハ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

【中覽】

○六七六〇、八六二〇、及九六〇〇形機關車「プロイオフブルヴ」改造ノ件

(大正四年十二月三日)

工場

六七六〇、八六二〇及九六〇〇形機關車「プロイオフブルヴ」ノ軟鋼製「ブルヴ」ハ取替ヲ要スル際砲金製ニ變更スヘシ(十一月二十七日作車第一〇八八號通牒ニ依ル)

前項ニ依リ改造シタルモノハ其ノ機關車番號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

○四五〇立方呎炭水車臺框補強ノ件

(大正四年十二月三日)

工場

六七六〇、八六二〇、及九六〇〇形機關車附屬四五〇立方呎炭水車ニ對シ別紙圖面(九六〇〇改ヒテ一〇九)ニ依リ特別修繕費ヲ以テ其ノ臺框ヲ補強スヘシ(十一月二十五日作車第一〇七八號工作局長通牒ニ依ル)

前項ニ依リ施行シタルトキハ工場ハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○新製機關車安全弁調整裝置設備ノ件

(大正四年十二月二十日)

工場

新製機關車ニ取付ケアル内地製安全弁ニ別紙圖面假基二一〇圖(四日市工場職工組長中村豊吉考案)ニ依リ調

整装置ヲ設備スヘシ

前項ニ依リ設備シタルトキハ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

○五〇〇及六〇〇形機關車内火室取替ニ就テ

(大正四年十二月二十日 局報注意)

五〇〇及六〇〇形機關車内火室取替ノ際ハ左記圖面ニ依ルヘシ(十二月十一日作車第一一六四及一一六五號工作局長通牒ニ依ル)

記

五〇〇改イ一(四年六月技達第三三號)

五〇〇改イ二(四年六月工作第一一七八號)

五〇〇改イ三(四年十月二十五日局報注意事項)

六〇〇改イ一(四年六月技達第三三號)

六〇〇改イ三(四年十月中途甲第二七九號)

○給油器背壓弁新製ノ件

(大正五年一月二十五日 中途甲第二三號)

工場

機關車ニ取付アル給油「ポンプ」ノ背壓弁ニシテ取替ヲ要スル場合ハ「ポンプ」ノ種類ニ關セズ別紙圖面假基第一五七圖ニ依リ製作スヘシ(一月十八日作車第八三號通牒ニ依ル)

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○二五〇〇、二七〇〇、二九〇〇及三五〇〇形機關車「エキスパンシ

ヨンプラツケット」改造ノ件

(大正五年一月二十七日 中途甲第二五號)

工場

改正 大正五年七月五日中午達甲第四四二號

(中管)

(中管)

當局所屬二五〇〇、二七〇〇、二九〇〇(二九〇八、二九〇九)及三五〇〇形機關車ニシテ大正元年十月中管乙第七八一號達ニ依リ其ノ「エキスパンシ」ヨンプラツケットヲ改造セサルモノ入場ノ際ハ別紙圖面二五〇〇改イ三ニ依リ修繕費支辨改造スヘシ(一月二十一日作車第九五號通牒ニ依ル)

前項ニ依リ改造シタルモノハ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○炭水車「インターメデイエートバツファア」ニ中軟鋼代用ニ就テ

(大正五年二月十九日 局報注意)

機關車炭水車ノ「インターメデイエートバツファア」用材料ハ大正三年技達第一〇號標準鐵材ノ使用例ニ依ルトキハ半硬鋼ヲ用ユヘキ處自今中軟鋼代用差支ナシ

○四五〇立方呎炭水車前部「ドラツグボツクス」改造ノ件

(大正五年二月二十六日 中途甲第九〇號)

工場

四五〇立方呎炭水車(六七六〇乃至六七八一號、八六七二號以下ノ八六二〇形、及九六一八號乃至九六八七號機關車附屬)臺框「クROSSビーム」ニテ「インターメデイエートバツファア」スプリングヲ受クル部分折損スルモノアルヲ以テ別紙圖面(九六〇〇ヒト一〇圖)ニ依リ修繕費支辨改造スヘシ

尙本改造ニ伴ヒ前部緩衝器(九六〇〇ヒト一〇三圖)炭水車管鈞金具(九六〇〇ヒト一〇二圖)別紙ノ通一部變更ス

(二月二十五日作車第一二三號通牒ニ依ル)

前項ニ依リ改造シタルモノハ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○六四〇〇形機關車内火室改造ノ件

(大正五年三月七日 中途甲第一一〇號)

工場

六四〇〇形機關車内火室ヲ軟鋼製ニ變更ノ際ハ別紙圖面(六四〇〇改イ一)ニ依リ改造スヘシ(二月二十六日作車第三一二號通牒ニ依ル)
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○四五〇立方呎炭水車給水「コック」及注水用「コック」改造ノ件

(大正五年三月十一日) 工場
中達甲第一一八號
達第一一五號ニ基キ四五〇立方呎炭水車給水「コック」(九六〇〇ヒク一〇一圖)及輪鐵注水用「コック」(九六〇〇ヒク一〇二圖)別紙ノ通變更サレタルヲ以テ新製ノ際ハ右ニ依リ改造スヘシ(三月六日作車第三七八號通牒ニ依ル)
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○七〇〇形機關車「クロツスステ」新設其他ノ件

(大正五年三月十三日) 工場
中達甲第一二一號
七〇〇形機關車入場ノ際修繕費支辨左記別紙圖面ニ依リ内火室取外シタルトキ「クロツスステ」ヲ新設シ「ロンジチユーチナルステ」ヲ「ガセツトステ」ニ變更シ又内火室取替ヲ要スルトキ「ガイダーステ」ヲ「ルトフステ」ニ變更スヘシ(三月七日作車第三九三號通牒ニ依ル)
左記

- 一 火室改造 六〇〇改イ一
 - 一 火室改造分解 五〇〇改イ二
 - 一 ガセツトステ(汽罐後飯用) 六〇〇改イ三
 - 一 ガセツトステ(煙室管飯用) 五〇〇改イ四
- 以上

〔中管〕

○「プロローリースリウエーユツク」改造ノ件

(大正五年三月二十二日) 工場
中達甲第一三四號
達第一二五六號螺糸部基本制定ニ基キ「プロローリースリウエーユツク」寸法ニモ變更ヲ來スヘキニ依リ自今製作ノ場合ニハ別紙圖面假基二二一ニ依リ製作スヘシ
尙前項ニ依リ改造シタルモノニ對シテハ「ホース」取付口ノ直徑變更サレタルヲ以テ「ホース」端モ之ニ適合スルモノヲ新製スヘシ(二月十七日作車第二六二號通牒ニ依ル)
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

〔中管〕

○九六〇〇形機關車第二「カッブリングロッド」改造ノ件

(大正五年三月三十日) 工場
中達甲第一五九號
九六〇〇形機關車第二「カッブリングロッド」ノ第一及第三「カッブリングロッド」ニ面スル部分ヲ別紙圖面ニ依リ改造スヘシ(三月十三日作車第四三四號通牒ニ依ル)
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○八六二〇形機關車「トラツクコントロリ」ングスプリングケ「ス」改造ノ件

(大正五年四月二十二日) 工場
中達甲第二〇六號
八六二〇形機關車汽笛取付部附近ノ臺櫃「クロツスプレート」取付弛緩スルモノアルヲ以テ大修繕ノ際ハ修繕費支辨別紙圖面八六二〇改ト二圖ニ依リ「トラツクコントロリ」ングスプリングケ「ス」ヲ改造スヘシ(四月十二日作車第六〇五號通牒ニ依ル)
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○三五〇〇哦炭水車「ボルスタースプリング」改造ノ件

當局所屬八七〇〇形機關車入場ノ際ハ修繕費支辨左記別紙圖面ニ依リ附屬三五〇〇噸炭水車「ボルスタース
プリング」及之ト關聯スル部分ヲ改造スヘシ(四月二十二日作車ア第六六四號通牒ニ依ル)

左記

「ボルスタースプリング」圖面

八九〇〇改ヒシニ

「ボルスタースプリングシート」圖面

八九〇〇改ヒチ一

以上

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

〇八六二〇形機關車附屬四五〇立方呎炭水車擔彈機改造ノ件

(大正五年五月九日) 工場
中達甲第二七九號

八六八四乃至一八六三一號機關車(製作豫定ノモノヲ含ム)二八輛ノ附屬四五〇立方呎炭水車擔彈機ハ八六二
〇乃至八六七一號機關車附屬二七〇噸炭水車用擔彈機ト同一ノモノヲ使用シアルヲ以テ入場ノ際ハ左記各
項ニ依リ改造スヘシ(四月二十日作車第六四八號通牒ニ依ル)

左記

- 一 彈機親取替ヲ要スル際ハ兩端ノ形狀並「スプリングハンガー」ヲ四五〇立方呎炭水車ノ通改造スルコト
 - 二 鈹一部取替又ハ「バックル」取替ヲ要スル際ハ次ノ通改造スルコト
在來ノ鈹ヲ使用シ別ニ一枚ヲ追加シ四五〇立方呎炭水車ノ通トスルコト但シ上部ヨリ三枚目以下ノ鈹ノ
長ハ在來ノモノヲ使用シ差支ナシ
- 彈機ト軸筐「キヤップ」トノ間ニ挿入シアル塵ヲ取外スコト「スプリングハンガー」ハ四五〇立方呎炭水車
ノ通トスルコト

〔中書〕

〇八七〇〇形機關車ボギー改造ノ件

(大正五年六月二日) 工場
中達甲第三九一號

八七〇〇形機關車入場ノ際ハ修繕費支辨別紙圖面八七〇〇改テ一圖ニ依リ其ノ「ボギーサイドストラストレバ
」及其ノ他ヲ改造シ「サイドブレー」ヲ增加スヘシ(大正四年十月十六日作車第八一七號通牒ニ依ル)

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

〇六七六〇形機關車「サツドル」後面ニ孔新設ノ件

(大正五年七月五日) 工場
中達甲第四四四號

六七六〇形機關車入場ノ際ハ別紙圖面六七六〇テ一三ニ依リ其ノ「サツドル」後面ニ二個ノ孔ヲ新設スヘシ
(六月二十四日作車第九七八號通牒ニ依ル)

(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

〇機關車火室屏改造ノ件

(大正五年九月十一日) 局一級
中達甲第五四九號

當局所屬左記形式機關車ニ對シ火室屏ノ取替ヲ要スル場合ハ別紙圖面(圖面ハ施行工場ニ別途配付ス)ニ依リ
車輛修繕費支辨改造スヘシ

形式

六四〇〇

九七五〇

九八〇〇

〇二四〇〇、六三三〇形機關車改造ノ件

(大正五年九月二十八日) 濱松、金澤工場・運輸事務所
中達甲第五六九號

當局所屬二四〇〇、六三三〇形機關車入場修繕ノ際「レブリシ」シグセクトルノ取替ヲ要スルトキハ左記圖面

第四編 工作 第一章 機關車

(圖面ハ別途工場ニ配付ス)ニ依リ其ノ「レブリシシングセクトル」及關係部分ヲ車輛修繕費支辨改造スヘシ(作車ア第一四七七號工作局長通知ニ依ル)

形式	圖面番號
二四〇〇	二四〇〇セー六〇〇
六三五〇	六三五〇セー六〇〇

○六四〇〇形機關車シリンダーカバー改造ノ件

(大正五年十月二十日) 局一般
(中達甲第五九〇號)

六四〇〇形機關車前部「シリンダーカバー」ノ取替ヲ要スルトキハ別紙圖面(圖面ハ別途關係工場ニ送付ス)ニ依リ之ヲ改造スヘシ

○機關車「レバ」シシングシャフトブラツケットケーシング」改造ノ件

(大正五年十一月八日) 工場
(中達甲第六〇九號)

當局所屬六七六〇形機關車入場ノ際ハ其ノ「レバ」シシングシャフトブラツケットケーシング」ヲ別紙圖面(圖面ハ別途工場ニ配付ス)ニ依リ車輛修繕費支辨改造スヘシ

○機關車ノ給油器取替ニ關スル件

(大正五年十一月二十一日) 濱松、金澤工場
(中達甲第六二四號)

當局所屬六二〇〇、六二七〇形機關車ノ内「ヴァアキユームオイルコンパニ」製若ハ之ト同形ノ給油器ヲ有スルモノハ左ノ各項ニ依リ「デトロイトブルアイ」四給式給油器ト取替ヲ爲スヘシ(作車ア第一〇五六號工作局長通牒ニ依ル)

一 濱松工場ニ於テハ別途送付スル物品請求券(補充費支辨作補第六二號)ニ依リ「デトロイトブルアイ」四給式給油器四十八個ヲ製作シ完成ノ都度機關車受持工場ニ送付スヘシ但シ完成品ノ員數ハ一箇月分ヲ取纏メ之ヲ自工場使用ノ分ト金澤工場及東管大宮工場送付ノ分ニ區別シ翌月三日迄ニ工作課長ニ報告スヘシ

〔中管〕

〔中管〕

二 給油器取替ト同時ニ在來二本ノ給油管ノ外左右「シリンダー」上部中央ニ給油シ得ル様新規二本ノ給油管ヲ増設スヘシ但シ「シリンダー」ノ上部ニ「チエストラ」有スルモノニ在リテハ其ノ外側中央ニ給油シ得ル様設備スヘシ

三 前項ノ工事費ハ車輛修繕費支辨トス
四 給油器ノ取替ヲ爲スヘキ機關車ヲ左ノ通指定ス但シ配置替ヲ爲シタル場合ノ取扱ハ其ノ都度工作課長ヨリ通牒セシム

番	號	輛數	配置機關庫
六二〇〇	六二〇二、六二〇四	一三	飯田町
六二一八	六二二一、六二二三、六二二五、六二二七、六二二九、六二三一、六三三三、六三三五、六三三七、六三三九、六三四一	一五	名古屋
六二二九	六二三六、六二四一	三	米原
六二四六	六二四五、六二四四	五	福井
六二七三	六二七一、六二七二	四	金澤
六二八〇	六二八二、六二八三	三	富山
六二七〇	六二八八、六二八九	五	糸魚川
六二九一	六二九三		
計		四八	

五 前項給油器ノ取替ヲ爲シタル分ハ當月分ヲ取纏メ翌月三日迄ニ其ノ車號ヲ工作課長ニ報告スヘシ

○機關車「ブレイキハンガーブラツケット」改造ノ件

左記

形式	圖面番號	通牒番號
八六二〇	八六二〇スー九〇〇〇	大正五年十二月作車ア第二〇一〇號
九六〇〇	九六〇〇スー六〇〇〇	(圖面ハ別) (大正五年十二月作車ア第二〇〇八號)

〇六七六〇、九六〇〇形機關車「コンネクティングロツドスモールエンド」改造ノ件
(大正六年二月十日) 濱松工場 新橋名古屋運輸事務所
 中達甲第三四號 機關庫

左記形式機關車「コンネクティングロツドスモールエンド」ハ別紙圖面(圖面ハ別途工場ニ配付ス)ニ依リ工場ニ於テ改造スヘシ

形式	圖面番號	通牒番號
六七六〇	六七六〇スー六〇〇	大正六年一月作車ア第三六號
九六〇〇	自九六〇〇 至一九六一七	大正六年二月作車ア第一二九號

〇八六二〇形機關車附屬炭水車「ホーンステア」改造ノ件
(大正六年二月二十六日) 濱松工場、新橋名古屋運輸事務所
 中達甲第五〇號 機關庫

八六二〇形(八六二〇一八六三七、八六四四一八六七)機關車附屬二七〇〇噸炭水車「ホーンステア」ヲ別紙圖面ハ六二〇ヒテ六〇〇(圖面ハ別途工場ニ送付ス)ニ依リ工場ニ於テ改造スヘシ(二月十三日作車ア第一七五號通牒ニ依ル)

〇六七六〇形機關車「ボギーサイドベヤラー」下部「シュエ」取付「ボルト」改造ノ件
(大正六年三月三日) 濱松工場、新橋運輸事務所
 中達甲第五二號 關係機關庫

六七六〇形機關車「ボギーサイドベヤラー」下部「シュエ」取付「ボルト」(六七六〇形分解圖七三頁ト一四參)

照番號二ノ内機關車中心線寄リノモノヲ兩端沈頭銚ニ改造スヘシ(二月十六日作車ア第二〇六號通牒ニ依ル)

〇六七六〇、九六〇〇形機關車「ピストンバルヴ」改造ノ件
(大正六年三月十九日) 濱松工場 新橋名古屋運輸事務所
 中達甲第七二號 機關庫

六七六〇、九六〇〇形機關車入場ノ際ハ其ノ「ピストンバルヴ」ヲ別紙圖面六七六〇サ一四〇〇(圖面ハ工場ニ送付ス)ニ依リ改造スヘシ(二月二十二日作車ア第二二九號通牒ニ依ル)

〇機關車汽罐「サイドステータツプ」基本制定ノ件
(大正六年三月二十七日) 濱松、金澤工場
 中達甲第七六號

工場用機關車汽罐「サイドステータツプ」ノ基本別紙圖面(圖面ハ別途配付ス)ノ通定ム

〇四五〇立方呎炭水車手用制動裝置改造ノ件
(大正六年四月十八日) 濱松工場、新橋、靜岡、名古屋運輸事務所、關係機關庫
 中達甲第一二六號

六七六〇、八六二〇及九六〇〇形機關車入場ノ際ハ附屬四五〇立方呎炭水車手用制動裝置ヲ九六〇〇ヒナ一六〇一及九六〇〇ヒナ一四〇〇圖(圖面ハ別途工場ニ送付ス)ニ依リ改造スヘシ(三月二十二日作車ア第三四八號工作局長通牒ニ依ル)

〇二一〇〇、二二二〇、二四〇〇、二五〇〇及二七〇〇形機關車牽引裝置改造ノ件
(大正六年四月十九日) 濱松、金澤工場、關係運輸事務所
 中達甲第一三〇號 機關庫

左記機關車入場ノ際牽引彈機ニシテ基本ニアラサルモノハ別紙圖面(圖面ハ別途送付ス)二二二〇ノ一四〇〇ニ依リ車輛修繕費支辨工場ニ於テ之ヲ改造スヘシ(大正六年四月七日作車ア第四〇三號工作局長通牒ニ依ル)

〔中管〕

〔中管〕

- 二一〇〇形(前部) 二二二〇(前部) 二四〇〇(前部)
- 二五〇〇形(前部及後部) 二七〇〇形(前部及後部)

○機關車ノ機關手室内ニ「タブレット」掛金具設備ノ件

(大正六年四月二十日)
中達甲第一三四號

濱松、金澤工場 各運輸事務所
各機關庫

「タブレット」使用區間ヲ運轉スル當局所屬機關車ノ機關手室内ニ左ノ各項ニ依リ「タブレット」掛金具ヲ設備スヘシ

- 一 「タブレット」掛金具ハ別紙圖面(圖面ハ別途工場ニ配布ス)ニ依リ受持工場ニ於テ車輛修繕費支辨製作スヘシ但シ入場機關車ニハ工場ニ於テ設備スヘシ
- 二 機關庫主任ハ工場物品及修繕品送狀ヲ以テ「タブレット」掛金具ヲ受持工場ニ請求シ現品受領次第順次設備スヘシ但シ右修繕品送狀ニハ機關車番號表ヲ添付スヘシ
- 三 「タブレット」掛金具ノ設備位置ハ左記ニ依ルヘシ
 - 一 「テンダー」機關車ニ在リテハ機關手室機關手側、側板前方ノ上部
 - 一 「タンク」機關車ニ在リテハ機關手室後板ノ中央上部(逆向運轉ノ場合ニ使用)及機關手側、側板前方ノ上部(前進運轉ノ場合ニ使用)但シ「ツアキユアムエゼクタ」其ノ他ノ障害物ノ爲掛ケ外シ困難ノモノハ、火夫側ノ當該箇所トス

○機關車「タブレット」掛金具取付ニ就テ

(大正六年四月二十日)
局報注意

中達甲第一三四號ニ依リ當局所屬機關車ニ「タブレット」掛金具ノ設備ヲ要スヘキモ既ニ該設置アルモノハ其ノ儘之ヲ使用シ取替ノ必要アル場合右達示ニ依ル掛金具ヲ取付ヘシ

○新製機關車汽笛制定ノ件

(大正四年九月十八日)
中達甲第一六一號

工場(大井、四日市ナ除ク)
運輸事務所、機關庫

自今新製機關車汽笛ハ一箇ヲ設備スルコトニ制定セラレタルヲ以テ從來ノ機關車ニ對シテハ小ナル汽笛ヲ取

〔中管〕

外シ大ナルモノ一箇ト爲スヘシ

追テ取外シタルモノハ毎月分ヲ取纏メ工場ニ在リテハ改造裝置工事月報ヲ以テ其ノ他ニ在リテハ任意ノ様式ヲ以テ其ノ機關車番號ヲ工作課宛報告スヘシ

○機關車汽笛二箇設備ノ件

(大正五年六月七日)
中達甲第三九七號

工場、運輸事務所、機關庫

客年九月中達甲第一六一號ニ依ル機關車小汽笛取外シノ件ハ當分ニ見合セ從來ノ通二箇設備スヘシ

○「チーベン」會社製機關車用外輪使用ニ就テ

(大正四年九月二十日)
局報注意

「チーベン」會社製機關車用外輪ニシテ元(B6)形機關車用以外ノモノニ對シテハ使用差支ナキ趣本月十一日車第三三一號ヲ以テ工作局車輛課長ヨリ通知アリタリ

○機關車火粉止器用網改造ノ件

(大正四年九月二十一日)
中達甲第一六三號

局一般

自今機關車火粉止器用網ハ十六番線製ニシテ一時ニ四目ノモノヲ使用スヘシ
大正三年三月東達第七〇二號及之ニ抵觸スル從來ノ諸達ハ之ヲ廢止ス

○機關車汽罐用「テーパー」タツプ基本制定ノ件

(大正五年七月十九日)
中達甲第四七五號

局一般

機關車汽罐用「テーパー」タツプノ基本別紙圖面ノ通定ム
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○機關車用圓形窓硝子ノ件

(大正五年八月二十二日)
中達甲第五二六號

局一般

大正五年八月達第八〇二號ヲ以テ機關車用圓形窓硝子基本寸法定定セラレタルニ依リ當局所屬機關車ニテ右

〔中管〕

基本寸法窓硝子ヲ使用スヘキ形式左ノ通定ム

左記

- 一 直徑十二吋ノモノヲ使用スヘキ機關車形式
 - 一一〇、七〇〇、一一〇〇、一二〇〇、四五一〇、六四〇〇、六七六〇、八六二〇、八八五〇、八九〇〇、九七五〇、九八五〇
 - 一 直徑十六吋二分ノモノヲ使用スヘキ機關車形式
 - 二三〇、五〇〇、六〇〇、一八〇〇、一八五〇、二〇六〇、二一〇〇、二一二〇、二四〇〇、二五〇〇、二七〇〇、二九〇〇、三〇八〇、三五〇〇、五一三〇、五六三〇、六二〇〇、六二五〇、六二七〇、六三〇〇、六三五〇、八七〇〇
- 窓枠改造ヲ要スルモノハ別紙圖面ニ依ルヘシ
左ノ達注意事項ハ之ヲ廢止ス
- 一 大正五年七月中達甲第四四五號機關車用圓形窓硝子統一ノ件
 - 一 同年七月六日局報乙注意事項機關車圓形窓硝子大サ統一ニ就テ
(圖面ハ關係ノ向ニ配付ス)

○機關車窓用硝子ノ品質一定ノ件

(大正五年九月二十日 中達甲第五七號)

局一發

機關車窓用硝子ノ内「キヤップ」ノ前後ニ取付クヘキモノハ磨硝子ヲ側面用ノモノハ並硝子ヲ使用スヘシ(作車第一三五四號通牒ニ依ル)

○機關車「パツキング」用銅線ノ件

(大正六年一月二十七日 中達甲第一六號)

濱松、金澤工場、各運輸事務所 各機關車

機關車ノ左記部分ノ汽密ヲ保持スル爲其ノ接觸面ニ「パツキング」ヲ使用スル必要アル場合ニハ夫々下記銅線ヲ使用スヘシ(大正五年十二月作車第一九二一號通牒ニ依ル)
大正五年七月中達甲第四六三號機關車汽罐「ドームリング」用銅線ノ件ハ之ヲ廢止ス

(中管)

記

「ドームリング」
汽筒蓋 蓋 B、S、五番線
汽筒蒸汽室蓋(平滑算ノ場合)
汽筒蒸汽室蓋(「ピストン」ブルツノ場合) B、S、八番線
「パツキング」グラント座 安 全 弁

○機關車煙管掃除器用「ゴム」又ハ「メタリツクホース」寸法ニ關スル件

(大正六年三月八日 中達甲第六二號)

濱松、金澤工場、運輸事務所 機關車

機關車煙管掃除器用「ゴム」又ハ「メタリツクホース」ハ總テ内徑八分ノ五吋ノモノヲ使用スヘシ

○機關車改造ノ際機關車改造裝置月報ニ依リ報告ノ件

(大正五年三月三日 中達甲第一〇五號)

工場

達又ハ通牒ニ依リ機關車ノ改造ヲ施行シタルトキハ其ノ竣工車號ヲ機關車改造裝置月報ニ依リ報告スヘシ

第二章 客、貨車

○貨車屋根布張替割當輛數變更ノ件

(大正四年十月六日 中達甲第二一八號)

各工場(濱松ヲ除ク)

各工場ニ於テ施工ノ貨車屋根布張替毎月割當輛數ハ來ル十月以降左ノ通改定ス
(作車第六五二號工作局長通牒)
改正 大正五年五月十日中達甲第三六一號

左記

第四編 工作 第二章 客、貨車

- 一 大井工場 一〇〇輛
- 一 金澤工場 二〇〇輛
- 一 四日市工場 四七輛

○「デツキ」外開番戸改造ノ件
(大正四年九月六日 大井、四日市、金澤工場
 中達甲第一三三號)
 客車「デツキ」ノ番戸ニシテ外方ニ開クモノハ之ヲ適宜内方ニ開ク様改造スヘシ
 前項ノ工事落成ノ上ハ改造装置月報ニ依リ報告スヘシ

○奥野式ダストキーパー使用ノ件
(大正四年十月九日 各工場(除濱松)
 中達甲第二五一號)
 改正 大正五年十二月二十三日中達甲第六七〇號

自今客車一般及基本軸筐ヲ有スル貨車ニハ漸次奥野式「ダストキーパー」ヲ使用スヘシ

○客貨車及電車ノ屋根塗粧ノ件
(大正四年十月十四日 各運輸事務所、各機關庫
 中達甲第二六〇號)
 自今客貨車及電車ノ屋根塗粧修繕ノ場合ニハ鶯色トルベトペイントヲ使用スヘシ

○四輪客車側戸革製開止ヲ鑄鐵製ニ改造ノ件
(大正四年十月十五日 各工場(除濱松)、各運輸事務所
 中達甲第二六五號)
 自今四輪客車側戸革製開止ノ取替ヲ要スル場合ハ別紙圖面ノ通鑄鐵製ニ改造スヘシ
(圖面ハ關係ノ向ヘ配付ス)

○四輪ボギー客車削正ノ件
(大正五年十月二十日 大井、四日市、金澤工場
 中達甲第五九一號)
 當局所屬四輪ボギー客車入場ノ際ハ「ボルスタ」ブランクピン「フイレット」ヲ別紙圖面(圖面ハ別途配付ス)ノ通削正スヘシ

〔中管〕

○客貨車用「ベヤリング」プラス「メタルライニン」ニ關スル件

(大正五年十一月一日 大井、四日市、金澤工場
 中達甲第六〇四號)
 運輸事務所、機關庫、檢車所

客貨車用「ベヤリング」プラス「メタルライニン」ハ大正四年六月技達第二四號附圖第三〇號甲ニ依リ白「メタル」ヲ使用スヘシ
 正四年十月中達甲第二六八號ハ之ヲ廢止ス

○客貨車及電車ノ「スプリットピン」ニ就テ

(大正五年十二月一日 局報注意)

從來客貨車及電車ノ「ブレック、リツギンケ」中「ブレックハンガーピン」等ニ使用セル「スプリットピン」ハ運輸中剪斷力又ハ彎曲力ノ副作用ヲ受ケ折損スルコトアルヲ以テ定期検査並「入場修繕」ノ際ハ之ヲ明治四十四年八月技達第五八一號基本車第十九號ニ準シ「スプリットコッター」ニ改ムヘシ

○「ボギー」客車ノ「ボギーセンターピンカヴァー」ニ關スル件

(大正六年一月四日 工場(除濱松)
 中達甲第一號)

ボギー客車ノ「ボギーセンターピンカヴァー」ハ別紙圖面(圖面ハ別途配付ス)ニ依リ施行スヘシ

○ボギー客車ニ取付アル「ホリゾント」リール、ブラツケット

(大正六年一月四日 各工場長(除濱松)
 中管作第七四四號通牒)

ノ取替ヲ要スル場合取扱方ノ件
(大正六年一月四日 各工場長(除濱松)
 中管作第七四四號通牒)
 明治四十四年度以降新造ノ四輪及六輪ボギー客車ニ取付アル「ホリゾント」リール、ブラツケットノ取替ヲ要スルキハ別紙圖面(圖面ハ別途送付ス)ニ依リ施工相成度

○客車用水雷型通風器取付變更ノ件
(大正六年二月六日 各工場(除濱松)、各運輸事務所、
 機關庫、檢車所
 中達甲第三一號)

客車用水雷型通風器ニシテ其ノ兩尖端カ車輻進行ノ方向ニ在ルモノハ之ヲ九十度轉向シ直角ヲ爲ス様逐次取付ヲ變更スヘシ
 尙下方ニ向ヘル圓錐ノ尖端ハ雨水ノ滯溜ヲ避クル爲約四分ノ一時ノ孔徑ヲ得ル程度ニ截リ去リ置クヲ要ス

○緩急車設備ノ貴重品箱修繕又ハ新製ヲ要スル場合取扱方ノ件

(大正六年一月四日) 各工場長(除濱松)

緩急車設備ノ貴重品箱ニシテ修繕又ハ新製ヲ要スル場合ハ別紙圖面假基八〇四圖(圖面ハ別途送付ス)ニ依リ製作相成度

○基本螺旋聯結器工作法ニ就テ

(大正六年一月二十二日) 局報注意

院基本客貨車用螺旋聯結器ノ螺子桿ト「バックル」トノ取付ハ燒鉋打ニ依ルヘキモノナルカ近來往々八分ノ三吋「ピン」ヲ貫通シアルモノヲ發見ス右ハ工作上違法ノモノニ付發見次第基本ノモノト取換テ爲スヘシ

○電車改造ノ件

(大正五年十月二日) 大井工場 新橋運輸事務所

京濱間電車入場ノ際ハ其ノ「ブレーキ」キハンガイブラケット及「ブレーキ」コムブレツシヨソッドヲ車輛修繕費支辨別紙圖面(圖面ハ別途大井工場ニ配付ス)ノ改造スヘシ(作車サ第一四四〇號工作局長通知ニ依ル)

○電車制動用氣壓調節器竝「フキードブルブ」調整ノ件

(大正六年一月二十九日) 新橋運輸事務所 大井工場、電車庫

電車制動用氣壓調節器竝「フキードブルブ」ノ調整左ノ通定ム

一 氣壓調節器ノ調整ハ左記ニ依ルヘシ

記號	型式	一平方吋ニ對スル壓抑機起動ノ壓力(封度)	一平方吋ニ對スル壓抑機停止ノ壓力(封度)
デ	六二五〇	六〇	七〇
デ	六三八〇	同上	同上
デ	六四七〇	同上	同上
デ	六二六〇	七〇	八〇
デ	六二八〇	同上	同上

(中管)

記號	型式	一平方吋ニ對スル壓抑機起動ノ壓力(封度)	一平方吋ニ對スル壓抑機停止ノ壓力(封度)
デ	六二八五	同上	同上
デ	六三〇〇	同上	同上
デ	六三一〇	同上	同上
デ	六四六〇	同上	同上
デ	六四六五	同上	同上
デ	六一三〇	八〇	九〇
デ	六三四〇	同上	同上
デ	六四五〇	同上	同上

(中管)

二 「デ」ロハレ六一三〇、「デ」ハレ六三四〇、「デ」ハレ六四五〇、各型式電車ニ設備セル「フキードブルブ」ノ調整ハ左記ニ依ルヘシ

一 平方吋ニ對スル壓力(封度)

- 二 輛 四五
- 三 輛 五〇

○電車制動裝置ニ「タン」バックル「取付」ノ件

(大正四年十月二十九日) 新橋運輸事務所

四輪ボギー電車制動裝置中「ブレーキ」シリンダー「ヨリ」制輪子ニ至ル傳力桿ニ送り孔ノミニテ調整シ「タイ」ンバックル「ヲ」有セサルモノハ別紙圖面ニ依リ「タイ」ンバックル「ヲ」付スヘシ

(圖面ハ關係ノ向ヘ配布ス)

○貨車屋根修理表示方

(大正五年二月十六日) 運輸事務所、工場(除濱松)

定期検査以外ノ場合ニ於テ貨車ノ屋根葺替麻布張替若ハ一部切繼ヲ爲シタルトキハ車體ノ一端緩衝器ノ上位ニ左ノ標記ヲ爲スヘシ

塗替張替又ハ切繼ノ別
年 月 日
場 所 名

輪廓ハ巾三吋縱四吋トス
標記方ハ白色「ベイント」ヲ用井場所名ハ略稱ヲ用井サルモノトス

明治四十四年五月中管乙第七八八號中第八十四條ハ之ヲ削除シ明治四十三年二月二十八日西管局報注意事項
貨車屋根塗飾修理ノ際木札取付ノ件ハ之ヲ廢止ス

○客車電燈用蓄電池納入外箱改造ノ件

(大正五年三月七日)
各工場長(除濱松)
各運輸事務所長

客車電燈用蓄電池納入外箱内法ノ高サ一呎七吋四分ノ三ノモノハ納入箱ノ上縁周圍ニ高サ一吋ノ木片ヲ釘付
ケ内法高サヲ一呎八吋四分ノ三ニ改造スヘシ

(作車第二九二號工作局長通牒ノ分)

○四輪客車ノ真空氣筒取替方

(大正五年五月九日)
各工場長(除濱松)
中管第二八〇號

四輪客車ニシテ真空氣筒ノ徑十八吋ヲ有スルモノ入場ノ際ハボギ一客車ノ徑十五吋ノモノト振替使用スヘシ
(車ヤ第四三五號通牒ノ分)

○寢臺車及一等客車ノ「タオル」置臺改造方

(大正五年五月九日)
各工場長(除濱松)
中管第二八一號

寢臺車及一等客車ノ「タオル」置臺ヲ別紙圖面第二圖ニ依リ改造シ新製ノ際ハ第一圖ニ依リ製作スヘシ
圖面ハ關係ノ向ヘ送付ス

(作車第一二五八號照會ノ分)

○客車洗面所並便所入口戸ノ硝子板ヲ木板ニ變更ノ件

(大正五年十月七日)
各工場長(除濱松)
各運輸事務所長
各檢車所機關庫主任
各檢車所機關庫主任

客車ノ洗面所並便所入口戸ニ艶消シ又ハ腐蝕硝子板ノ取付アルモノハ之ヲ木板ト取替ヘ近來新製車輛ニ取付ケアル白色陶製ノ標札ヲ取付クルコ
トニ一定候條入場ノ際ハ右ニ依リ施行スルコトシ尙現在使用中ノモノニ對シテハ檢車所機關庫ニ於テ透視シ難キ程度ニ其ノ内部ヨリ白色塗料
ノ塗抹及標札取付方施行相成度

(中管)

○列車煖室用護謨管ノ形狀寸法ニ關スル件

(大正五年十二月八日)
各工場長
中管第七一〇號ノ二通牒

列車煖室用護謨管ハ兩端口徑一吋十六分ノ七長サ二十四吋ヲ假基本寸法ト定メ大正六年度所要ノ分ヨリ右寸法ノモノヲ準備スルコトニ取極メタ
ル旨工作局ヨリ通牒有之候間了知相成度

○鐵製有蓋貨車改造ノ件

(大正六年四月十七日)
大井、四日市、金澤工場
各運輸事務所、機關庫
檢車所

當局所屬形式第一一八七號鐵製有蓋貨車ハ入場ノ都度其ノ「ドア」ガイドヲ別紙圖面(圖面ハ別途工場ニ配
付ス)ニ依リ車輛修繕費支辨改造スヘシ

○貨車々側制動機改造ノ件

(大正六年四月二十日)
大井、四日市、金澤工場
關係運輸事務所、機關庫、
檢車所

形式第一七〇一三、一二七四六號有蓋貨車ノ車側制動機ヲ大正五年二月達第一一四號在來ノ客貨車用制輪
子使用並取替手續第五條ノ標準ニ基キ左記ノ通別途送付スル請求券ニ依リ工場ニ於テ改造スヘシ但シ形式ワ
一七〇一三號ノ内各局所屬ニシテ真空制動機ヲ有シ緩急車ニ代用セルモノハ改造セサルモノトス(三月二十
日第三三一號工作局長通牒ニ依ル)

施行工場	輛數	請求券番號
大井	四〇	作改 九七
四日市	四〇	同 九八
金澤	二八	同 九九

○客貨車輪軸取換報告ノ件

(大正四年八月五日)
運輸事務所、機關庫、檢車所、
電車庫
中管第六〇號

客貨車輪軸ヲ取換ヘタルモノハ本年七月達第八〇八號様式客(貨)車輪軸取換月報ニ依リ翌月五日迄ニ運輸課
ニ報告スヘシ

明治四十二年七月十四日元中管局報注意事項客貨車ノ車軸取替報告ニ就テ及其ノ他本達ニ紙觸又ハ重複スルモノハ之ヲ廢止ス

○客貨車用豫備輪軸並車輪現在報告ノ件

(大正四年九月二十二日)

(工場長(除濱松))

自今客貨車用豫備輪軸並車輪(工場倉庫貯藏品ヲ含ミ廢棄品ヲ含マズ)ノ七、十、一、四、月ノ末日現在ヲ左記様式ニ依リ翌月七日迄ニ當局ニ到着スル様報告スヘシ

(七月四日車第四五號九月十三日車第三三八號車輛課長照會ノ分)

(左記)

何月末現在客貨車用豫備輪軸並車輪調表

何々工場

考	備	量	數	輪		車		軸		車	
				廢	豫	直徑	軸	中心	直徑	長	直徑
何種又ハ何種豫備用トシテ入用其ノ必要ヲシテノ記入用其ノ必要ヲシテノ記入用其ノ必要ヲシテノ記	別定備品及工場貯藏品等ノ區別品記入スルコト	車輪並軸ニ違テノ對數車輪ノモノニ就テハ個數ヲ記入スルコト	其ノ豫備使用ニ適セサルモノニ外輪取替又ハ例正ヲ要スルモノト記入スルコト	ハツク	ハツク	ハツク	ハツク	ハツク	ハツク	ハツク	ハツク
				其ノ豫備使用ニ適セサルモノニ外輪取替又ハ例正ヲ要スルモノト記入スルコト	其ノ豫備使用ニ適セサルモノニ外輪取替又ハ例正ヲ要スルモノト記入スルコト	其ノ豫備使用ニ適セサルモノニ外輪取替又ハ例正ヲ要スルモノト記入スルコト	其ノ豫備使用ニ適セサルモノニ外輪取替又ハ例正ヲ要スルモノト記入スルコト	其ノ豫備使用ニ適セサルモノニ外輪取替又ハ例正ヲ要スルモノト記入スルコト	其ノ豫備使用ニ適セサルモノニ外輪取替又ハ例正ヲ要スルモノト記入スルコト	其ノ豫備使用ニ適セサルモノニ外輪取替又ハ例正ヲ要スルモノト記入スルコト	其ノ豫備使用ニ適セサルモノニ外輪取替又ハ例正ヲ要スルモノト記入スルコト

[中管]

○客貨車制輪子使用報告書提出方ニ就テ

(大正五年三月十八日)

[中管]

大正五年二月二十一日達第一一四號ニ依リ各庫所ヨリ提出スル客(貨)車制輪子使用報告書ハ各運輸事務所ニテ取經メ翌月十日迄ニ工場ヨリ提出スル該報告ハ同日迄ニ工作課ヘ直送スヘシ

第三章 雜則

○中部鐵道管理局工場職工賃請仕事取扱細則

(大正五年十一月十八日)

工場

當局工場職工賃請仕事取扱細則左ノ通定ム

中部鐵道管理局工場職工賃請仕事取扱細則

- 第一條 工場職工賃請仕事ハ大正二年十二月達第一〇二五號鐵道院職工賃請仕事規程ニ依ルノ外本細則ニ依リ之ヲ取扱フヘシ
- 第二條 賃請仕事方法ヲ分チテ人工請負並單價請負ノ二種トス
- 第三條 賃請仕事單價請負ニ付スヘキモノハ單獨作業ニシテ工事微細ナル爲人工ノ査定困難ナルモノニ限リ其ノ他ハ總テ人工請負ノ取扱ヲ爲スヘシ
- 第四條 賃請仕事ニ對スル所得賃金ハ左記ニ依リ之ヲ算定スヘシ
 - 一 單價請負ノ場合
 - 指定單價ニ落成員數ヲ乗シタルモノヲ以テ所得賃金トス
 - 二 單獨作業人工請負ノ場合
 - 指定人工ニ日給額ヲ乗シタルモノヲ以テ所得賃金トス
 - 三 連合作業人工請負ノ場合
 - 實働總人工ニ對スル指定人工ノ割合ヲ各自ノ實働人工ニ乗シタルモノヲ所得人工トシ之ニ日給額ヲ

乘シタルモノヲ以テ各自ノ所得賃金トス但シ前記實働總人工ニ對スル指定人工ノ割合ハ四捨五入ヲ以テ小數四位ニ止メ計算上生スル指定人工ト總所得人工トノ差ハ其ノ儘之ヲ處理スヘシ

第五條 職場主任工事ヲ賃請ニ附セムトスルトキハ之カ單人工若ハ單價ヲ査定シタル書類ヲ添ヘ賃請仕事單人工(單價)伺(様式第一號)ヲ工場長ニ提出シ認可ヲ俟ツテ施工ノ手配ヲ爲スヘシ其ノ單人工若ハ單價ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第六條 計算掛ハ適宜ノ帳簿若ハ「カード」ヲ設ケ工場長ノ認可ヲ了シタル賃請仕事單人工若ハ單價ヲ登錄シ且之カ實施上ノ成績ヲ明ニ爲スヘシ

第七條 賃請仕事ノ單人工若ハ單價ハ豫メ施工ノ方法其ノ他使用ノ機械工具ヲ定メ當該工事ニ最普通ニ使役スヘキ程度ノ職工ヲ選定シ嚴密ナル監督ノ下ニ試驗的ニ數回施工ヲ命シタル結果ニ依リ職場主任之ヲ査定シ其ノ願末ヲ賃請仕事單人工(單價)査定表(様式第二號)ニ記錄保存スヘシ

第八條 職場主任職工ニ賃請仕事ヲ命シタルトキハ賃請仕事明細票(様式第三號)ニ必要事項ヲ記入シ之ヲ計算掛ニ送付スヘシ但シ單價請負ノ分ニ限リ職工仕業報告ニ賃請仕事ニ對スル人工並其ノ伺番號ヲ記載シ前記ノ取扱ヲ省略スルコトヲ得

第九條 賃請仕事落成シタルトキハ職場主任ハ嚴密ナル検査ヲ施行シ完全ナルヲ確認シタル後賃請仕事明細票原票ニ落成月日時ヲ記入シ計算掛ニ送付スヘシ

第十條 計算掛ハ第八條ニ依リ送付ヲ受ケタル賃請仕事明細票ニ日々從事職工ノ仕業人工ヲ登錄シ前條ノ落成通知ヲ受ケタルトキ第四條ノ方法ニ依リ各自ノ所得ヲ算定スヘシ但シ單價請負ニ依ル賃請仕事ニ限リ單價請負賃請仕事明細票(様式第四號)ニ依リ給料締切期間内ノ落成工事全部ヲ取纏メ前記ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第十一條 賃請仕事ノ賃金精算ノ結果實働賃金ニ對シ生スル増減額ハ精算ノ都度之ヲ各人別ニ賃請仕事損益計算書(様式第五號)ニ登錄シ給料締切期日ニ於テ之ヲ通算シ損失ヲ生シタルトキハ適宜編入スヘキ賃請仕事並工作番號ヲ定メテ其ノ所得ヲ増加シ實働賃金ト合致セシムヘシ

第十二條 賃請仕事未竣工ノ場合ト雖所定ノ給料支拂日ニ於テハ當該期間ノ仕業ニ對スル常備賃金ヲ算定シ

〔中管〕

〔中管〕

之ヲ部分拂トシテ支給スヘシ

前項部分拂ニ對シテハ全部竣工ノ際第四條ノ方法ニ依リ其ノ所得ヲ調査精算シ支給ノ取計ヲ爲スヘシ

第十三條 賃請仕事従事員仕業中傷痍疾病ニ罹リ又ハ動力ノ運轉休止若ハ機械及貸與工具ノ破損其ノ他ノ事故ニ因リ操業停止中ノ時間ハ間接費所屬トシ賃請仕事時間ノ計算ヨリ之ヲ除外シ爾後再ヒ繼續施工困難ナルモノニ在リテハ工場長ノ見込ニ依リ其ノ完成歩合ヲ査定シ之ニ依リ事故發生前ノ賃請仕事ニ對シ其ノ損益ヲ打切り計算スヘシ此ノ場合所管職場主任ハ賃請仕事單人工(單價)伺ニ當初ノ伺定番號工事件名並所定ノ單人工若ハ單價ニ完成歩合ヲ乘シタル改正單價若ハ單人工ヲ朱書シ記事欄ニ完成歩合並關係ノ請負番號及打切り計算ヲ要スル事由ヲ記載シ工場長ノ承認ヲ經テ之ヲ計算掛ニ送付スヘシ

前項停止時間カ三十分未滿ノ場合ハ本條ノ取扱ヲ要セス

第十四條 賃請仕事ニ從事中ノ職工カ自己ノ過失ニ因リ加工ヲ誤リタルトキハ左記各號ニ依リ處理スヘシ

一 所管職場主任ニ於テ當該部分ノ人工ヲ調査シ工場長ノ承認ヲ經テ之ヲ計算掛ニ通知スヘシ但シ人工ハ見積ニ依ルコトヲ得

前項ノ人工カ三十分未滿ノ時數ニ相當スルモノハ本條ノ取扱ヲ要セス

二 計算掛前號ノ通知ヲ受ケタルトキハ該人工ニ従事員ノ現日給額ヲ乘シタル金額ヲ當該期間ノ未拂賃金ヨリ控除シ且之ヲ相當工作號ノ工事人工中ヨリ減却スヘシ但シ連合請負ニシテ個人別人工判明セザル

トキハ仕業人工ニ應シ總連合者ニ割當テ前記ノ計算ヲ爲スヘシ

三 前號ノ計算ニ付テハ適宜ノ計算書ヲ作成シ工場長ノ承認ヲ經ヘシ

本條ノ規定ハ職工過怠ニ對スル處分ヲ妨ケス

附 則

本細則ハ大正五年十一月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

